博士論文

ジェイムズ・ステュアート商業論研究

塩見由梨

目次

序論			2
第一章		ステュアート商業論への注目 「交易」の意味	8 9 12 17
第二章	二つの利消 第一節 第二節 第三節	利潤論の分析視角	33 34 37 44
第三章	競争論の構 第一節 第二節 第三節		59 60 64 71
第四章	商業の原理 第一節 第二節 第三節	計算貨幣以前――第一、二編の「貨幣」概念	89 90 93 98
終章	ジェイム 第一節 第二節 第三節	び・ステュアートの重商主義理論 重商主義とステュアート 商業の経済学体系 ジェイムズ・ステュアートの重商主義	110 111 115 122
参考文献	肰		133

序論

本研究は、ジェイムズ・ステュアートの主著『経済の諸原理にかんする研究』を商業論 に注目して再検討し、経済理論における商業論の可能性の再考を試みるものである。

商品を転売して利益を得るという商人の活動は歴史的に古くからみられ、今日の資本主義経済においてもなお広く行なわれている。それどころか、市場が世界規模に拡大し、多種多様な商品が取引されるようになるほど、商業活動の規模と役割は一層増してきているといっても過言ではない。

ところが、経済理論上の商業は、農業や製造業のような生産に関わる活動に対して相対的に低くとり扱われてきた。市場経済はまず生産者と消費者の世界として描かれ、商業は仲介や輸送の担い手としてあとから追加される。この展開では、商業の導入以前に市場の核が完成しており、なぜ市場経済に商業が必要なのかが直接問題にならない。現実には生産者と消費者は離れているから仲介者が必要なのだとして、補佐としての商業を導入することは可能な方法のひとつではある。しかしそれでは、利用可能な輸送技術や通信技術が高度に発達した今日においても、なお商業がここまで大きな存在感をもって世界的に活動していることの積極的な意味を理解することは難しい。新技術や新市場を伴う現代資本主義経済の新たな局面を理解するためには、かかる転回において主導的に活躍する商業の意義を見なおしてみることもひとつの方向性ではないか。本研究の問題意識の根幹はここにある。

しかしこの問題とり組むといっても、筆者にはここで一から商業論を再構築してゆく力はない。本研究はその代わりに、ジェイムズ・ステュアートという経済学者から有益な示唆が引き出せることを主張するものである。ステュアートは、資本主義の確立前夜の社会を対象に据え、またその研究生活のほとんどを欧州大陸諸国で送らねばならなかったために、来る資本主義経済を捉えることができなかったという制約を抱えている。しかし他方で、かれは商業活動が近代社会に対してもつ機能について独特の分析を行ない、市場経済がいかに構築されてゆくのか、その論理に接近した経済学者である。したがって本研究は、

商業論を再考する手がかりを求め、ジェイムズ・ステュアートの経済理論に分析を加える ものとなる。

はじめに、ステュアートとその主著について簡単に紹介をしておく10。

ジェイムズ・ステュアート (Sir James Steuart, 1713-1780) は、スコットランドのエディンバラで法曹貴族の両親のもとに生まれた。同市の大学で法学と歴史学を学び、弁護士資格も取得する。その後、当時の貴族の慣いとして1735年から1740年までヨーロッパ大陸諸国を遊学した。ローマに滞在した際に、同郷の旧ステュアート朝亡命者と親交をもったかれは、帰国後の1745年に始まるジャコバイトの乱に反乱軍の一員として参加する。翌年反乱軍が敗北すると、外交のため渡仏していたステュアートも国外追放の措置をうけることとなった。大陸諸国を歴訪しながらの亡命生活は、1763年まで18年間もつづいた。それまで政治に関心をよせていたステュアートが経済学を企図するようになったのは、この亡命中であったとされる。

かれはフランス滞在中にモンテスキューやヒュームの著作の影響をうけ、経済の体系を 学問としてくみ立てる構想を抱くようになった。フランスやオランダを経て南ドイツに滞 在していた1756年ごろにのちの主著の執筆がはじめられ、第一、二編は1758年までに、 第三編も1760年ごろにはほぼ仕上げられた²⁾。その後1762年末に黙許を得て帰国を果た し、故郷で土地貴族として暮らしながら残る第四、五編も書きあげられた。

かくして完成した主著は、『経済の諸原理に関する研究』(以下、『原理』とする)3)という表題を付され、1767年にロンドンで出版された。Political Economyを表題に冠した英語の著書は、実にこれがはじめてであったとされる4)。イギリスにおけるポリティカル・エコノミーのテキストとして『原理』はしばらく重用されたようであるが、内容への評価はおおむね消極的であった。経済的規制などの主張は、競争力をたくわえ自由貿易を推進してゆこうというイギリスの経済状態を著すものではなかった5)。また、わずか九年後に『国富論』が世に発表されたことは、『原理』の「古さ」をいっそう際立たせたものと考えられる。ステュアート自身は、新たに貨幣制度などに関する論文を執筆すると同時に、反批判も含めて『原理』への加筆、修正をすすめた6)。これを反映した『原理』の増補改訂版は、没後に息子のステュアート将軍が1805年に刊行した著作集に収録された。

このように出版後も決して好評を集めたとはいえなかった『原理』だったが、それがい ちはやく科学としての経済学の体系化を試みた著作であったことは事実である。全五編は それぞれ、第一編「人口と農業」、第二編「交易と勤労」、第三編「貨幣と鋳貨」、第四編「信用と負債」、第五編「租税とその適切な使用」と題される。第一編は、人口論を基礎にして、『原理』の考察対象である近代社会の特徴、とくに自由と利己心に支えられた「勤労」という自発的労働の登場が説かれる。第二編では、勤労活動の展開からあらわれる交易の原理を中心として、需要、価格、利潤、競争といった経済理論の主要概念が論じられる。ステュアート理論の特徴として知られる需要不足の問題や産業保護、保護貿易等が主張されるのもこの第二編である。一般的には、ここまでの前半二編を全体における主要な理論編として読む解釈が通説となっている。

前半二編を理論編とすると、後半三編は政策論と理解される。第三編は計算貨幣の理論を基礎に、現実の鋳貨問題に対する改鋳案や鋳造料の分析が行なわれる。第四章では、貨幣不足を補う信用制度の確立のために必要な政策的配慮や制度について、ロー銀行に対する自身の見解なども交えつつ議論がなされる。最後の第五編では、ここまでにたびたび必要性が訴えられてきた為政者の介入の基礎となる租税制度が検討される。

このように広範な問題を扱う『原理』体系のなかで、本研究が分析対象とするのは主に第二編の「交易」に関する議論である⁷⁾。すでに述べたように、『原理』第二編は主要な経済理論が展開される部分である。「交易と勤労 Trade and Industry」という表題からは、商業と産業の両建てで議論が展開されるようにみえるが、実際に内容をみるとほとんどは商業あるいは商人に関係する議論になっている。こうした点をもってみても、ステュアートは商業を市場経済の分析の起点においた経済学者だということができる。具体的な内容はのちの考察にゆずることにして、最後に本研究全体の計画をしるしておく。

 \equiv

ステュアートは、経済理論のなかで商業論を大きくとりあげ、商業の社会的機能を積極的に論じた。『原理』第二編の目次をながめても、そのことがうかがえる表題は多い。しかし、商業への注目の低さは理論研究だけではなく、ステュアート研究においても同様であった。これまで商業論に注目したステュアート研究はすくなく、商業論の体系的意義を積極的に評価した研究はもっとかぎられている。したがって、本研究は経済理論における商業論の展開の一可能性を提起するとともに、独自の商業論を基礎にしたステュアート体系の再解釈の試みを兼ねることになる。

第一章「商業論の再考」では、『原理』第二編冒頭の検討からステュアートの商業概念 を明らかにする。ステュアートのいう商業は、単なる売買の仲介ではない。かれは第一に、 商人の活動は一対一の取引ではなく、一商人対多数の売り手や多数の買い手という関係をつくるものであるとみていた。さらに第二に、商業の原理はこうした活動を展開する商人同士が集まった場で発揮されるものと考えていた。したがって、商業とは商人単独の活動ではなく、商業者同士が集まって互いに競争している特殊な場を指していることになる。そして、商人間取引が行なわれる市場を舞台とした競争や情報収集、商品の集配荷などの活動が、生産者と消費者の前にいわゆる「市場経済」を構築することが示される。

しかし、商業の原理は万能ではなく、その機能に限界も抱えている。この両面を理解しなければ、第一章でみる商業のはたらきの理解と、従来の保護主義的なステュアート像の関係をつかむことはできない。そこで続く二つの章では、商業の限界と為政者の必要性を理解するための重要な概念を分析した。

第二章「二つの利潤論」では,個々の経済主体が目指す「利潤」と為政者が目指す「利潤」という,『原理』の二つの利潤概念を整理する。第三章「競争論の構造」は,かかる利潤概念を用いてステュアートがいかに市場のつり合いを把握していたのかを分析する。市場での競争にかんする議論は,利潤が二度定義されていることに対応するように二つの場所にわかれて議論されている。この構造に注目して検討した結果,ステュアートの競争論は,商業がつねに適切な価格を決定する原理と,その商業に対して商人以外の主体が過剰な競争に陥りやすい傾向とをそれぞれ論ずるものであることがわかった。そして競争の不つり合いに対する為政者の介入は,経済合理的な商人と必ずしもそうではないその他の人びとの利害関係を調整する目的で主張されていることを示した。

第四章「商業の原理と計算貨幣論」では、検討の対象を『原理』第三編まですすめ、第二編の商業論と後半の貨幣・信用論をつなぐ論理を探した。結論としては、前半体系と後半体系をつなぐのは商人の利殖活動の拡張である。すなわち、第三編では貿易と為替、第四編ならば銀行へと商人の活動領域が拡張するにしたがい、貨幣や信用の諸現象にも商業の原理の効果が及ぶようになる。第二編でもすでに社会に存在している貨幣や信用が、後半体系で改めて論じられる理由はここにある。このように考えると、商業論の理解は、第二編だけでなく『原理』全体の展開を理解するためにも不可欠であるといえる。また商業の機能に注目することで、『原理』の計算貨幣論が政策上の理想の貨幣論ではなく、商業の原理によって交易国家では必然的に成立する現象を説くものであることも明らかになるのである。

終章「ジェイムズ・ステュアートの重商主義理論」では、本稿の検討を整理した上で、ステュアートの学史上の特徴や位置づけを再考した。そこで指摘したのは主に次の二点である。第一に、ステュアート理論は商業を軸に市場経済の構築過程を明らかにするという

意味で、重〈商〉主義と呼ばれるにふさわしい理論であること。第二に、商業の機能を重視するステュアートの保護主義というのは、市場経済の内部ではなく、経済合理性に貫徹される市場と必ずしも経済合理性では動かない人間の社会とが接するところにもとめられること。以上のように、ステュアート理論は、市場経済のしくみと商業の不可分の関係を明らかにした点で、独創的かつきわめて示唆に富む学説であるというのが、本稿の結論となる。

なお、本研究で主に分析を行なう箇所は『経済の原理』第二編序盤から中盤に集中しているが、行論上いくつかの章を行き来したり、同じ章を何度か検討しなおす必要があった。 検討する章は本論中でできるかぎり明記したが、本稿各章の主な検討箇所を以下で表にまとめておく。

各章の	主な	·檢討	笛所
ロギッ	1/0	いてロン	四//

第一章	『原理』第二編第一章~第七章
第二章	『原理』第二編第四章,第八章
第三章	『原理』第二編第二章,第七章,第十章
第四章	『原理』第三編第一部

¹⁾ ステュアートの詳しい経歴については、Steuart[1805]1998イントロダクションの編者 Skinnerによる第一節を参照。また、ステュアートの主著『経済の原理』をめぐる評判や 反応については小林[1994]が参照できる。

²⁾ テュービンゲン滞在中は主著の執筆に加えて、「穀物政策にかんする一論」、「ブリテン帝国内での度量衡統一の提案」、「貨幣の理論ならびに原理をドイツ鋳貨に適用した論究」の三本の草稿も執筆された。そのうち第三のいわゆる「ドイツ鋳貨論」はドイツ語に翻訳されて1761年に出版されたが、残る二本は生前には発表されず、かれの死後に息子によってそれぞれ1783年、1790年に出版された。

³⁾ この本の正式な題名は、副題も含めると『経済の諸原理にかんする研究――自由な諸国民の国内政策の科学にかんする試論――そのなかで特に、人口、農業、商業、工業、貨幣、鋳貨、利子、流通、銀行、為替、公信用ならびに租税について考察する』である。

- 4) ステュアートの『原理』以前に「政治経済学」を表題に冠した著作としては、フランスで Antoyne de Montchrétien [1615] Traicté de l'oeconomie politique, Rouen が発表され ている。なお、この本については竹内[1932]を参照。
- 5) 『原理』に対する反響,とくにマンスリー・レビューに掲載された書評については,田添 [1961]を参照。また,1805年に出版された『原理』著作集版の序文には,初版に対する 批判への回答として次のような文章が付け加えられた。日く,「本書の大部分(とくに最 初の3編まで)は,ほとんど外国でまとめ上げられたものである。20年近い不在期間を通 じて,私が研究にあたって終始一貫してイングランド人の見解を規準に思索を練り続けた などということが,信じられるであろうか」(Works I, vii),また,「諸国の政治を 実際に検討することによって自分の主題を研究してきた私が,イングランド人の感情にお もねって,そうした国々の諸事情にあてはまるはずのあらゆる組み合わせに目を閉ざした とすれば,いったい私は自分の旅行や研究から,私の同胞に満足してもらえるようなどん な成果をえたであろうか。イングランドの政治を論評し,どのページを開いてもいかにも その国に特有な見解を吹聴しているような偏狭なイングランドの著述家の方が,私がそう しようと思ったよりも,はるかに上手に読者を喜ばせたであろう。/本書を執筆したこと によって私になにか功績があるとすれば,それは私がイングランド的な観念を脱ぎ捨てて, 諸外国の国民の感情や政治を,彼ら自身のおかれた状況とのかかわりで,はっきりと説明 することができたことからくるのである」(Works I, viii。/は改行)。
- 6) 『原理』初版出版後の研究活動については、『原理』第一、二編邦訳書の訳者解説 pp.619-625を参照。また、ステュアートのその他の著作については大友[1989]にて整理 されている。
- 7) ステュアートのいう「交易」は、商人が展開する商業活動を意味することばである。くわしくは第一章を参照。

第一章

商業論の再考

本章は、ジェイムズ・ステュアートの商業論の読解を通して、商業の社会的機能の再考 を試みるものである。

ステュアートの経済理論は、商業論を積極的に、また大きく扱った点に特徴がある。そのことは、『原理』で主要な理論的考察が展開される第二編の表題——「交易と勤労」——や章題、また文中にもしばしば「交易」ということばが使用されていることにすでにあらわれている。ところが、需要分析、利潤分析、市場の不均衡理論、発展段階論、幼稚産業保護、保護貿易政策、貨幣数量説批判といった従来注目されてきた論点にくらべると、商業論に注目した研究はきわめてすくない。商業論は、忘れられた古典である『原理』のなかでも、とくに忘れられてきた領域なのである。

経済分析のはじめに商人と商業をおくという構成は、経済理論の説き方としてはあまりみられない展開である。さらにステュアートは、消費者と生産者が直接の交換や売買をしているうちは『原理』が考察対象とする「交易国家」ではない、とまでいい切り、商人の活動の重要性を強調する。これは、消費者と生産者の関係から市場経済を読みとく今日の経済学の通説からみると奇妙な主張である。しかし、むしろそうであるからこそ、ステュアートの商業重視の経済理論は、通説とは異なる新たな市場像を提供してくれる可能性があると考えられる。

ステュアートの商業論は理論としてきわめて特徴的な位置におかれているにもかかわらず、 その内容や意義はほとんど分析されずにきた。それは同時に、商業論の分析が、ステュアート理論の再検討としても、またあり得る新たな市場像を学びとる機会としても大きな可能性をもっているということでもある。それゆえに、本研究は商業論の再検討にはじまるのである。

以上の関心から、本章は次のように検討を行なう。第一節では、従来のステュアート研究で商業がどのように検討されてきたかをみる。第二節では、ステュアートのいう交易・商業の概念を分析する。そこでは、『原理』における商業が単なる転売活動ではなく、集荷、情報収集、商人間取引などの要素と不可分なものであることを示した。これをうけて、

第一章 商業論の再考

第三節ではこれらの商業活動が市場でいかに機能するのか、特に生産者と消費者に対して どのような影響を与えるのかを考察する。商人が価格決定を通して市場に与える影響は、 製造者に対しては生産条件の規制をはたらきかけ、消費者に対しては所持する貨幣の使用 を容易にする。この点を整理することにより、交易国家で商業が果たす社会的機能を明ら かにするのが本章の目的である。

第一節 ステュアート商業論への注目

1.1 商業不在の市場

まず本節で、従来の『原理』第二編研究における商業の扱いを検討しその課題を示す。

『原理』第二編の研究は,第一編の研究と合わせて小林[1977a],川島[1972],田添[1990]などで早くから行なわれてきた。これらの第二編の解釈は概ね次のような流れになっている。まず第一編の農工分業論の流れをうけ,農業者と製造業者からなる下層生産階級と土地所有者からなる上層消費階級を市場経済の構成員として把握する。そして,2つの階級間での分配を決定する原理として,競争と価格決定にかんする議論が検討される¹⁾。そこに続けて,分配上の最大の問題として需要の不足——あるいはそれによって生ずる雇用の不足——が指摘され,需要を補うための外国貿易と国内奢侈が検討される。商人の活動が俎上に乗せられるのは,この外国貿易の担い手としてである²⁾。

需要不足対策としての外国貿易論は第二編でも大きくとり上げられる問題なので、上のような整理をゆるす側面はたしかにあるといってよい。しかし商業の扱いにかんしていうと、上の解釈では商人の活動を考察する以前に市場や競争の検討が片づいてしまい、一国内での商業の機能や意義が焦点に入らない。『原理』第二編の議論をみると、商業のはたらきは実際には外国貿易よりもむしろ国内での商業活動の効果を軸に説かれている。三氏に代表される初期の第二編研究は商業を外国貿易論と一体に扱ったために、商業論の内容を十分に把握できなかったのである。

1.2 市場のつり合いと商業

第二編研究は、『原理』特有の不安定な市場像に注目した研究の進展により新たな展開を迎える。それは調和的な古典派的市場像に対するステュアート独自の市場理論の再評価

第一章 商業論の再考

であると同時に、商業論の再検討の契機ともなった。こうした研究として第一に重要なものは、大森[1996]である。これは、不均衡体系として特徴的な『原理』の価格論を検討し、その価格決定メカニズムを「端緒的均衡理論」のひとつとして位置づける試みであった。

大森[1996]によると、『原理』での適切な「均衡価格」3)の成立条件は両面的競争の成立に求められる。すなわち、需要側と供給側の競争の程度が等しいとき、価格は妥当な範囲に落ちつく。この条件を安定的に満たすには、「価格のシグナルと実際に商品取引を行う商人の意向と情報に基づいて、独立生産者は自己の純収益の増大を見込んで自らの裁量で供給量を調整することが必要になる」(大森[1996]p.84)。大森氏はここに注目して、価格をシグナルとした製造業者の部門移動という「労働市場をも包摂した一般均衡イメージの萌芽」(同[1996]p.84)を見出だす。しかし当の『原理』では、均衡価格を成立させる取引は商人の参加する場合に限定して論じられている。大森氏はこの限定を均衡の制約条件と捉え、『原理』の商業が市場に対してもつ二面性を指摘した。第一に、適正な価格をつけるには商人による両面的競争が不可欠であり、この点で商業は市場の均衡に寄与する。しかし第二に、長期的な均衡の維持には生産者の適正な再配置による生産量調整が不可欠にもかかわらず、商人が手元で在庫調整を行なうとこのメカニズムが十分に機能しない。そのために、長期では商業が市場の均衡を制約となるのである4)。

この研究により、『原理』の商業活動が適切な価格の成立と関係していることが明確にされた。ところが大森氏は、商業が価格決定においてかくも重視されていることを、ステュアートが経済合理性を商人に限定して捉えてしまったためだと評価する。そして、商業の二面性のうち均衡を制約するという面を強くとり、「近代社会の現実は「両面的競争」よりもむしろ「一面的競争」の状態にあるとステュアートは主張してやまない」(同[1996]p.87)と結論づける。たしかにステュアートは市場の問題性を指摘しているが、それを以て近代社会の現実が「一面的競争」にあると解するのはやや早計である。かく解釈してしまうと、ステュアートが商業や両面的競争を積極的に説いたことの体系上の意義は大きく限定されざるを得ない。大森氏の研究は優れて市場における商業の二面性を描出したが、商業論の重視については『原理』が「自己調整的な安定化メカニズム」への接近をうち切られた結果であると消極的に評価されることになったのである。

1.3 多層的市場像の発見

商業の再検討につながるもう一つの重要な研究は竹本[1995]である。この研究の特徴は、 第二編をマクロ的に読み解いた上で、その「社会構造」を明らかにした点である。本節第

第一章 商業論の再考

一項でみたとおり、初期の研究では生産者階級と消費者階級という二つの階級関係を中心に『原理』の経済を把握してきた。それに対して、氏の研究はこの社会構造のうちに商業を位置づけたものである。

竹本氏は『原理』の分析を通して「商人は生産者や消費者がもちえない他者の代表機能を保持していること」、「商人を介在させることで、もはや取引は……商人を介した間接的なものとして現れるということ」、「この関係は究極的には、生産者と消費者を代表する商人と商人との関係に収斂するということ」に注目し、「財貨とサーヴィスの一般の市場のなかに商人だけが取引するいわば商人市場というものの存在を導出した」(竹本[1995]p.134)。そしてこれをもとに、直接の消費者や製造業者が取引に参加する一般市場と商人だけで構成される商人市場の二つの「場」からなる『原理』の市場像の多層性を発見したのである5)。

前項でも触れたように、商人間の競争は両面的になる傾向をもつため、商人市場では均衡価格が形成される60。そして、商人市場で決まった価格が生産者や消費者の参加する一般市場に伝わってゆくことで、一国全体でも均衡価格が成立することになる。また商人が消費者の需要を見込んで買いつける価格は、間接的に製造業者にも需要の見込みを伝達する。製造業者がそれを指標に生産量や生産費を調整することで、大森氏の問題としていた生産部面の調整も、ある程度は担保されることになる。竹本氏の示した多層的市場像は、『原理』において商業が一国内の市場を安定させるものとして積極的に機能していることを改めて明らかにしたのである。

以上のような研究によって、『原理』の市場像が商業活動の支えられたものであることが明らかにされてきた。とくに多層的市場像の発見により、市場における商業活動の場が明確にされた。しかし竹本氏の研究においても、商業は価格決定と関わる文脈で集中的に検討されるに止まり、商業の内容や機能の基礎概念が十分に整理されているとはいえない。商業を理論的に扱うためには、まず概念としての〈商業〉の内容を規定し、その上で商業が市場に及ぼす影響を分析する必要がある。『原理』で明確な定義がみつけ難いだけに、この第一の作業はステュアート理解にとり決定的に重要でもある。そこで、まず次節より、『原理』における交易・商業に与えられている理論的内容の確定を試みる。この作業を経ることによって、「商人市場」という特殊な場が市場においてもつ意義も、一層『原理』体系に即して理解されることとなるにちがいない。

第二節 「交易」の内容

2.1 交易と勤労

『原理』第二編は大きく三つの部分にわけられる。最初に、第一章から第七章で交易の原理の成立とその内容を検討する。続いて、第八章から第十四章で、為政者からみた交易の原理の帰結が述べられる7)。最後に第十五章から第三十章では、特に外国貿易と需要不足について為政者が採るべき政策の方針について説く。第三一章は第二編全体の要約である8)。実際には記述は複雑に入り混じっているが、前半部の原理が後半での貿易や政策の議論の基礎をなすというのが基本的な構造である。

『原理』における商業の内容を明らかにするには、まずステュアートが交易ないし商業と呼んだ活動の内容を確定しておく必要がある。そこで、本節では第二編の前半部でステュアートが商人の活動そのものについて述べた箇所を検討し、次節でその商業が経済全体に対して果たす機能を読み解く。なお、以下では「交易 trade」と「商業 commerce」を「商人 merchant」の活動を示す語として同義に扱い、ステュアートが『原理』の各検討箇所で用いている表現に合わせて使用する⁹⁾。

第二編の編題にもある「交易 trade」は、「勤労 industry」とともにその第一章で最初に規定を与えられる。

[1-A] 交易とは、商人と呼ばれる一群の人々によって行われる活動であり、この活動によって、個人ないしは団体の富または仕事が、勤労を中断することも消費を抑制することもなく、等価物と交換できるようになる。

勤労とは、交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等価物を手に入れるために、自由な人間によって行われる創意ある労働のことである。 (Works I, 223) 10)

ここではまず交易が流通,勤労が生産に関わるものであることが示されている。それぞれ,勤労は貨幣の獲得を目的とした自発的労働,交易は仕事——これは勤労者が生み出す商品を意味する——と貨幣を交換できるようにする活動と規定される。交易にかんして注目されるのは,それが単なる仲介ではなく,交換において勤労の中断も消費の抑制もなくす効果をもつ活動だと述べられている点である。

この記述は、勤労への効果と消費への効果とにわけられる。そのうち前者の勤労の中断は、販売にかかる手間の分だけ生産を離れなければならないという意味で容易に理解できる。それに対して、後者の消費の抑制は多義的に解釈し得る表現である。これを解釈する際には、前提として『原理』では売買における主導権が消費者に与えられていることに留意する必要がある。生産者は生産した商品を経営と生活のために販売しなければならないが、消費者は所持する貨幣を必ずしもすべて購買に使用する必要はない。もし欲しいものがなければ、かれらは貨幣を流通させずしまい込むこともできる(Works I, 238)。したがって消費者には、買わなければならない、そのために商品を探さなければならないという意味での困難は基本的には想定されない。

すると消費側の困難は、需要しているのに購買ができない何らかの事情ということになる。かかる制約要因には、たとえばほしい商品の生産者が遠方にいて購買できない場合、商品が在庫切れの場合、あるいは所持している貨幣で支払いができない場合など、いくつかの状況が考えられる。この最後の状況はさらに、単純な貨幣量の不足や、価格の乱高下によって昨日「100円」で買えたものが今日は買えなくなるような購買力の不規則性といったいくつかの要素を含む。消費の抑制は、以上のようにいろいろな内容が考えられる表現になっている。交易がそのうちどの事情に対していかに対応するのか、という点は、この記述のみでは確定できない。そのため、交易の効果と関連させて本章第三節で改めて検討する。

ステュアートは上のように交易と勤労にそれぞれ規定を与えたのち、二つの概念の関係を示す。そこでかれは、交易が勤労に起因するか勤労が交易に起因するかの始点を判断することは、心臓の運動が血液に端を発するのかその反対かを判断するのと同様に困難だと述べた上で、「しかし、身体が完全にできあがってしまえばすぐに、心臓が循環の本源であることを私はほとんど疑わない」(Works I, 229)という¹¹¹⁾。ここでは比喩的にであるが交易が循環の原理の本源とされているのである。しかし、なぜ生産物の転売活動が生産そのものに優先して「循環の原理」の本源といえるのか、ステュアートはこの点について、次のように答える。

[1-B] ①欲望が勤労へと駆り立て、したがって勤労の原因だと考えられるので、さらにまた勤労の生産物は交易なしには交換することができないので、交易は勤労の結果であるにちがいない、と主張することもできよう。このことに私は同意する。しかし、この交換は私の考えている交易という観念を——なるほど交換は交易が発生する根源ではあるけれども——表わしてはいないと言わなければならない。交換は種

子ではあるが、草木そのものではない。そして交易は、われわれがすでにその定義を与えておいたように、別の観念を表している。②職人は交換物を求めるために仕事を中断されることがあってはならないし、消費者もまた製造業者を探し出すという困難があってはならない。だから交易の目的とするのは、1つの新しい欲求にほかならないのであって、この欲求はそれを満たすべき一群の人々を必要とする。そして交易は、勤労の生産物の消費を容易にすることによって、勤労の振興にきわめて大きな影響を与えるのである。(Works I, 229-230。①、②は引用者)

[1-B]の要点は、交換と交易の区別にある。①でまず、生産物の単なる「交換 exchange」とかれの「交易 trade」は異なると指摘される。商人が交易として行なっている活動は生産物の交換だが、交易とはこの交換活動そのものを指すのではない。交換を超えた交易の内容は、後段の②で説かれる。職人や消費者の困難に対して交易が営まれるようになると、それは「消費を容易にすること」で勤労を振興する。この〈交易→消費→勤労〉という影響の連鎖をもたらすゆえに、交易と勤労の相互運動の本源は交易にあるといわれるのである。しかし、[1-B]でも交易の「何」が交換と異なるか、その積極的な内容は十分に述べられていない。この点を理解するため、さらに交易と交換のちがいを追ってゆく。

2.2 交易と交換——第一の導入

[1-B]では、交換と交易は異なると指摘されていた。そこで続けて、勤労の効果としての 交換が、いかに勤労を促進するような交易へ発展するのかをみてゆく。

物々交換が交易へと発展する原因について、ステュアートは「これは、自由な社会にあっては、主として貨幣の導入に起因し、さらにそれを所有する人々の剰余に対する嗜好に起因する」(Works I, 237)という 12)。貨幣と剰余への嗜好とでは、嗜好が貨幣の使用と流通を促すものであるため、後者が起点となる 13)。

貨幣や交易の生成過程は要請論的で十分な展開がないが、ステュアートの説明は次のような流れになる。人びとの欲望や嗜好が増大してくることで物々交換が困難になると、この困難を排するために貨幣が導入され、その結果購買と販売の分離が生ずる。しかし、

「職人がみずから自分の製品を処分し、それでもって農業者から食糧を、織物業者から織物を購入し、こうして一般に、一切の欲望の充足を、その目的に直接携わる人々の手に仰いでいるものと想定すれば、これはわれわれの定義に合致した交易の観念を表してはいな

い」(Works I, 241)。したがって、商人なしで勤労者と消費者が直接行なう売買取引はまだ『原理』の交易ではない。

ところで、貨幣が導入されると誰もがあらゆるものと交換できる貨幣を欲するようになり、勤労者もより多くの貨幣を得るために一層仕事に励むようになる。すると次第に、勤労者にとって時間は貴重になってゆく。そこから派生する時間の節約という欲求に応える活動として、購買と販売の間に交易が導入されてくるとされる。すると、「消費を望む人々は、いってみれば商人を職人のもとへ送って彼に労働させるのであり、自分で出掛けることはしない。職人の方もこの仲に立つ人に販売し、消費者を探すことはない」(Works I、230)というように、直接の販売と購買の関係は商業によって分断されることになる。しかし、交易は単なる仲介活動なのでもない。「交易は無数の人手から受け取り、同じく無数の人手に配分する」(Works I、229)という新たな関係をつくる。交易は単に一対一の売買に商人が介在する関係ではなく、販売と購買のどちらの局面についても商人対多数の関係を展開するのである。そして、再販売による分配を目的として行なわれる「集荷 collecting」(Works I、231)がこの関係をつくる核となる¹⁴。

以上が『原理』第二編における,一国内での「交易」の導入である。第一章および第三章が上のような議論を行なう間に,「活動全体の主要な機動力」(Works I, 231)である需要(第二章)と,「財貨の適切な価値」(Works I, 247)の分析(第四章)が加えられる。このうち第四章は,交易によってつけられる商品価格の構成要素を「実質価値」と「譲渡による利潤」にわける。そして,二つのうち生産に費やされた原料費や生計費からなる実質価値は価格の不変の構成部分であり,交易のもとで競争によって変動するのは利潤部分のみであることが指摘される¹⁵⁾。すると,順当にゆけば次に『原理』で議論されるのは利潤部分の水準を決定する競争の原理ということになる。

ところが、競争論が説かれるのはすこし先の第七章であり、その前の第五章と第六章では外国貿易の導入とそれを通した交易の外国への伝播が論じられている。この展開はやや 唐突な上に、交易が外国貿易と結びつけて理解される原因ともなっており、第二編前半部 でも理解の難しい部分である。しかし、なぜここでただちに競争論に進まず、再度、それ も冒頭とは別のかたちで交易の導入を論じたのかに注意して内容を検討してみると、この 第二の導入が交易の概念に新たな側面を加えていることがみえてくる。

2.3 交易と外国貿易——第二の導入

『原理』第二編第五章は、交易の定着した国家が外国貿易を開始するところからはじまる16)。ステュアートはまず、交易国の商人が国外での利得を求めて非交易国へ貿易に出てゆくことを想定する。その結果を簡潔にいえば、交易国の商人の活動によって、非交易国にも交易が伝播する。この外国貿易は次のようにはじまる。

[1-C] その第一歩は、諸外国において通信を確立することである。この必要度の大小は、その国がどの程度に洗練されているか、またどの程度交易を知っているかに応じて異なってくる。それらは郵便の欲求を満たし、商人たちにその国の生産物に対してその住民たちの製造品への需要がどれだけの割合にあるのかを示す。こうして非交易国民のあいだにも商業の観念が伝播し、彼らも知らず知らずのうちに、これまで決まった価値をもたなかった彼ら自身の生産物に、一定の価値をつけ始めるのである。(Works I, 250-251)

交易国の商人は、非交易国へゆくとまず通信を確立する。そして、非交易国から買いつけ得る生産物と、非交易国の住民からの需要を調査する。こうした情報をもとに貿易商人が行なう取引は、非交易国に二つの効果をもたらす。第一に貨幣の流通——ここでは差額の流出入ではなく貨幣の「流通」そのものを問題にしている——の増大、第二に交易国からの製造品の流入に起因した生活の洗練とそれへのさらなる欲望の増大である。これらの結果として貨幣獲得のための勤労の増大が生じてくると、非交易国でも商人による交易が開始される。[1-C]では、こうして商業の観念が伝播すると、非交易国の生産物には一定の「適切な価値」がつけられるようになるという。ここで交易は、価格決定において有益な効果をもつとされていることが読みとれる。

ただしこの時点では、非交易国——この国もすでに交易を行なっているが、便宜のためこう表現する——が売りに出す商品の価格は一定になるが、かれらが交易国から買う商品の価格はそうはならない。交易国の商品は、むしろ実質価値以上で販売される傾向をもつとされる。その理由は、外国貿易の開始を論ずる第二編第五章が、交易国から輸出貿易に訪れた商人の利害はひとつ、したがって、貿易商人間には競争がないと想定しているからである。独占状態にある貿易では、「彼らは自分の商品の価格を住民側の取得の熱意なり支払能力なりに比例させるが、けっしてその実質価値に比例させない」(Works I, 248)のであ

り、「彼らの言い値がとおる限りは、彼らによる価格の引き上げを阻止できない」 (Works I, 259)。

そこから『原理』は続けて、この貿易に新たな貿易商人が参入してくる場合を検討する。後から参入した商人が先着の商人に対抗し得る唯一の方法は、価格を引き下げることである¹⁷⁾。したがって、新規参入により貿易商人間の競争が生じると、非交易国内の輸入品の価格も適切な範囲まで引き下げられてくる。このような価格の下落は、自発的な慈善でも、外部から強制されたのでも、需要の不足のためでもない。ステュアートはそれを「商業のひとつの新しい原理の、すなわち両面的競争の影響によるもの」(Works I、262)であるという。この交易の第二の導入論では、仲介や集荷ではなく商人同士の競争から新しい商業の原理が導出されている。商業のはたらきによる両面的競争は、ただ商人が介在するだけでなく、それが発達して商人間競争が生ずることで機能しはじめるのである。

本節の議論をまとめると、『原理』における〈商業・交易〉とは、単なる消費者と生産者の仲介活動ではない。その特徴は第一に、多くの商品を集めて多くの人に販売するという商人対多数の関係を形成するものでなければならない。そして第二に、交易とはこうした集荷活動そのものではなく、集荷を行なう商人たちの競争的取引において特有の原理を機能させる。この集荷と商人間取引が『原理』の商業概念の基礎にある。そして追加的に触れてきた問題として、商業の原理は第一に何らかの経路で「消費を容易にする」効果をもち、第二に両面的競争によって価格の変動を適切な範囲におさめるとされる。ここで一度節を改め、『原理』特有の〈商業〉がいかにこれらの諸結果をもたらすのか、その展開を追う。

第三節 市場理論と商業の機能

3.1 競争原理と市場の構造

『原理』第二編第七章は「両面的競争について」である。両面的競争という概念は、すでに第六章末に価格を抑えるものとして出されているが、この章では再度、もう一つの競争の原理である一面的競争との対比で規定される。二つの競争の原理について、ステュアートは次のように説明する。

[1-D] 競争が、取引の一方の側において、もう一方の側におけるよりもはるかに強いときに、私はそれを一面的であると称する。だから、それは私のいう複合的な需要と同義語である。これは、高い需要という用語に、あるいは需要が価格を引き上げるといわれる場合に、含まれている種類の競争である。

両面的競争というのは、競争が取引の双方の側に同時に起こるとか、一方から他方へと交互に揺れ動くとかが、ある程度まで見られる場合のことである。これは、価格を商品の適切な価値に抑えておくものである。 (Works I, 263)

ここでの競争の区別は、競争の強さがつり合っているか否かで与えられる。[1-D]で新たに出された一面的競争の説明では、競争と「高い需要」あるいは「需要が価格を引き上げる」原理との関係が指摘される。価格の下落については、一面的競争が「売り手のあいだに起こる場合だと……、それは複合的需要にはなりえない。またその作用は逆の効果を生む。それは価格を低下させるのであり、低い需要と同義になる」(Works I, 264)と述べられる¹⁸⁾。これらに対して両面的競争の成立は、かかる上昇と下落の競争が適度につり合っているかあるいは交互に交替する場合をいう¹⁹⁾。

前項でみたように、両面的競争は商人間取引による商業の原理の効果であった。商人たちの取引では、競争は「ただ取引に基づく利潤にだけ影響を及ぼすことができる。財貨の内在的価値は固定したままである。どんなものも実質価値以下に販売されることはないし、いかなるものも、それがもたらしうるところよりも高く購買されることもない」(Works I, 272)20)。すなわち、商人間では商品が実質価値以下で販売されることも、見込み得る利潤を大幅に超える金額で購買されることもない。すると、商人間での取引価格には一種の下限と上限が形成され、「同じ質の商品の価格についてはどこでもかなり均一性が見られる」(Works I, 266)ようになる。さらに、質の異なる財貨の間でも、商人たちの競争を通して見込み得る利潤は均等になってくる。ただし、このことは現時点ではあくまで商人間の価格にかぎられる。

ここで、ステュアートが両面的競争を商業の原理と呼んでいたことに留意しておくべきである。ステュアートは「交易について論ずる場合に、われわれはいつも、購買と販売の全操作が商人によって行われるものと考えなければならない」(Works I, 266)、あるいは、「商人だけが取引の双方の当事者となっている状況のもとで競争が起こる場合と、たまたま消費者が買い手の商人に混じり合っていたり、製造業者すなわち供給者が売り手の側の商人と混在していたりする場合とでは、競争の結果に違いが見られる」(Works I, 269-270)という。こうした記述から、両面的競争は基本的に商人間で生ずる原理だ

と想定されていることが読みとれる。両面的競争が商人間の取引でしか成り立たないと考えられる理由は、各経済主体の取引動機にかんする認識にある²¹⁾。

商人の取引の特徴は、それが「二重の販売であって、商人は自分自身のためにではなく、他人のために購買する」(Works II、216)という点にある。再販売による利潤だけを目的とする商人の活動は、利潤の見込みさえあればどんな商品でも扱うことができる。それに対して直接の生産者や消費者は、取引の対象を特定の商品に限定される。消費者は、自分の欲しいある特定の商品を買うために市場へ赴く。消費者もできるだけ安く買うことを望むが、かれらは必要や欲求の事情によっては懐の許すかぎり価格を度外視して購買することもある。生産者も、販売する対象は自ら生産した特定の商品に限定される。そしてもし急に貨幣が必要になれば、ある程度利潤を度外視しても自分の商品を販売するしかない。

利潤の見込める商品から商品へと取引の対象を変えられる商人とは異なり、直接の消費者や生産者は、商品が全く無価値になるとか、騰貴した価格を支払うことができないという極端な状態を除けば、商品の価格がいくらであっても基本的にその商品を売買せざるを得ない。このような社会において経済合理性を貫徹させ得るのは、売りも買いも他人のために行なうという特殊な取引動機をもつ主体だけなのである。

そこで、このような価格に弾力的に取引できる主体と、そうでなく競争において緊急性をもちやすい主体とが混在する交易国家の市場構造を考えてみる。それにあたり参考となるのが、竹本[1995]で示された多層的市場像での「商人市場」と「一般市場」という概念である。商人市場は商人のみが参加する市場、一般市場は直接の消費者や生産者も参加する市場を意味する。

『原理』の市場構造を捉える要点は二つある。第一に、交易の確立された国で行なわれる取引は必ず商人により仲介される(本章第二節第二項)。すると、一般市場での取引は必ず〈生産者一商人〉あるいは〈商人一消費者〉というかたちになり、一国全体では〈生産者一商人一消費者〉という構図が描ける。しかし、第二の要点として、商業の原理とは単なる仲介ではなく商人間取引でこそ機能する(本章第二節第三項)。したがって、商業が完全に機能する経済においては〈商人一商人〉という市場が不可欠となる。これを先の構図に合わせると、交易国家の市場は〈生産者一商人…商人一商人…商人一消費者〉という構造をとる。すなわち、国内の〈生産者一商人》、〈商人一消費者〉という一般市場にあらわれる商人は、〈生産者一商人一消費者〉という単純な仲介者ではなく、その背後で〈…商人一商人…〉という商人市場での取引関係を結び、そこで他の商人と競争してい

る。そして全体は、商人市場の両端に分断された販売と購買の一般市場が位置する、という構造になる²²⁾。

ここで、両面的競争による価格の均一性が生ずるのは商人市場ついてのみいわれていたことを想起する。一国には、必ず商人だけでなく消費者と生産者も存在する。すると、商人市場では両面的競争がなされていても、両端の一般市場では商人間の価格が消費者や生産者の競争にさらされる。したがって、商人市場の価格がそのまま経済全体に通用するとはいえない。ただし、〈生産者一商人〉の一般市場では商人のつけ得る価格の上限、〈商人一消費者〉では商人のつけ得る価格の下限は商人市場の価格に規制されている。一般市場の競争は、前者の市場ならそこからどれだけ下がるか、後者ならどれだけ上がるかにのみ影響する。商人間での適切な価格は、そのまま一般市場をも支配するのではないが、一般市場の価格変動をある程度規制する相場の価格として、価格の動向に重要な意味をもつのである。

3.2 適切な価格と市場の情報

前項では、商人市場で成立する価格が一般市場での商人の取引価格を規制することで、一般市場の商品価格を規制する効果をもつと述べた。しかし、消費者や生産者が激しい一面的競争を行なえば、商品価格は商人たちの考える時価からいくらでも乖離し得る。そして、大幅な乖離がつねに生じているならば、商業の原理は社会的にはほとんど機能しない。したがって、商人市場で決定された相場としての市場価格が、一般市場にいかに影響を及ぼし得るのかが次の問題となる。価格を乱高下させる一面的競争の回避には、各主体の取引への緊急度を緩和する必要がある。これには、大きく二つの調整方法がある。

第一の方法は、為政者の介入による数量関係の調整である。すなわち、売り手の競争が強すぎるなら需要を、買い手がそうなら供給を増やすことで双方の競争の強さをつり合わせるのである²³⁾。具体的には、生産者を人手の過剰な部門から過少な部門へ移動させたり、消費を喚起して有効需要を創出したり、商業を奨励して商人の競争を促進すること²⁴⁾などが挙げられる。

こうした市場外からの調整に加え、ステュアートは強い競争を緩和する第二の方法として商業の機能を通した生産者の自律的な調整の余地に言及する。それは、『原理』第二編第三章で交易に機能について論ずる箇所にみられる。

[1-E] ①交易は多くの優れた利点を生み出す。それは製造業者たちに、彼らの部門の人手が不足か過剰かを示す。もし人手が不足しているなら、彼らが応じきれないほどの需要が見出されるだろうし、もし過剰なら、販売は不振となる。(中略)

②郵便も、書状による通信も、交易の結果である。これを利用することによって商人は定期的に、1国のあらゆる地方における全部門の勤労の増減をもれなく知らされる。この知識をもとに、彼らはつけるべき価格を調整する。しかも商人の数は多いので、このあとで検討する競争の原理によって、彼らは互いに抑制するという役目を果たすのである。

③時価がわかれば、製造業者たちもまた、あたかもみずから通信を続けているかのように、情報を手にする。為政者はどこで人手が不足しているかを誤ることなく感知し、また勤労に就くべき若い人たちは、いわば社会の要請に従って、おのずから需要を充足する任にあたる。(Works I,242。①~③は引用者)

[1-E]は、それぞれ②が商人間の情報と価格決定、①と③は製造業者への情報伝達について述べられている。商人たちが情報収集する理由は、かれらの生活は転売から得る「利潤の見込み」にかかっており、したがってその手間が行動原理に合致するからである。他方で生産者や消費者は、目下の状況で特定の商品の売買ができるかを最大の問題としており、遠く離れた市場や別の部門、別の商品の事情までを集めようという十分な動機をもたない。そのため、市場の情報は商人市場にまず集積され、それが商人のつける価格や取引量をとおして一般市場に伝達されるという経路をとる。

このことを背景に、[1-E]①では商人との取引量、③では商人のつける価格が製造業者に市場の情報を伝えることが述べられている。取引を通して伝達される情報は、大きく二つ挙げられる。第一に、取引量の増減あるいは実質価値に上乗せされる利潤の増減によって、生産者は供給に対する需要の比率を知ることができる。ただし、③ですぐに為政者へ話が移っている点に気をつけなければならない。『原理』では部門ごとの労働者の配置、特にすでに就業している人手の移動はあまり円滑に進むと想定されていない²⁵⁾。そのため部門間の調整については、為政者による誘導も同時に求められている。

これに対して、伝達される第二の情報すなわちその商品の妥当な「実質価値」は、生産者にその生産条件の見直しを促す効果をもつ。本章第二節でも触れたように、商品価格のうち実質価値は不変であり、競争で変動するのは利潤部分のみである。ただしここで、実質価値は個々の商品に厳密に費やされた時間や費用で規定されるのではなく、その国の「平均」で算定される(Works I、244-245)。すると同じ商品を生産する生産者でも、生産

した条件が違えば得られる利潤は実際には異なってくる。特に劣等な条件で生産する生産 者は十分な利潤があげられないことになり、取引がくり返されるうちに変動する価格の基 礎にある妥当な実質価値が製造業者にも理解されてくる。

このように市場を通して商品価格における実質価値部分を確定してゆくこともまた、商業の効果なのである。商人が多数の生産者から商品を集め、その「平均」の生産水準を以て評価する実質価値が生産者たちに伝達されると、「勤労者はそこで、自分たちの一定の利潤に応じて、その生計と支出を規制する。私は利潤を、一定の、と言ったが、それは、このような事情のもとでは勤労者が自身の仕事をめったに過大評価しないからであり、また、それを過大評価しないことによって彼らは販売を確実にできるからである」(Works I、246)。「生計と支出」というのは、実質価値の構成要素となる生計費と原料・道具等の経費を指す。くわしくは次章で検討するが、ここでは商人への販売から得られる利潤を基準に、生産者が自分の生計費や生産要素を調整することがいわれているのである。

再販売を目的に購買する商人が相手では、生産者は自分の商品の価値を過大に見積もっても販売することができない。なぜなら商人は、その商品が他の生産者によって一般的にどの程度の実質価値で生産されているのかという情報を収集しているからである。しかしこれは逆にいえば、その社会に妥当と認められる価格を付ければ商人への販売は容易だということでもある。商人市場で決まる「時価」に合わせて、そこから利潤を得られるように生産条件を見直すことで、生産者は確実で一定の利潤を得られるようになる。そしてこのことが、生産者にとっての販売の緊急性を緩和させるのである。これは別の観点からみれば、商人間の情報収集で導出される相場価格が実際の価値になってゆく過程と理解することができる。

ところで、上の原理は商業が生産側へおよぼす効果である。しかしこれだけでは、ステュアートがはじめに交易は「消費を容易にする」と述べていた意味はまだみえてこない。そこで次に、商業が消費者に対して果たす機能を検討する。

3.3 流通に対する商業の機能

消費者の抱える困難について、本章第二節でいくつかの状況を挙げた。それは大まかにいえば輸送、在庫、貨幣――購買の手段――の問題であった。本項では、商業がこうした困難に対していかに機能するのかを検討する。商業から消費者が受ける利点について、『原理』は次のように述べている。

[1-F] 消費者が若干の追加的費用を負担して、いっさいの不便は未然に防止される……。製造業者が遠方にいること、その居住地がはっきりしないこと、製品を売るときの彼の気まぐれは、これですべて解消される。小売商はその店になんでも揃えていて、一般の人々は時価で買うのである。(Works I, 243)

冒頭の「追加的費用」は商人の得る利潤のことであり、[1-F]で商業活動による消費者への二つの利点が述べられている。消費者が十分な貨幣をもっているならば、第一にかれはどんなものでもすぐに商店で買うことができ、第二にその価格はどこでも均一な時価で売られている。換言すれば商業は、消費者に対して何か欲しいものがあればいつでも、何でも時価で購買できる状況をつくり出す²⁶⁾。

すでに指摘したように、『原理』の消費者は所有する貨幣を必ずしもすべて支出する必要はなく、そのまま退蔵してもよい。このことを認めると、需要量そのものの動向は個人の嗜好次第になり、なんらかの原理を確立することは難しい。そのためステュアートが問題にしたのは、価格の騰貴や商品の品切れによって貨幣をもつ人の今ある需要が取り下げられることだった。遠隔地への輸送、集荷による多様な商品の陳列、商人間取引による時価の形成といった様々な商業活動は、買いたい商品があるときに、いつでもその場で安定した価格で購買できる状況をつくりだす。その結果として、商業は消費者の貨幣を使いやすくする。「消費を容易にする」という商業の効果は、このように多面的に理解されるものなのである。

さらに、ここで「小売商」といわれるように、卸・小売間の分業が国内に広がるほど交易の機能は十全に発揮される²⁷⁾。等価物としての貨幣があればどんなものでも適切な価格で買えるということは、市場経済では当然のように想定しがちである。しかし、ある地域に居ながらにして、全国の製造品を安定した時価で購買できることは、それ自体が近代社会における商人たちの通信、輸送、競争の操作の結果なのである。

最後にここまでの考察のまとめを兼ねて、『原理』第二編第三章へたち戻り、商業の導入された社会における商人、消費者、製造業者の関係をみておく。

[1-G] ①この第3の人物 [商人——引用者] を登場させてみよう。そうすれば活動全体が明らかになる。これまで欲望と呼んでいたものがここでは消費者として,勤労と呼んでいたものは製造業者として,そして貨幣と呼んでいたものが商人として現れる。②商人はここでは,信用で貨幣を代替することによって,貨幣の役を演ずる。そして貨幣が物々交換の困難を除去するために発明されたのと同様に,信用取引を

する商人は貨幣の使用における新たな工夫の一つなのである。③商人は、私に言わせると、購買と販売の活動を進めながら貨幣をなおいっそう有効なものにする。この活動が交易である。交易は、運送の労苦と、欲望を欲望に適応させたり欲望を貨幣に適応させたりする労苦とをすべて、当事者の双方から除去する。④商人はかわるがわる消費者と製造業者と貨幣とを代表する。消費者に対しては、商人は製造業者全体として、製造業者に対しては消費者全体として現れるのであるが、同時に前者と後者とのいずれの階級に対しても、彼の信用が貨幣の使用を代理する。(Works I,238-239。①~④は引用者)

まず、①売買の活動に商人が登場すると、生産と消費を貨幣が媒介する〈勤労一貨幣一欲望〉という関係は〈製造業者一商人一消費者〉という新たな構図であらわれる。ここで、「貨幣 money」が商人に代表されるという表現は奇妙な印象を与える。第二編での貨幣の概念は、第一編で定義されたものである。曰く、貨幣とは「純粋にそれ自体としては、……質料的用途をもたないものの、それについての人間の意見に基づいて、価値と呼ばれるものの普遍的尺度となり、譲渡できるなに物に対しても適当な等価物として評価を得ているなんらかの財貨」(Works I,42)である。これは次の二つの内容を含む。すなわち第一に、貨幣は価値の普遍的尺度であること、第二にそれはあらゆるものへの適当な等価物であること。商人が貨幣を代表するというのも、この二点のいずれかあるいは両方を商人が補うということになる。

すでにみたように、商業は一国内のあらゆる商品について市場価格を規制する相場の価格を形成する効果をもっていた。そして、商人たちが一般市場でも競争的であるほど、そこでの市場価格は商人市場での価格に近づく。こうして価格に一つの安定した基準が設けられることで、同じ貨幣単位が国内のどこでも同じだけの商品と交換できるようになる。換言すれば、国内のどこでもある商品が100円前後で販売されることによって、貨幣「100円」の購買力が安定して行使できるようになるのである。反対に価格が時と場所によりばらばらな場合には、貨幣は交換の等価物としては役立つとしても、価格を表示したり資産や購買力を計算する上ではあまり役に立たない。交易国家において、商業は価格を安定させることにより、貨幣を普遍的価値尺度たらしめる補佐として機能しているのである28)。

さらに、②では商人の別のはたらきが指摘される。すなわち、商人は信用取引によって、 売買における等価物の不足を補うという²⁹⁾。これは先の貨幣の第二の面、すなわち交換の 等価物としての機能の補佐を意味している。 ③では交易の定義的な表現がみられる。それによると、交易は商人が購買と販売を進めながら「貨幣を有効にする」活動のことである。輸送や欲望の合致の困難は、通信・集荷・分配という商業の基本的な活動により解消される。そして商業が発展するほど、消費者や製造業者はただ身近な商人の元へ行けばよく、貨幣は獲得・使用しやすくなる。換言すれば、貨幣が流通しやすくなる。貨幣の存在と流通を区別するステュアートにとり、貨幣を「使いやすくする」という商業の機能は経済を考える上で非常に重要な問題なのである。

④は商人が消費者や製造業者の総体として市場にあらわれることをいう。商人が一方の側に対して他方全体の代表として対峙することは,多層的市場構造から理解できる。交易国家では,消費者と製造業者の取引は商人市場によって分断されている。しかし,それはかれらが反対側の主体の状態を知る術のないこと意味しない。むしろ,分散した相手方の利害が情報を熟知した商人により一手に代表されることで,自ら通信を行なうよりもずっと容易で確実に適切な価格での取引ができる。そしてこうした機能の核となる商人市場での活動は、上でみてきた二つの側面から貨幣の流通を促進させるのである。

かくして近代社会の〈商業〉は商人間取引で国内価格を規制する安定した相場を形成することにより、貨幣の価値尺度機能を支え、交換の等価物の不足を補い、分散した情報を集めて消費者と製造業者、そして為政者に伝達する。これらの諸機能により流通が促進されると、勤勉な製造業者は貨幣獲得を目指して一層勤労に励むと同時に、創意を駆使して消費者の需要を呼び起こそうとする。この勤労の創意が、一国に文化的な洗練をもたらす。これが、ステュアートのみた近代交易国家の経済を前進させる「交易」の原理なのである

むすび

以上、本章はステュアート『経済の原理』第二編における商業・交易の原理の整理を行なった。それは利己心に動かされて「他人のための売買」を追求する商人特有の活動がいかに市場の機構を支えているのかを、独自の視角から描出する。

かれの考える商業は単なる生産と消費の仲介ではない。〈商業〉の観念の核心は,通信に基づき集荷・配分を行なう商業者間の取引活動である。別の表現をすれば,多数の商品や情報を積極的に集め,ばらばらの価格や地域を同じ現行価格と品揃えに整え,それによって消費と生産の双方に役立つような商人同士の関係が『原理』の商業論の要点だったのである。そしてこのはたらきは,商業活動が拡大し商業者間の競争が激しくなるほど一層有

効に機能する。市場経済の発達と商業の発達とが歩調を同じくすることは、ステュアート においては整備される機構と整備する活動との不可分の関係と理解されるのである。

ただし周知のように、ステュアートは商業の原理が完全なものと考えたのではなかった。 たとえば、商人の団結や市場の情報の隠蔽、意図的な価格のつり上げなどの可能性を指摘 し、そうした点には為政者の監督を求めている。また、商人間の競争を促進してもなお、 一般市場での消費者や生産者の一面的競争の可能性、それによって市場価格が商人市場の 価格から乖離する可能性は依然として残る。

こうした商業の原理の限界を理解するには、第七章より先まですすむ必要がある。ところが、第二編第七章と第八章のあいだには、『原理』第二編のなかでももっとも大きな議論の断絶が潜んでいる。読みすすめてまず当惑するのは、第八章の表題——「費用、利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」——である。なぜなら、本章でみてきたように、読者はすでにステュアートから譲渡利潤という利潤概念の説明をうけているにもかかわらず、ここでなぜか再び利潤の説明が行なわれるからである。さらに、第十章では一面的競争の議論が再登場する。これらを読みすすめるほど、そこでの議論が本章でみてきた商業の原理と一致しない点が目につき、読者は困惑させられるのである。そこで、本稿の第二章と第三章をつかって第七章以前と以後の概念の重複をくわしく分析し、それをもとに商業の原理の限界を解明してゆくことにする。

¹⁾ Yang[1994]第二章は、『原理』第二編の農業者・製造業者・土地所有者の三階級間で前 二者の生産物が分配されるシステムをモデル化している。Yang氏は、モデル上ではステュアートのいう「勤勉なフリー・ハンズ」を「製造業勤労者」と同義に扱う (Yang[1994]p.12。図2.1参照)が、他方で「「勤勉なフリー・ハンズ」はマニュファクチュア勤労に従事し、国内・対外両方の交易に従事する商人も含む」(Yang[1994]p.11)とも述べている。フリー・ハンズは農業者から生活資料を購入しなければならない階級だということが要点であるため、その意味で商人と製造業者を同じ階級に繰り入れるのは妥当である。しかしその後のモデル展開では農業者・製造業者の生産物と土地所有者の地代収入の交換のみが問われ、フリー・ハンズに含まれる商業の活動は事実上捨象されている点に問題が残る。『原理』の分配モデル研究は他に小林[1977b]、大友[1987]、田添[1990]が参照できる。

- 2) ただしその後に続く『原理』研究の展開をみると、川島氏は需要創出の理論としての信用 論研究へつなげ、田添氏は価格理論から『原理』の価値論、そして萌芽的な賃金決定論へ と検討を進める。小林氏は第一編研究から引き継いだ階級関係が、第二編の市場での分配 によりどのように維持あるいは変化するのかを問題の核に置いており、本論の示す展開を 共有しているといっても研究の重点の置き方は異なる。
- ③ 「均衡価格」という表現は,小林[1977b]をはじめ竹本[1995]や大森[1996]で『原理』の 分析に用いられているが,第二編内には存在しない。第二編で多用される「均衡――原語 では主に balance だが equilibrium も数ヶ所で使用されている――」という語の用例とし τ k, 「balance of work and demand」, 「balance of trade」, 「balance of wealth」 の三例がほとんどを占める。分析中の使用法として、小林氏は「均衡的価格(自然価 格)」(小林[1977b]p.192)というように,古典派の自然価格とほぼ同義に用いてい る。大森氏の場合、「限界分析の有無をひとまず度外視して、均衡価格論を〈需要と供給 の力学〉による価格決定メカニズム」(大森[1996]pp.69-70)と解した上で、ステュアー トの需給理論から決定される価格を「均衡価格」と呼ぶ。ただし,「スミスの「自然価 格」に相当し,ステュアート自らは「販売価格」とか「現行の,すなわち通常の価格」な どと呼んだ均衡価格」とも述べられており、ここでも均衡価格は自然価格に相当するもの として扱われていると読める。竹本氏は分析中の「均衡」の語は新古典派の均衡論とは異 なると前置き、「ステュアートの釣り合い(均衡)は、D=Sとなるpを求めることにあ り,問題の焦点はこの均衡価格pをいかにして確定するかということになる」(竹本 [1995]p.130) と述べる。したがって、氏は自然価格から離れて、需給をつり合わせる価 格として「均衡価格」という語を使用する。ただし、『原理』では需給の量的なつり合い と適正な価格の成立は厳密には別の問題になっているため、竹本氏の解釈には疑問の余地 がある。この点については、本稿第三章を参照。上のかぎりでも「均衡価格」の含みは使 用者により異なっていることがわかる。そこで本章第二節以降では、用語上の混乱を避け るため均衡価格という表現は用いないことにした。なお、海外の研究では「均衡価格」の 代わりに「現行価格, 時価 current price」の語が用いられており, この表現は『原理』 中でも使用が確認できる。
- 4) 大森氏はこれを「商人をめぐるディレンマ」(大森[1996]p.85) と表現する。
- 5) 同様の議論はAugier and Theré [1999]にもみられる。
- 6) これはSen[1957]でも指摘される。曰く、「すべて交換は価格決定に依存するのだから、 価格は正に問題の本質である。しかしながら「基礎価格」という現象は、その場に商人が 登場し、交換が公正で頻繁、かつ広範に行なわれるときにだけ生ずることには留意してお くべきである」(Sen[1957]p.50)。

- 7) ここで、ステュアート理論のなかでも均衡論と読まれてきた第七章と、不均衡論と読まれてきた第十章が別の区分にわけられることは重要である。本稿が第七章までと第八章以降で区別をする理由は、そこで議論の次元の断絶が見出されるからである。ただし、この議論の転回については本稿第二、三章でくわしく検討する。
- 8) これは、本章が第二編の内容を整理した区分であり、ステュアート自身がそう述べているのではない。第二編の内容構成の他の整理として、たとえば大森[1996]は①商品価格の構成論と決定論、②貿易差額説、③就業の確保を目的とする貨幣的諸政策、④機械的数量説批判、という四つに区分している(大森[1996]p.71)。また、小林[1977b]では、補遺の第三十章と要約の第三一章、さらに社会学的分析を行なう第十三、十四章を除いた第二編を四つに区分する。第一~八章は「原理的説明および理論的分析」、第九~十九章は「仕事と需要の均衡」の説明とその破壊過程の追求、それに対する諸方策、第二十~二七章は「マクロ的分析と貨幣的経済理論とをもっとも体系的に展開」し、第二八~三十章前半までは「ヒュームの機械的数量説の詳細な批判」とわけられる(小林[1977b]pp.266-268)。
- 9) 竹本[1995]p.117では、『原理』中でもこの二語に明解な意味の使い分けはないと指摘されている。
- 10) 『原理』の検討箇所の引用は、Steuart[1805]を底本とし訳書を参考に一部修正を行なった。引用中の傍点、改行はすべて原文に依拠する。引用の通し番号は便宜のため引用者が付した。その他の変更点は適宜本論中で併記する。
- 11) ただし、ステュアートは『原理』第二編第三一章では自ら「交易が勤労の原因であるのか、あるいは勤労が交易の原因であるのかは、あまり重要な問題ではない」(Works II、214)と述べ、むしろ双方ともに依存する「剰余に対する嗜好」がもっとも重要だと指摘している。
- 12) ここで導入されるという貨幣はいわゆる「計算貨幣」ではなく、引用[1-A]にある「等価物」を意味している。『原理』内での貨幣概念の用法については、本稿第四章で検討する。
- 13) ステュアートは貨幣の「流通」を非常に重視している(Hutchison[1988]pp.342-343)。そのことは、たとえば「貨幣が流通しなければ、それは存在しないのと同じことである。そして、住民が怠惰な国にある財宝は流通しないのだから、有用であるというよりは、むしろ飾りのようなものである」(Works I、45)という言及に認められる。貨幣の導入をいうときも、鋳貨や紙券の存在自体ではなくそれが購買に用いられ流通するということが重要となる。そして流通の促進要因となるのが奢侈への嗜好がもたらす需要である。かかる需要と流通の関係への注目は、貨幣の存在とその流通とを同義と考える貨幣数量説への批判につながっている。ステュアートの貨幣数量説批判については、奥山[2009]が参照できる。

- 14) ここでステュアートは、「初期商業についての周知の例」として次のように市場の歴史的変化を紹介する。すなわち、「私は、ある朝、年の城門の外に出てみて、500人もの男や女がめいめいに……小さな荷を抱えて市場にやってくるのに出会う。私の心にただちに浮かぶのは、……この人たちは自分の家でなすべきことがあまりないにちがいないということである。数年後に私が見かけるのは、同じ食料品を運搬している2輪馬車や4輪馬車だけである。……私が以前によく顔を合わせた人たちは、彼らが背負っていた荷をすべて少数の馬車に積み込む方法が採られるようになってから、もう農村に住んではおらず、用がなくなったというので一掃されてしまったか、それとも、彼らが自分で鶏卵や野菜を市場に運搬するよりも有利な仕事を見つけたかしたのである……。いずれにしても、この変化は、私のいう交易が導入されたことを示すものである」(Works I,230-231)。この例が「周知」だというのが、事実として一般的だという意味か、あるいはよく使われる説明だという意味かは判断できない。しかし、この説明から、すくなくともステュアートは交易の導入が、それまでの人びとが個々に生産物をもち寄る「市場」の様子を変えると考えていたことがわかる。
- ¹⁵⁾ 『原理』の価値・価格論研究では平瀬[1954],小林[1977b],大森[1996]を参照。この分野の研究は日本でとくに盛んに行なわれ,大友[1997]でその論争史が簡潔にまとめられている。
- 16) 外国貿易の導入は、『原理』第二編のなかで二度議論される。第一は、本論の検討する第五、六章であり、交易の非交易国への伝播を主題とする。第二は、第二編後半部に位置する第十九章で交易の三段階論を論ずる箇所である。第十九章の目的は一国の交易をその発展度で初期商業、外国貿易、国内商業にわけ、各段階に応じて為政者が採るべき政策の指針を示すことである。川島[1972]第四章では、第一段階の初期商業から第二の外国貿易がはじまる展開を第五、六章の貿易開始の議論と重ねて読み解くが、この解釈には問題がある。既述のとおり、第二編前半部で外国貿易を扱うのは非交易国内に交易——貿易ではない——が伝わる次第を論じて「交易一般の大まかな観念」(Works II、218)を明らかにするためであり、後半部の議論はこの「交易」をさらに発展度で分類して、各段階の商業を奨励する指針を示すものである(Works I、399)。したがって、たしかに第五章の「能動的な貿易」と第十九章の「対外商業」はどちらも輸出貿易のことを指しているのではあるが、川島氏の解釈では第五章を含む前半部での交易の原理がすでに初期商業の時点で交易国家の前提にあるという点が見落とされてしまうことになる。

- 「先着の商人と競争する商人が到着すると、両方ともが売りに出すだろう。しかし双方とも同じ価格を守っているならば、以前からの商人が優位を確保するだろうと考えるのがごく自然である。ほかの事情が同じならば、知っているということ、知られているということはつねに1つの利点だからである。そこで後からついた商人にとって、この利点に対抗するために残された方法は、その価格を引き下げること以外にない」(Works I、262)。
- 18) ステュアートの需要分析については、本稿第三章でくわしく検討する。
- 19) なお、Sen[1957]は二つの競争の原理について、「両面的競争は現代の用語でいうとわれわれが競争状態と呼ぶべきものである。……両面的競争と対照に、ステュアートはまた、われわれが売手独占あるいは買手独占と呼ぶものを意図して一面的競争をおいたのである」(Sen[1957]p.52)と整理する。
- 20) 引用中の「内在的価値」という語は「実質価値」と同義で用いられている。
- 21) 両面的競争が商人間取引に限定されていることへの注目は、第一節でみた竹本[1995]の ほか、Augier and Theré[1999]でも指摘されている。すなわち、「ステュアートの交易 の定義によれば、商人の存在は主たる特徴の一つである。……。三種の主体——生産者、消費者、そしてもちろん商人——の存在は、二種類の交換を伴う。すなわち、一方は商人 間でとり行なわれるものであり、他方は商人と非商人(生産者か消費者)の間で行なわれるものである。ステュアートは「交易」の語は専ら第一の種の交換に当てはまると考えている」(Augier and Theré [1999]pp.152-153)。ただし、二氏の研究は一面的競争の生ずる市場をとくに穀物市場のことであると主張する。たしかに、『原理』において生活資料の価格決定は製造品と異なる原理をもつものとして別個に取り上げられる(第二編第二八章)。しかし、生活資料の取引では取引に直接の消費者が参加するため穀物市場は不安定になりやすい、という二氏の解釈は支持しがたい。その理由は、第一に生活資料でも奢侈品でも、最終的に商人から直接の消費者の手に渡らなければならない点では同じだからである。また第二に、『原理』第二編第十九章で一面的競争における売り手の主体が「職人」や「製造業者」と表現される点をみても、製造品の価格もステュアートの考察には含まれていたと考えるべきである。

- 22) 本章の市場像は、竹本[1995]の成果から非常に多くの示唆を得ている。本章と氏の研究 との相違点としては、消費者と製造業者が直接取引を行なう一般市場を想定しないこと、 したがって一般市場の完全な分断を考える点が挙げられる。竹本氏の描く市場像について は、竹本[1995]p.134の図8を参照。そこでは一般市場の「中に」商人市場があるという。 しかし、消費者への販売で商人と製造業者がともに売りに出すならば、あるいは製造業者 から商人と消費者がともに買いつけようとするならば、商人が適切な価格で取引を行なう ことは考え難い。消費者と製造業者のつける価格はどちらも気まぐれに左右されるが、そ の気まぐれから損失を被るならば商人は値下げ・値上げに参加せず,反対に利益を得られ るならば当然適切な価値ではない価格で取引しようとする(Works I, 272)。直接取引 の行なわれる一般市場が存在すると、商人市場の両面的競争で成立した適切な価格が1国 全体の価格の基準として機能する余地が奪われるのである。売り手側に何人の商人が参加 していても、たった一人直接の製造業者が混ざるだけで競争は非常に不安定になる。商人 は自らのかけた原価以下には決して値下げしないが,製造業者が投売りしてしまえば市場 価格は一時的にせよ不規則に崩落する。消費者が価格をつり上げてしまう場合も同様に、 たとえ商人間で適切な時価が形成されてもそれが一般市場での価格にまったく規制力を発 揮できない。したがって、少なくとも理論的にいえば、商人市場の価格による規制力を発 揮させるには、 商人市場が形成されるだけでなく、 直接の一般市場が存在しないことが非 常に重要な条件となるのである。
- 23) かかる議論は主に『原理』第二編第十章以降に論じられている。この箇所は、大森氏が 指摘する「不均衡体系」の展開で知られるが、本稿では両面的競争を展開する第七章と第 十章はわけて解釈するのが妥当であると考え、本章の対象に含めなかった。二つの競争論 の関係については、本稿第三章で改めて検討を行なう。
- 24) ステュアートは、商業の原理の機能にかんして個々の商人の活動よりも商人間の競争を重視する。そして、かれは「市場の買占めは1つの犯罪とされる。……彼はこのやり方によってほかの競争者を排除し、……公衆から盗んで自らを富ませたのである。だから、処罰されることによって彼は返却する」(Works I, 268)と述べ、独占状態に対して警鐘を鳴らす。その他の箇所でも、かれは「職人に正しい情報を、ときには援助をも与えて、商人が職人の経験不足につけ込むことのないようにすべきである」(Works I, 293)、「為政者は、……商人たちの詐欺行為を防止し、その国に隈なく食糧の均等な分配が促されるように、十二分に注意すべきである」(Works I, 390)というように、商業の原理の有効性に反して商人たちが結合し不正義をはたらく可能性にしばしば言及する。これが意味するのは、商人市場が一般市場に対して正しく機能しない可能性が、それも商人の利己心の結果として見出され得るということであり、ここにも為政者の監督が求められる。Anderson and Tollison[1984]pp.458-461は『原理』の競争論を読み解く際に上のような独占への言及を重視し、スミスの競争と対照させている。

- ²⁵⁾ これはたとえば『原理』第二編の第十章や,第十八章などでみられるが,ステュアートは人手の過不足が生じている場合には,「為政者は,人手の一部を新しい水路に放流することによって,その数を減らすべきである」(Works I, 292)というように為政者による誘導を説く。
- ²⁶⁾ ただし、この「時価」が商人市場での適切な取引価格に近づくためには、消費者へ販売する商人同士の間に十分な競争関係がなくてはならない。商人たちが結託している場合には、この時価はたとえ安定していても相対的に高止まりさせられている可能性があり得る。
- 27) 遠隔地からの輸送をいうとき、『原理』では製造品を仕入れた商人が直接売れそうな場所へ運ぶというよりも、卸・小売の取引を通して各地へ運ばれると想定されている。すなわち、「この商人は買いも売りもいわゆる卸しで(つまり大口に)行うのであり、この商人の手から小売商たちが購入して、その商品を全国の各消費者に配分する。この小売商は、自分たちの自治都市や都市や州の需要に見合った量で、あらゆる種類の商品を各部門の卸商たちから購買するのである」(Works I、243。()は原文)。Nohara[2018]第八章は、スミスの生きた当時の、とくにスコットランドにおける商人 merchants の活動が多岐にわたっており、それが生産の世界に対しても大きな影響を与えていたことが指摘される。さらに当時の商人のなかでも、卸商のもつ資本力の大きさが注目されている。それに対して、ステュアートは上の引用のように卸小売分業には触れるものの、その間の力関係や規模についてはほとんど記述がみられない。
- 28) 貨幣は『原理』第三編で主題となる。第二編では貨幣が表示する商品の価格が商業によって均一化することが述べられたのであるが、それとの関連でいえば、第三編ではその貨幣自体がもつ内在的価値を均一化することについて議論がなされる。この点は本稿第四章で検討する。
- 29) 「信用」がなにを想定しているかの説明はこの第二編第三章までにみられないが、編末の要約では、「商人は複雑な性格をもつ人間である。あなたが欲すれば、彼はあなたに供給する。あなたがなにか剰余をもっていれば、彼はそれをあなたから引き取ってくれる。あなたが普遍的な等価物である貨幣をなにがしか必要とすれば、彼はあなたの条件に応じて、あなたに対して信用を創造して、それをあなたに与える」(Works II、216)という。また、『原理』第四編では、貨幣貸付や銀行業を行なう主体として商人を登場させている。

第二章

二つの利潤論

本章は、ステュアートが用いる利潤概念の分析を通して、『原理』体系の構造的特徴へ接近を試みるものである。また本章のとり組みは、ステュアートの経済活動の評価基準を明らかにすることで、商業の原理の限界を解明するための準備段階を兼ねる。

利潤の概念は、経済理論の体系ごとに様々な異なる意味で用いられている。そして、内容のちがいにもかかわらず、利潤は経済主体の行動原理を基礎づけるものとして、あるいは経済の効率や厚生を測る基準として、理論上重要な役割を与えられるのがつねである。それゆえ、ある理論の骨子を理解する際には、そこで利潤と認識されているものを明確にすることが不可欠である。同じ「利潤」ということばが論者や文脈により多様に使われ得ることは、解釈上の混乱をひき起こす原因ともなってきた。特に対象が古典的著作である場合、その用法を正確に読みとれるか否かで得られる成果に大きなちがいが生まれる。ここには、一般的な語法にとらわれず、原典に内在した説明を探すことがもとめられる。

本研究は前章にて、商業を軸に展開される市場の特徴的な構造やその機能を明らかにした。その際には、商人とそれ以外の主体では行動原理が異なること、また、商業の原理は一般市場での一面的競争を完全に回避するものではないことなど、商業の原理の限界らしき面もいくつかみた。実際にステュアートは、ひとつの著作のなかで市場の自由な競争を重視する立場と為政者の介入を主張する立場の両方を主張している。こうした複雑な立場を整合的に理解する鍵となるのが、『原理』の独自の利潤認識である。そのことは、経済主体の競争の目的や経済全体のつり合いの指標としてくり返し「利潤」の語が用いられることから読みとれる。

ステュアート利潤論の最大の特徴は、主著『経済の原理』内に二つの利潤の定義がみられる点である。ステュアートは単に混乱して利潤の語を多義的に使用していたのではなく、使用する文脈にあわせてそれを定義しなおしている。そこで本章では、この二つの定義の内容と関係性に焦点をあてて、ステュアート利潤論の再検討を試みることとした。

以上のような関心にたち、本章では次のように検討をすすめる。第一節では、ステュアート利潤論にかんする先行研究と主な論点を確認する。それにより、ステュアートの二つの 利潤規定をめぐる問題を明らかにする。第二節では、第一の利潤論が説かれる『原理』第

第二章 二つの利潤論

二編第四章の内容を分析する。次いで、第三節では第二の利潤論のある『原理』第二編第 八章を検討する。そして二つの利潤概念の関係を整理し、それらがステュアート理論にど のような特徴をもたせているかを示す。

第一節 利潤論の分析視角

1.1 『剰余価値学説史』の評価

ステュアートが『原理』第二編で展開している利潤論』にいちはやく批評を加えたのは、カール・マルクスであった。利潤論にかぎらないことだが、マルクスのステュアートに対する評価は批判的ながらも高い。このことは、その後の研究者たちにステュアート理論の再評価を促す大きな要因となった²⁾。そこで本項では、ステュアート利潤論研究の端緒として、マルクス『剰余価値学説史』³⁾における分析と評価をみる。

『剰余価値学説史』の第一章はステュアートに充てられており、その表題は「「譲渡にもとづく利潤」と富の積極的増加との区別」4)とされている。そこでマルクスは、ステュアートを重商主義の「科学的」再生産者であると評する。「科学的」というのは、ステュアートが商品を価値以上の価格で売って得る利潤と新しい富の創造が明確に区別していることに対する評価である(Mw., I, S.7)。

マルクスは、かかる評価の根拠としてステュアートの絶対的利潤と相対的利潤の区別に注目した。絶対的利潤の概念は、「労働の生産力の発展の結果として生みだされるより大きな使用価値量だけを考えており、……資本家の利潤——これはつねに交換価値の増加を前提する——とはまったく区別してとらえている」(Mw., I, S.8)と理解される。対する相対的利潤については、価格分析での譲渡利潤という概念を援用して解釈が与えられる。譲渡利潤とは、商品が実質価値以上で売られたとき得られる利潤のことである。マルクスの解釈では、これと相対的利潤とはどちらも、社会全体へのいかなる追加もなしに他方の損失から利得するものを指している。価格のもう一つの構成要素である実質価値は原料や労働力等の補填部分なので、資本家が獲得できるのは譲渡利潤部分のみである。これらのことから、マルクスは「「製造業者」すなわち個々の資本家の利潤は、つねに相対的利潤であり、つねに譲渡にもとづく利潤であり、つねに商品の実質価値を越えるその価格の超過分から、すなわち商品をその価値よりも高く売ることから、引きだされている。だから、

すべての商品がその価値どおりに売られるとすれば、利潤は少しも存在しないであろう」 (Mw., I, S.11) と結論づけた $^{5)}$ 。

以上のマルクス解釈の核心は,譲渡利潤と相対的利潤を関連づけるところにある。ところが,マルクスはこの点についてステュアートに内在した根拠を明示しているとはいいがたい。二つの利潤概念の対応関係はマルクス独自のアイデアとして提起されているにとどまり,『原理』のどこにそうした用法がみられるかは明らかにされていないのである。したがって,マルクスの解釈は『原理』に点在する利潤論の統一的把握をねらったものとしては評価できるが,その手続きは必ずしも十分であったとはいえない。

とはいえ、マルクスの解釈はその後の利潤論の研究を方向づける非常に大きな影響力をもつこととなった⁶⁾。なぜなら、その後の研究はマルクス解釈に対する批判というかたちで展開されていったからである。その際の論点は、大きくわけて二つある。第一に、ステュアートのいう利潤は本当に生産過程の発生根拠をもたないのか。第二に、譲渡利潤と相対的利潤の対応はステュアート解釈として妥当なのか。以下、それぞれの論点を検討した研究をみてゆく。

1.2 譲渡利潤の発生根拠

マルクスは、ステュアートの譲渡利潤とは売買差額から生ずる重金主義的性格をもった 前期的利潤概念であると評価した。それに対して小林[1977b]は、利潤の分析を通してステュ アートの剰余価値論を検討し、譲渡利潤が自然価格の構成要素のような「確定的な率」を もつことを指摘した研究である。

小林氏によると、『原理』において譲渡利潤は「トレードの望ましい結果」のもとでは確定的な率を与えられるといわれる。この確定した率の「適度な利潤」に実質価値を加えた価格は、「「仕事と需要のバランス」が「完全なバランス」として「正確な均衡」にある場合に成立する」(小林[1977b]p.210)ものである。換言すれば、仕事と需要のバランスが均衡しているとき成立する価格においては、利潤にもある確定した率が見出せる、ということになる。

ここでの利潤は、「商品の価値以上の販売によって成立する利潤ではあるけれども、……前期的商人が詐取したものではない。……それは、「商人の手びろい取引」が交換における偶然性を消失させ、これに等価性を与えはじめる段階に成立する利潤であって、……歴史の発展のなかでは最初に(流通部面で)形成されるところの一般的利潤率をもつ利潤なのである」(同[1977b]pp.210-211)。需給が均衡した状態で生ずる譲渡利潤は、価値以

上の販売の結果ではあるが、同時に均衡的価格の構成要素でもある。ステュアートには剰余価値生産の観点がないため、流通の外に利潤根拠を見出すことはできなかった。しかし、譲渡利潤が市場メカニズムに規制されるという認識は、利潤を単に詐取的なものと捉える前期的利潤概念とは区別できる、というのである。かくして、「「譲渡利潤」は、ようやくスミスの意味での「自然価格」の(こうして素朴なかたちでの生産価格の)構成要素のひとつになろうとしている」(同[1977b]p.211)ことが理解できる。またこれにより、譲渡利潤はつねに相対的利潤だという解釈も批判され、均衡的価格のもとでは譲渡利潤が絶対的利潤になることが主張される。

小林[1977b]が指摘するとおり、ステュアートは譲渡利潤が交易のもとでは一定の大きさになる、ということをくり返し述べている。これは、『原理』内に譲渡利潤をめぐるなんらかの評価基準があること示している。しかし、このことから直ちにステュアートが何らかの譲渡利潤の発生根拠を見出していたと結論することもまたできない。譲渡利潤についてステュアートがいかなる意味で「一定」や「適度」という表現を用いていたのかは、自然価格や生産価格にひき付けるのではなく、『原理』に内在して確認してゆく必要がある。また、氏は譲渡利潤が絶対的利潤になることもあり得る、とマルクス解釈を批判するが、譲渡利潤と絶対的、相対的利潤の関係を内在的に論証するという課題も、実際には取り組まれていないまま残されたのである。

1.3 譲渡利潤と相対的利潤

本節第一項にて、マルクスのステュアート利潤論解釈の核心が譲渡利潤と相対的利潤の関連づけにあったことを指摘した。この解釈は、さらに絶対的利潤を『原理』内にみられる「勤労利潤」7)という概念と重ねて解釈することで、譲渡利潤は流通部面、勤労利潤は生産部面で生ずる利潤を指すとする全体の整理へ拡張される8)。このような解釈の枠組みは、譲渡利潤概念は利潤の源泉としての剰余価値認識を欠いているという一般的なステュアート評価の基礎となってきた。

林[1987]は、このマルクスの整理法を批判し、譲渡利潤、勤労利潤と絶対的、相対的利潤との関係を再検討した研究である⁹⁾。氏はまず『原理』第二編第十章の読解から製造業者の得る利潤、次に第二編第七章の読解から商人の得る利潤が、どちらも競争の状況により絶対的利潤にも相対的利潤にもなり得ることを指摘する¹⁰⁾。すなわち、「ステュアートが積極的利潤、相対的利潤と呼んだものは、前者を勤労ないし生産に基づく利潤、後者を譲渡ないし流通に基づく利潤とする解釈によっては必ずしも把握しきれない面がある」(林

[1987]p.72) のである。その上で、氏は売買を通して成立する均衡価格を考えるための概念としてステュアートの利潤論の意義を再評価する。

林氏の研究は、マルクス解釈の不整合を指摘する研究として注目すべきものである。しかし一方で、林氏の解釈にもまた、異なる文脈での議論をやや性急に統合してみえる部分がある。たとえば、氏は『原理』第二編第七章の競争論の読解のなかで絶対的利潤と相対的利潤の概念を使用する。しかし、この概念は第二編第八章ではじめて提起されるものであり、第七章ではまだ譲渡利潤しか説明されていない。ここでもまた、二つの利潤の定義が関連していることを前提に解釈が試みられているように読める。もし後章の利潤概念をそれ以前の議論に適用するならば、なぜそうした解釈が可能なのか、また、なぜ絶対的利潤は競争よりも後に論じられたのかなど、説明しなければならない問題はまだ残されている。

以上のように、ステュアート利潤論の研究はマルクスの批判的検討を端緒とし、その評価に反批判を加えるかたちでふかめられてきた。それにより、『原理』の議論の輪郭が明らかにされてきた一方、未だに関連の不明確な利潤概念が並立したままになっていることもみた。この問題が残されてきた最大の原因として、そもそも二つの利潤規定が別々の箇所で提起されたことの理由が十分に検討されてこなかった点を指摘できる。

これまでの研究では、別々の箇所で定義された利潤諸概念の関連づけ方はたびたび問題となってきた。だが、そもそもの問題として、なぜわざわざ二度も利潤を定義したのかという点が直接検討されることはなかった。二つの議論を関連づけて解釈することは、ある種当然視されてきたのである。しかし、二つの議論の関係を正しく捉えるためには、第二編第四章と第八章がそれぞれいかなる文脈で『原理』に配置されているのかを精査することが不可欠である。そこで次節より、二つの章の内容を改めて検討に付し、『原理』第二編のそれぞれの箇所でいかなる目的のもとに利潤の概念が提起されたのか、という点から利潤論の全容に迫ることにする。

第二節 個別主体と譲渡利潤——第一の利潤論

2.1 譲渡利潤

『経済の原理』における利潤を理解するには、ステュアートの二つの利潤の規定内容を 確定しなければならない。ステュアートによる利潤の定義は、すでに触れたように、『原

第二章 二つの利潤論

理』第二編「交易と勤労」第四章「財貨の価格は交易によってどのように決定されるか」 と同編第八章「費用,利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」にて与えられる。本節 では,まず第四章での譲渡利潤にかんする議論を分析してゆく。

『原理』第二編第四章「財貨の価格は交易によってどのように決定されるか」は、表題のとおり商品の価格を分析する章である。第一節でみた譲渡利潤と実質価値の関係や利潤の「一定」の大きさにかんする議論が行なわれているのもここである。本項でははじめに、実質価値との関係で「譲渡に基づく利潤 profit upon alienation (以下,譲渡利潤とする)」という語の用法を確認する。第二編第四章の冒頭で、商品の価格は次のように分析される。

[2-A] 財貨の価格のなかには2つのものが現実に存在していて、しかもそれはまったく相異なっていると考えられる。それは、財貨の実質価値と譲渡に基づく利潤とである。本章の意図はこの区別を明確にすることであり、さらに交易の作用がこの両者の水準にそれぞれどのように影響を与えるのかを示すことである。換言すれば、交易がないとまったく漠然として不明確なこの2つのものを、交易がどのようにして固定させ明確にさせるという効果をもつのかを明らかにすることである。(中略) 11)

……それ [製造品の価格——引用者] は、……実質価値よりも低くあってはならない。そして、それを超える部分はすべて製造業者の利潤である。それはつねに需要に比例し、したがってまた状況に応じて変動するであろう。(Works I, 244-245)

商品の価格は、不変の構成部分である「実質価値 real value」と競争によって変動する「譲渡に基づく利潤 profit upon alienation」にわけられる。このうち実質価値は商品の原料費、生産者の生計とその他道具の経費に生産者の生産性を加味して決まる。また、交易の場では商品の価格が実質価値を下回ることはないと想定されるため、実質価値の大きさは譲渡に先立って確定していることが読みとれる。それに対して、譲渡利潤は販売価格から実質価値を引いた差額部分を指す。価格とその構成部分の決定順序としては、まず実質価値が決まり、市場で価格が与えられて、最後にその差額として利潤の大きさが決まる、ということになる。

また[2-A]によると、この二つの区分は交易によって明確化されるという。このことは、 第二編の要約を行なう第三一章では次のようにも表現されている。すなわち、「このこと [交易——引用者]の結果として行われることは、財貨の価値を決定し、原価と販売価格と の相違を明らかにすることである。前者は費やされる時間と職人の経費と原料の価値とに 依存する。後者は、これらの総計に、譲渡に基づく利潤を加えたものである。価格のこれら二つの構成部分、すなわち費用と利潤とを厳格に区別することは重要である。前者はいったん確定してしまうと、その後は変わらないものであるが、しかし後者は、売却を引き延ばすとか、譲渡の回数を重ねるとかすれば、絶えず増加していくものである。そして製造業の全体的な分析に関係のあるすべての事情がより厳密に検討されるならば、為政者はそれだけ容易に、価格を適当な水準を超えたところまで動かす傾向をもつあらゆる悪習と濫用を矯正しうるのである」(Works II, 217)。

これらの引用からも、ステュアートが価格決定を実質価値の決定と譲渡利潤の確定の二段階で捉えていたことが読みとれる。そしてこのとき、二つの部分は価格を決めてゆくうえでまったく異なる性質をもつ。実質価値の大きさは、商品が生産過程を出る時点で決まっている。すなわち、実質価値は取引に対して事前的に決定するのである。それに対して、譲渡利潤は取引後に差額としてはじめて認識される要素なので、事後的に決定される要素といえる。

さらに、上のような区別を明確にするのが「交易」の作用とされている点にも注意が必要である。前章で明らかにしたように、ステュアートのいう交易は市場での取引一般のことではない。それは商人の参加する取引、特に商業者間での取引について使用される語である。それを踏まえると、第二編第四章の実質価値と譲渡利潤の区分は、商品の生産と交換の直接的な結果ではなく流通過程での商業活動によって確立するという議論になっている。

以上のことから,実質価値と譲渡利潤の区分は,まず商人との関係で理解すべきであると考えられる。商人は自分では商品生産をしないため,どの商品を仕入れるかは選択できても,生産された商品の実質価値を変えることはできない¹²⁾。それゆえ,実質価値は商人にとって不変の要素となり,購買にあたっては価格をできるだけ実質価値付近に抑えることが目指される。また販売においても,商人は仕入れに費やした実質価値を基準に,少なくともそれを割りこまない価格で売ろうと行動する。もし実質価値以下の価格でしか売れないならば,商人は別のもっと利潤の見込まれる商品を売るのである¹³⁾。このように考えると,商人の取引では,とくに商人同士の取引では実質価値はつねに価格の下限を規制する。換言すれば,交易の場では商品価格は実質価値にその下限を規制され,上乗せされる譲渡利潤の大きさだけが市場で決められることになる。

しかし、商人のように需要に応じて扱う商品を変えたり、同時に様々な商品を扱うことのできない生産者には、実質価値の規制力を貫徹させることは困難である。無論、かれらも商品をできるだけ高く売りたいと望む。しかし、もし生活のために急いで貨幣を手にす

る必要が生じた場合には、生産にかかった費用を度外視してでも手もとの商品を投げ売る以外に方法はない(Works I, 272-273)。それゆえ、生産者の価格決定においては実質価値も譲渡利潤と同様に可変性をもち得る。[2-A]の表現でいうならば、実質価値と譲渡利潤は、「まったく漠然として不確か」なものとなってしまうのである。ステュアートが価格分析にあたり、自発的な商品生産——『原理』の表現では「勤労 industry」——だけでなく、商業の確立を前提条件として加えたのは、市場経済に合理性を貫徹させられる主体を導入することが実質価値の不変性を説く上で不可欠であったからだと考えられる。

しかし一方で、[2-A]には「製造業者の利潤」という表現があり、ステュアートが第四章で言及している利潤は必ずしも商人の利潤に限られていないように読める。すると次に疑問となるのは、原価意識の明確な商人が獲得するとされる利潤と生産者が受けとる利潤の関係である。譲渡利潤概念の最大の要点は、利潤ではなくむしろ実質価値の認識にある。この第四章の議論は、実質価値を確定できるから事後的に利潤部分も確定できるという話になっていた。したがって、生産者が譲渡利潤を認識するためには、利潤の性質よりもむしろ生産者にとっての実質価値の性質が変わる必要がある。そこで次節では、商業との関係を通していかに生産者の利潤が「譲渡利潤」になるのか、という点を検討してゆく。

2.2 実質価値と「一定の」譲渡利潤

『原理』第二編第四章が論ずる「財貨の価格」は商業の確立された市場で決まるものと 想定されている。しかし実際の議論をみると、商人だけでなく生産者が受けとる利潤につ いても少なくない記述がある。本項では第四章の記述をさらに追い、生産者の利潤認識の 変化について考えてみる。

『原理』第二編第四章冒頭に実質価値と譲渡利潤の規定を論じたのち,ステュアートは 続けて次のように述べる。

[2-B] 商人が手広く取引を行ない、しかも仕事と需要の均衡の把握に絶えず努めるならば、上の状況はすべて彼らの知るところとなり、さらに勤労者たちにも伝達される。勤労者はそこで、自分たちの一定の利潤に応じて、その生計と支出を規制する。私は利潤を、一定の、と言ったが、それは、このような事情のもとでは勤労者が自分の仕事をめったに過大評価しないからであり、また、それを過大評価しないことによって彼らは販売を確実にできるからである。このことは日々の経験によって証明されるであろう。(Works I, 246)

[2-B]では、はじめに商人が市場の需給関係を調査して価格を決めること、そしてその価格を通して市場の需給関係が勤労者、すなわち生産者に伝えられることが述べられている。これは前章でみたように、商人間で時価が決定し、生産者はその時価に規制された価格で取引することを指す。そして[2-B]は続けて、生産者の価格決定について説明を行なう。

二文目にある勤労者たちの「一定の利潤 certain profit」は、その前文からすると商人たちが伝達する「仕事と需要の均衡」によってもたらされたものと読める。しかし、これだけではなぜ情報が利潤をもたらすのかは明らかでない。

そこでさらに先へ進むと、二文目以降で商業によって流通過程で決められた価格に対する生産過程の反応を述べてられている。そこで重要なのが「一定の」という表現である。 生産者は、商業から伝達された市場価格に対して「生計と支出を規制する」。これは、生産者が生産過程で実質価値を調整することを指す。しかし、実質価値を調整するだけで「一定の利潤」が得られる、というのではない。ここにはもう一つ別の条件、すなわち、生産者が自分の仕事の価値を「過大評価しないこと」が前提される。この「過大評価」の意味は、さらに続く文章で説明される。

[2-C] 交易も勤労もほとんど行われていない国で職人を仕事に就かせると、彼はその価格をつねにあなたの欲望の緊急度なりあなたの支払能力なりに比例させるのであって、自分自身の労働に比例させることはほとんどない。交易の行われている国で別の職人に仕事をさせれば、ことによるとあなたが外国人で、そのために仕事の価値を知らないと思われるようなことでもなければ、彼があなたにつけ込むということはないだろう。……。

したがってこれまで述べてきたことから、われわれは、交易が定着している国においては、すぐに販売がなされることで、仕事の価格が規制されていることで、そして勤労から一定の利潤が生ずることで、製造業は繁栄するに違いない、と結論づけてもよい。(Works I,246)

[2-C]をみると、まず交易の行なわれていない国では、職人は価格を実質価値に比例させることはないとされる¹⁴⁾。交易があると、そのような値づけはなされない。このとき、生産者が「過大評価」する対象として考えられるのは、自分の商品の価格である。過大評価しないことで販売を確実にできる、というのは、商業が導き出した妥当な価格を受けいれれば容易に買い手がみつかるため、結果的に安定して利潤が得られるということである。

交易国家では、商人が全国の相場の状況を手広く調査しているため、生産者が相場以上の価格をつけても買い手が現われない。しかし反対に、相場通りの価格をつければすぐに買い手がみつかる。商業による情報収集をもとに販売可能な時価が決まれば、そこから一定の原価を引いた生産者の利潤の大きさも一定に決まる。

市場での相場価格が生産者にとって与えられるものであるとすると、価格を引き上げて高く売りつけることは基本的にできない。利潤を拡大するためには、相場に対して過剰な価格を提示するのではなく、実質価値の調整すなわち生産方法の改善を模索してゆくことになる¹⁵⁾。そして、生産者は導入できる最善の生産方法を用いて生産した商品を相場価格で商品を売ることにより、一定の利潤を得るということになる。この状況でもなお、生産者にとっての実質価値は調整すべき可変要素である。しかし、実質価値の大きさを決めるという過程が明確になるからこそ、合理的に譲渡利潤を追求できるようになる。この原価と利潤の区別は、生産者自らが好きに価格をつけるのでは明確にならない。ほかの生産者と共通の相場価格が目の前にあらわれてはじめて、利潤のために実質価値を意識するようになるのである。これが、「生計と支出を規制する」ということの意味である¹⁶⁾。

以上の検討をまとめておく。譲渡利潤はまず、商人の目から認識されるものである。それゆえ、ステュアートの譲渡利潤の概念は当然、流通過程から発生するものである¹⁷⁾。商人たちは国内の需要と供給をしらべ、利潤の見込みにしたがい各商品に一定の価格をつける。しかし商業の場で利潤を含めた価格が決まることは、商人だけでなく生産者にも影響をおよぼす。商人市場で相場価格が形成されると、生産者は価格を引き上げて利潤を増やすことはできなくなる。するとかれらの行動は、高く売ることから安くつくることに向かう。時価に対して費用を抑えることで、生産者も安定して利潤が得られるようになる¹⁸⁾。これが、譲渡利潤概念を基礎に展開される「製造業者の利潤」の特徴である。

2.3 譲渡利潤と競争

ここまでに、第二編第四章の譲渡利潤の概念について検討してきた。それらはいずれも 流通過程で生ずるものであり、なんらかの確定した発生根拠が示されていたとはいえない。 しかし一方で、先に引用してきた箇所では、利潤や価格について「適当」や「一定」という表現がみられる。価格のうち変動するのは利潤部分のみであり、その利潤の大きさに明確な根拠はないならば、そうした適度さの基準はいかに与えられるのか、この疑問に答えるため、本項では価格決定に対する交易の作用を検討する。

交易による価格の決定過程は、第二編第七章「両面的競争について」で論じられている。 この章で、価格をめぐる競争は一面的競争と両面的競争の二種類に区分される。

[2-D] 競争が、取引の一方の側において、もう一方の側におけるよりもはるかに強いときに、私はそれを一面的であると称する。だから、それは私のいう複合的な需要と同義語である。これは、高い需要という用語に、あるいは需要が価格を引き上げるといわれる場合に、含まれている種類の競争である。

両面的競争というのは、競争が取引の双方の側に同時に起こるとか、一方から他 方へと交互に揺れ動くとかが、ある程度まで見られる場合のことである。これは、 価格を商品の適切な価値に抑えておくものである。 (Works I, 263)

二つの競争の概念のうち、価格を「適切な価値に抑えておく」という両面的競争が本項の検討対象である。売り手間で生ずる販売競争と買い手間での購買競争との強さがつり合っていると、価格の引下げ圧力と引上げ圧力もまたつり合う¹⁹⁾。あるいは買い手間の競争による価格上昇が売り手の新たな参入を促して売り手間の競争を強めたり、その逆のようなことが起こる場合にも、結果として価格に対する双方からの圧力はつり合う。そして、「価格の極端な騰貴を妨げるものはこれ [両面的競争——引用者]であり、また価格の極端な低落を妨げるのもこれである」(Works I、264)ということになる。両面的競争のもとではこうした力学がはたらくため、価格は「極端な」騰貴からも崩落からも守られる。この状態を、ステュアートは価格が「適切な価値」に抑えられていると表現する。

ここで、交易においては価格の実質価値部分は不変である以上、価格の適切さは譲渡利 潤の変動にあらわれるはずである。ところが、譲渡利潤の大きさについて客観的根拠は『原 理』では示されていない。むしろ、慣習や市場の状況によって譲渡利潤の大きさが変動す ることは積極的に支持される。これらを考慮すると、価格の適切さを評価する基準は単純 に利潤の大小におかれているとは考えられない。

そこで改めて適正さの原因を考えてみると、価格の適切さはそれが両面的競争の力学で決定されたか否か、という価格決定の過程で評価されていることがみえてくる。両面的競争のもとでは、商業者の情報収集と経済合理性を基礎に価格が形成される。そのため両面的競走で決定される利潤は、需要の見込まれる産業にはより多く与えられそれを振興する。また反対に、新たな勤労者の参入や需要の衰退しつつある産業の特定をも結果的に可能にする²⁰⁾。さらに個々の生産者に対しても、同じ価格で販売した際に得られる譲渡利潤のば

らつきを通して、生産条件を規制させてゆく効果をもつ。このような市場の動向を反映した利潤こそ、ステュアートの考える「適正」な価格の構成要素である。

他方,一面的競争の一種独占的な力関係²¹⁾ からひき出された利潤は,各産業や需要の 状態を必ずしも反映しない。こうした利潤の分配は,産業構造や蓄積動向を誤った方向に 導く可能性を孕む。それゆえ,利潤の大きさにかかわらずそれは適正ではない,と結論づ けられるのである。

以上が『原理』第二編における第一の利潤概念の内容と、その利潤の評価基準である。 譲渡利潤とは、市場で商品の売り手が取引から得る利潤一般を指すが、単なる差額一般で はなく、商業の存在を前提に認識される概念である。それは、まず商業を介して決まった 市場価格から仕入れや生産の費用を実質価値として引いた差額である。したがって、本節 の検討箇所のかぎりでは、譲渡利潤は流通過程から引き出された要素と理解できる。この 利潤は残余としてしか認識できないため、それ自体の適正な大きさを定めることはできな い。その代わりに、利潤の大きさを決める競争の過程が適正であるかが評価基準とされる のである²²⁾。以上の分析を念頭に、次節では『原理』のもう一つの利潤概念の検討に進 む。

第三節 為政者と利潤——第二の利潤論

3.1 費用分析と利潤の再措定

本節では、絶対的利潤・相対的利潤の定義が行なわれる『原理』第二編第八章「費用、 利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」を検討する。この章は、譲渡利潤とは異なる 第二の利潤規定が論じられることで知られるが、その議論は表題のとおり費用概念の分析 からはじめられる。

そこではまず、費用が私的、公的、国民的の三つに区別される。私的費用とは個人が何かに支払った貨幣、公的費用は為政者が社会のために支払った貨幣、そして国民的費用はある国が他国へ支払った貨幣を指す(Works I,274-275)。これらの三つの区分は並列のものではなく、後者ほど前者をも含み得る範囲の広い観念になっている。たとえば、個人が納税した額は私的費用になるが、それが為政者に支出されると公的費用にもなる。個人や為政者が外国へ支払いをすると、それはかれらの費用であると同時に国民的費用にもなる。注目すべき点は、第七章まではつねに私人の観点から価格や競争が論じられてきた

第二章 二つの利潤論

のに対し、ここではその視点が為政者や国家にまで広げられていることである。そしてこ の新しい公共の観点が、つづく利潤分析を理解する鍵となる。

この点を念頭に、利潤と損失の分析へ進む。利潤と損失は絶対的、相対的、複合的の三つにわけられる。

[2-E] 利潤と損失とを、私は絶対的、相対的ならびに複合的なものに区別する。① 絶対的利潤には、誰の損失にもならないという意味がある。それは労働とか勤労とか 創意とかの増大から生じて、公共の利益を高めたり増大させたりするという効果をもっている。

絶対的損失は、誰の利潤にもならないという意味を含む。それは上の労働などとそれから生ずる効果とが停止したことによって生ずるものであって、公共の利益を減少させるといってもよい。

②相対的利潤は、誰かの損失を伴うものである。それは当事者間における富の均衡の振動を示しはするが、総資財へのなんの追加も意味しない。

柏対的損失は、反対に、誰かの利潤を伴うものである。それもまた均衡の振動を示すけれども、総資財からはなにも取り去りはしない。

③複合的なものは簡単に理解される。それは、一部は相対的で一部は絶対的だという、そういう種類の利潤と損失とである。私がそれを複合的と呼ぶのは、この2種類のものが同一の取引において分離できない形で存在することもあるからである。

(Works I, 275-276。①~③は引用者)

[2-E]から、絶対的、相対的という区別を行なう基準が読みとれる。すなわち、利潤が絶対的か相対的かは利潤の大きさではなく、それと「公共の利益 public good」あるいは「総資財 general stock」との関係で決まる。先の費用分析と同様に、ここでの利潤の定義は公共の観点から行なわれているのである。前節の譲渡利潤は、個別主体が取引から得る差額として定義されていた。このことから、同じ「利潤」の語を用いながらも、二つの観念が異なるものを表現するために使われていることがわかる。

第八章の利潤の定義の内容をみると、①「絶対的」利潤と損失は、社会の蓄えを変動させる性質をもつ。社会の総資財への追加をもたらすことで得られる利潤が絶対的利潤、反対に、社会の総資財の一部をとり去ってしまうような損失が絶対的損失である。②「相対的」利潤と損失は、社会の蓄え自体には変動がなく、その分配だけが変わることで発生する。相対的利潤は誰かが分配上の不利益を被ることで、相対的損失は誰かが分配上の利益

を享受することで与えられる。この種の利潤と損失は、純粋に理論的見地からいえば厳密 につり合うはずであり、公共の利益にはなんの影響ももたらさない。

しかし、実際の利潤や損失は、多くの場合③「複合的」なものとしてあらわれる。たとえば二種の利潤が複合的に発生する場合として、剰余生産の増大と競争による価格のつり上げの二つの事情から利潤が増大した場合、前者は社会に対する絶対的利潤、後者は買い手に対する相対的利潤だが、この利潤を絶対的増分と相対的増分に明確に分離することはできない。あるいは利潤と損失が複合的になる場合として、買い手が売り手の投売りから相対的利潤を得る一方で、売り手の一部が過酷な競争で生産を停止させるなら、この取引からは相対的利潤と絶対的損失が同時に発生していることになる。この場合、買い手は利潤と損失の複合的利潤を、売り手は二種の損失からなる複合的損失を与えられることになる。

こうしてみると、絶対的利潤と相対的利潤の区別は、社会の富の増減という根拠がある 利益か、見かけの移転にすぎないかの区別である。そのため、これらは生産から生ずる利 潤と流通での移転から生ずる利潤の区別だと表現することもできる。ただし、それが個々 の経済主体ではなく、為政者の目からみてはじめて認識できる区別であることに留意しな ければならない。次項では、この視点のちがいがもつ意義について考察してゆく。

3.2 利潤の望ましさ

上のように第二編第八章から新たな利潤論が展開されているとすれば、その概念をステュアートが何に使おうとしているのか、という疑問が生ずる。先に答えを述べておくと、ステュアートはこの新しい利潤概念を用いることで、第四章の価格分析では問題にならなかった「公共」にとって望ましい利潤のあり方を示そうとする。

個々の経済主体は、より大きな利潤さえ得られるならばそれが総資財に対して絶対的でも相対的でも、それらの合成であってもよい。しかし、『原理』が語りかける為政者にとってはそうではない。そこでは利潤の大きさよりも、それが公共に対してもつ性質が問題となる。増殖のファンドを拡大させ、人びとに仕事を与えるような利潤は、誰かを市場から追い出したり困窮させることで取得される利潤よりも為政者にとって望ましい。このように、ステュアートは私人の利潤と公共の観点からみた利潤を区別し、個別主体の利潤追求を為政者が評価する基準を設けたのである²³⁾。そのことが端的にあらわれているのは、たとえば第二編第十章「仕事と需要の均衡について」²⁴⁾の次のような記述である。

[2-F] ここで、完全な均衡 a perfect balance の基準を示そう。それは、絶対的で適度な利潤が絶対的で適度な利潤と釣り合わなければならないのであって、均衡は振動を避けられないけれども、どちらの側にも損失が生じてはならない、ということである。ここに示されている例 [一面的競争によるつり合いの回復——引用者] では、なるほど均衡は水平の状態にある。しかし秤皿に付着しているのは、相対的損失と対をなしている相対的利潤なのである。 (Works I, 294)

[2-F]で、完全な均衡のもとでは「絶対的で適度な利潤」が得られねばならないことが主張される。したがって、売り手間の競争と買い手間の競争が正しくつり合っているときには、絶対的利潤が生じかつそれが両面的競争で決定されたものでなければならない、ということになる。このとき、絶対的利潤が生ずることと両面的競争によって適度な譲渡利潤が生ずることは必ずしも一致しない、ということは先ほど確認したのであった。両面的競争で個々の商人が得る利潤については、絶対的か相対的かはそもそも問題にならない。それを外から観察する為政者においてのみ、その区別を判断することが可能だからである。

競争が一面的であってもたとえば騰貴した価格でなら販売は成立する。そしてこの場合にも、売り手が譲渡利潤を取得することに変わりはない。しかし[2-F]によると、かかる状況で得られる利潤は買い手の損失が売り手に移転しただけの相対的利潤にすぎない。相対的利潤は個人にとっては有意義だが、社会的には富の移転にすぎず、総生産・総消費いずれかの経済規模の拡大を伴わない。「完全な均衡」で目されているのは、個別主体ではなく、社会にとって望ましい利潤とはどのようなものかを見きわめることなのである²⁵⁾。

また、ステュアートはこの第十章で望ましい利潤のあり方を示すだけではない。かれは次のように、為政者が望ましい利潤を実現するために経済活動に介入することを主張する。すなわち、「為政者は常に注意深くなければならないのであって、秤皿のどちらか一方がしばしば重くなり過ぎる傾向をもつことに気がつけば、すぐさま彼は徐々に反対側の秤皿を重くしていかなければならない。ただし、やむをえない場合は別として、一般に重い方の秤皿から絶対になにも取り除いてはならない。こうして、需要の秤皿が重く傾いているときは、供給を増大させて価格を以前の水準に保つために、彼は新しい事業の設立に症例を与えるべきである。仕事の秤皿が次第に重くなりつつあるときは、利潤が生活資料の価格を下回るのを阻止するために、輸出増大のあらゆる方策が講じられなければならない」(Works II、224)。こうした政策的な主張の裏側には、公共からみた利潤の性質という譲渡利潤とは異なる観点からの利潤分析が潜んでいるのである²⁶⁾。

3.3 『原理』体系における二つの利潤論

前項までに、ステュアートの第二の利潤論すなわち『原理』第二編第八章の利潤論の内容と体系上の役割をみてきた。そこでの絶対的、相対的、複合的利潤という分類は、為政者が公共の観点から一国経済の富の変動を考えるための基準として提起されている。絶対的利潤は経済規模の拡張を基礎にもった利潤だが、相対的利潤というのは相手方の損失を移転させただけのもので分配の変化しか意味しない。一国の増殖を促進し人びとに生活のための仕事を与えることが、ステュアートの考える為政者の任務であった。その為政者の目でみると、単なる富の移転によって発生する利潤と、生活物資や仕事を増やすことで増加する利潤とは異なる意味をもつ。それゆえに、需要と供給が不つり合いな場合は、いつでも過小な側を刺激して底上げすることで絶対的利潤と絶対的利潤をつり合わせるべきだ、という結論にいたる。

こうした第二の利潤論に対して、前節でみた第一の利潤論は個別主体が市場で獲得する 利潤一般をいっていた。この譲渡利潤は、為政者からみれば絶対的なこともあれば、相対 的なこともあり得る。反対に、個々の主体にしてみれば、自分がより高い利潤が得られる ならば、それが経済規模自体の拡大の結果であろうと、それとも買い手からの不当な収奪 の結果であろうと、利潤であることに変わりはない。譲渡利潤を私的に追求する、という 勤労者の行動原理はでは、必ずしも自ずから経済成長と適合するとはいえないのである。

ここまでくれば、ステュアートが『原理』であえて二つの利潤の定義が提起された理由は明らかになる。第二編第四章の譲渡利潤は、個別主体の勤労の目標である。交易のゆき渡った国では、社会的に妥当な生産条件で生産し相場価格で売りに出せば、実質価値にいくらかの利潤が加えられた価格で販売ができる。そこでより多くの利潤を目指して主体が工夫することが、一方では商業による情報収集と市場の拡大をもたらし、他方では絶え間ない生産方法の改良の原動力となる。

しかし、利潤は取引上の不正や情報の非対称性、意図的な結託などを利用して追求することもできてしまう。また、法外な価格のつり上げによって利潤を高めると同時に需要を減退させるような、社会的な損失をともなう個人の利潤獲得すら可能である。それゆえ、ステュアートは利潤を求める交易活動を論じたあとに、それが社会にとっていかなる性質をもつかを分析したのである。公共の観点にたつ為政者からみた望ましさは、必ずしも個人にとっての望ましさと一致しない。そして『原理』において、社会にとっての望ましさを最優先できる主体は唯一為政者のみである²⁷⁾。社会にとっての利潤最大化、すなわちー国の経済成長のために、為政者は個々の主体がひき出している利潤の社会的性格を知らね

ばならない。二つの異なる定義をもつ利潤概念は、こうした『原理』の国民と為政者の関係を読み解く鍵である。そして第二の利潤論は、かれの政治経済学の目的、すなわち「社会の欲望を充足するのに必要なすべての物資を準備することであり、彼らのあいだに相互関係と相互依存の状態がおのずから形成され、その結果それぞれの利益に導かれておのおのの相互的な欲望を充足させることになるように、仕事を与えること」(Works I,3)という大目的を交易国家の原理に適用してゆくための要諦をなしているのである。

むすび

以上、本章ではステュアート『原理』第二編で展開される二つの利潤論の内容と関係を検討してきた。その結論をここで簡潔にまとめておく。これまでは、第二編第四章の利潤概念と第八章の利潤概念の関連づけ方を問う研究が主流であり、なぜ二つの箇所に分けて定義を与えたのかという点は十分に検討されてこなかった。しかし考察の結果、第一に、譲渡利潤とは個々の主体が市場で受けとる利潤一般を意味するものであり、製造業者の利潤も勤労者が安くつくることで確保する譲渡利潤を意味していることが明らかとなった。さらに第二に、第四章の利潤論と第八章の利潤論は分析の視点がちがっており、直接関連づけられるものではないことも示した。第四章の利潤概念は私人、第八章の利潤概念は為政者の視点で分析されたものであるため、それぞれ議論の次元が異なっていたのである。そして第三に、第八章での利潤規定は、私人の利潤追求活動と対立し得る公共の望ましさを示すために設けられた概念であることを指摘した。

ステュアートの利潤概念は、一つは私人の、もう一つは公共の観点からたてられている。そして、新たな剰余の生産や社会の総資財の変動を捉えるのに使われるのは後者の為政者からみた利潤のみである。もちろん、実際に剰余を生産するのは為政者ではなく個々の生産者である。したがって、私人の得る譲渡利潤は剰余を含まないというのではない。ただ私人には、あえて自分の利潤が剰余生産から生じたか流通過程から生じたかを知ろうとする動機がない。結果として利潤が得られるならば、その根拠がどこにあるかということは重要な問題ではない。ここには、かれの古典派経済学との立場のちがいが明確にあらわれている。古典派は、国富を増大させる剰余生産の基礎を個々の生産者の利潤追求活動に見出した。それゆえに、私人の目指す利潤と社会を豊かにする剰余生産の増進を重ねることができたのである。

ここでは、そのどちらが正しいかを決めることはできない。しかし、ステュアートが提起する個々の自由な経済主体が追求する利潤と為政者が公共のために追求する利潤の不一致の可能性は、経済学において検討に値する問題である。それは経済理論だけでなく、そこからひき出される主張にも大きなちがいを生む。古典派は、総体としての市場の発展を個別主体の活動に還元したため、経済主体の自由な活動をつよく支持した。ステュアートは、個別主体の経済合理性が社会全体の経済成長につながらない場合があることを指摘したために、そのとき為政者が目指すべき利潤とは「何」かということまで論じなければならなくなった。ここにこそ、自由な活動を認めながらも保護主義的提案を行なう『原理』の複雑な背景がある。

このように考えると、ステュアートの利潤論はかれの政治経済学の全容を理解するためにきわめて重要な議論であることがわかる。無論、利潤論は『原理』の市場観の基礎をなすにすぎず、ステュアートの市場理論を理解するためには需要や競争へさらに検討を加えてゆく必要がある。また、従来ステュアート理論の特徴とみられてきた需要論や市場の不つり合いの問題を再検討することで、本章で再構築した利潤概念の体系的意義もいっそう明確になるにちがいない。しかしさらなる検討は次章にゆずり、本章はステュアート体系の一端に新たな光をあてたものとしてここで一度むすんでおく。

^{1) 『}原理』における利潤概念は、第一編第八章「住民のうちの何割が農業に必要であるのか、そして何割がほかのすべての職業に有効に就業させられうるのか」が初出である。ただし第一編での利潤は、必ずしも市場経済固有の対象ではなく、歴史一般に人口増殖を支える剰余農産物を農業者に生産させるため必要な刺激としてとり上げられているため、本章では直接の考察対象としなかった。『原理』第一編「人口と農業」におけるステュアートの剰余、利潤の概念についてはBrewer[2011]が参照できる。

²⁾ ただし、小林[1994]第一章では、マルクスの評価がそれ以降のステュアート評価をある意味で紋切り型にしてしまった側面をもつともいわれている。また、二十世紀に入るとステュアート研究の成果はドイツからフランスやアメリカに移ってゆき、Senらケインジアンによる有効需要・貨幣的経済理論としての再評価が第二のステュアート復興の波をもたらした。

- 3) マルクスのステュアート評としては、『経済学批判』での言及も重要である。ただし、本章はとくに利潤概念にかんする評価に注目するため、『剰余価値学説史』の関係箇所のみを扱うこととした。『経済学批判』での言及については、本稿終章を参照。
- 4) 「積極的利潤」は positive profit の訳語のひとつだが、現在では『原理』の邦訳も含めて「絶対的利潤」の訳語が広く使用されている。そのため、本論では引用箇所を除き positive profit を「絶対的利潤」の表記で統一する。
- 5) ここで、マルクスはステュアートのいう「製造業者」を「資本家」といい換えているが、ステュアートは実際には独立生産者を想定して議論を行なっている点にも、解釈としての疑問がある。資本家モデルに対するステュアートの独立生産者モデルの特徴については、大森[1996]pp.72-73にて検討されている。
- 6) 本論では、マルクス解釈に対する批判として展開された利潤論研究を主にとり上げるが、 マルクス解釈を大枠で受け入れる研究も存在する。たとえば、Karayiannis[1991]p.169で は、ステュアートの価値論について検討する文脈で、譲渡利潤と相対的利潤をどちらも計 測可能な基礎をもたないものとして同一視している。また, McColloch[2011]pp.14-15も, 需要の水準によって決まる相対的利潤が製造業者のうけとる譲渡利潤である、としている。 近年マルクス解釈との関連で出されたステュアート研究の成果として、 Shaikh[2016]pp.209-211は、労働者の収入の循環と資本の循環のあいだの移転や生産部 門から銀行部門、労働者の収入から銀行部門への富の移転によって社会の総利潤が増大す ることをステュアートのいう相対的利潤の発生であると述べ、これがマルクスのいう階級 間や部門間での剰余価値の分配に相当すると主張する。ただしこの解釈には二つの問題が ある。第一に、Shaikh氏は「収入の循環と資本の循環のあいだの単なる「振動」でも、総 資財の増大なしに総利潤を増大させるのである」(同[2016]p.210)と指摘するが,ステュ アートのいう相対的利潤は定義上つねに同量の相対的損失とつり合わなければならない。 したがって、相対的利潤の概念を用いて総利潤の「増大」を説明することはできない。第 二に、ステュアートが『原理』で想定している階級区分は主に消費階級をなす富者と生産 階級をなす勤労者――ただし、勤労者はさらに農業者とフリー・ハンズに区分できる――で ある。したがって、『原理』における富の振動とは消費階級から生産階級への富の移転を 把握するものであり、生産階級内での富の移転は厳密にはステュアートの議論とは異なる 問題である。

- 7) 「勤労の利潤 profit upon industry」(Works I, 296), あるいは製造業者の利潤といった表現は、『原理』内で何箇所かみられる。勤労や製造業者は生産過程に関わる主体を指すことから、勤労利潤は売買差額による譲渡利潤とは区別すべきという解釈がしばしば提起されてきた。しかし、この点について大山[1983-84]は、二つの用語の区別が不明確であり、勤労利潤は譲渡利潤によって「包摂される関係にある」(大山[1983-84](下)p.198)としている。また、第二編第四章で出てくる「製造業者の利潤」と第二編第十章で出てくる「勤労の利潤」の表現は、使用されている文脈が大きく異なり、二つを同義と読めるかということ自体にも検討の余地がある。
- 8) マルクス解釈から発展させたこのような議論として、たとえば田添[1990]第三章が参照できる。なお、Ehrlich[1955]は重商主義者の利潤論のなかでもステュアートは「生産主義者 productionist」であると分類し、交易だけでなく国内産業の発展や生産部面での費用低下から生ずる利潤を重視している点を特徴に挙げている。
- 9) 同様に従来の整理に対して批判を加えた研究として、ほかに山本[1984-85]が挙げられる。
- 10) Johnson[1937]pp.220-223も実質価値に対する譲渡利潤を製造業者の利潤 manufacturer's profit と商業利潤 mercantile profit に区分するが、その際にそれぞれを 絶対的、相対的利潤と関連づけることはしていない。氏の解釈は、利潤部分そのものでは なく実質価値に注目している点に特徴がある。実質価値は、製造業者なら抑制できるが、製造業者から完成品を仕入れる商人にとっては削減できないものである。そのため、原価 たる実質価値を抑制することで得られる利潤を製造業者の、市場の動向を調査し、安く買って高く売ることの追求で得られる利潤を商業の利潤と区別した。ステュアート理論における製造業者の利潤の把握については、本章注8のEhrlich[1955]による評価も参照。また、製造業者の実質価値の規制については、本論第二節でステュアート自身の議論も検討して いる。

- 11) この中略箇所では、実質価値の三つの構成要素が分析されている。「実質価値」の構成 要素については、いくつかの解釈が提起されている。そのなかでも、田添[1990]は、解釈 の困難な職人の生産性にかんする第一項だけでなく、第二項の生計その他の経費と第三項 の原料を区別した意義も明確にされている点ですぐれている。それによると、まず第一項 のとおり技能や立地の利点をもつ職人は、一定期間により多くの商品をつくる。すると単 位あたり費用は社会的な平均値を下回るため、そこに一種の「超過利潤」が発生する。そ うして、超過利潤を含んだ全商品の実質価値がまず確定する。そしてこの「実質価値」が 市場で実現されると、「まず第三項・原料は、自動的に「前貸し」として取り除かれる。 残余は「とり前」として一括職人の手に入り、この中から第二項・生活資料と必要経費が 支出されて、次期生産への準備が完了する。以上を超えて残る第一項……が職人の純収入 をなす」(田添[1990]pp.97-98)。この解釈によると、実質価値はまず第一項の生産性に よって全体の価値量が確定する。それが実現されるとすべて貨幣形態で職人のもとに還流 するが、そのうち原料費は次の生産への前貸しとして差し引かれる。職人は残る貨幣で生 計や道具の整備をするが、生活資料や道具はそれ自体を再販売して価値を回収できる支出 ではないため、原料費とは別に収入から控除される。そうして最後に残る部分が職人の獲 得する利潤になるのである。ただし、この解釈は「実質価値」内に譲渡利潤とは異なる職 人の利潤を読みこむ点で批判もある。
- 12) この点を解消する商業活動のひとつとして、問屋制で商人が製造業者を従える方式もある。ただし、ステュアートは商人による問屋制について特に言及していない。
- 13) 「同一の商人にとって、競争はある品目については彼に有利であり、別の品目については彼に不利となりうる」(Works I, 266)というように、商人はつねにたくさんの種類の商品を同時に扱うと想定されている。
- 14) 本稿第一章で検討した『原理』第二編第五, 六章での未交易国への交易の伝播において も, 類似の議論がみられる。

¹⁵⁾ ただし、実質価値には生産に必要な原料や道具のほかに、生産者自身の生計費が含まれる。『原理』には賃金と賃労働に触れる箇所も存在するが、基本的には独立生産者が想定されるため、生計費の規制は賃金の抑制というよりも生産者の私生活における倹約さ、質素さなど意味する。また、実質価値における生計費の可変性は、高利潤による生産者の奢侈化への批判にもつながってくる。『原理』第二編第十章では、需要過剰による製造品の価格上昇がしばらく続いた場合について、次のように述べる。「ここでは……製造業者の利潤が増大するので、彼らはしばらくのあいだは富裕になる。これは彼らの顧客たちの競争から生ずるものである。しかし、この利潤が内在的価値と合体するようになるやいなや、それは利潤という利点をもたなくなるだろうし、また、ある意味では、それは財貨の存在そのものに必要だということから、もはや有利なものとは考えられなくなるであろう」(Works I、297)。ここでは、第二編第四章とは逆に、富の流入や有利な競争による利潤の増大は職人の生活水準の変化を通して実質価値を大きくしてしまう可能性があることが指摘されている。なお、『原理』における賃金の水準の問題については注16でも関説する。

⁻ ここで、「生計」は生産者が受けとる賃金に相当する。したがって、競争のために実質 価値を規制するということは、競争に応じて生産者の生活水準も変わり得るということに なる。ステュアートは第二編第二○章から経済成長にともなう国民の生活水準の変化― とくに奢侈化による実質価値の上昇——を検討し、第二一章「生理的必要物と政治的必要 物について」で、人びとに最低限必要な生活資料について次のように述べる。すなわち、 「第1級の生理的必要とわれわれがいうのは,人が十分に食べ,十分に着,そして暑さ寒 さによる害から十分に保護されるだけの資力を稼いで、しかも贅沢品はいっさいもたない 場合についてのことである。これは、私にいわせると、強健な人が、最低の種類の勤勉な 労働を実行することによって獲得できなければならないものであり,しかも同じ職業に就 く他の人々との競争によっても奪われる可能性がないものである」(Works I, 417)。 そして、この水準を維持するための二つの原理が説かれる。それは、「第1は、生理的必 要物のために労働する人々のあいだではどんな競争も奨励されるべきではないということ である。第2は,自らの外国貿易によって繁栄している国では,輸出向けの各製造部門に おいて、競争者たちが互いに相手を生理的必要の範囲内に引き下げてしまうまで、競争を 奨励すべきだということである」(Works I, 418)。また同様のことは,第二編第三一 章の第二一章の要約で「商業国での最下層の国民は、その生理的必要の範囲内に抑制され なければならないが、しかし、こうした抑制は圧制によってではなく、ただ競争の結果と してなされるのでなければならない。競争が同じ階級の人々のあいだで続けられているあ いだは、彼らのすべてを生理的必要の範囲に抑える効果があるが、彼らをそれ以下の状態 に押し下げることになれば、それは1つの悪なのであって、したがって阻止されなければ ならない。……したがって次のことが1つの原理となる。すなわち勤労にいそしむ国民を 生理的必要の範囲内に抑制する効果をあげるにいたるまで、競争をあまねく奨励すること、 しかも、それがいやしくも彼らをそれ以下の状態に押しやることのないようにすることで ある」(Works I, 417) ともいわれる。これらの記述から、ステュアートが生産者の収 入と生活水準の決定についても競争の機能を重視していたことがわかる。『原理』の賃金 論については,Wermel[1939]第四章や田添[1990]第四,五章でくわしく検討されている。

- 17) 本項のもう一つの結論として、第二編第四章の「製造業者の利潤」分析からは生産過程 における利潤発生の根拠は見出だせない。利潤獲得の根拠という点については、『原理』 において貨幣獲得を目指す「勤労」が利潤を得られることはある種前提にされていたと理 解するしかないように考えられる。勤労の観念は、『原理』第二編第一章で次のように定 義されている。すなわち,「勤労とは,交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等 価物を手に入れるために、自由な人間によって行なわれる相違ある労働のことである」 (Works I, 224)。小林[1977b]は『原理』第一編の議論との関連で,製造業における利 潤の発生が前提されていることについて次のように解釈している。第一編の議論によると, 自発的な商品生産――すなわち勤労――は農業ではじまる。貨幣を欲する農業者が自らの必 要以上に生産した剰余生産物が貨幣と交換されることで、そこに農業者の剰余価値が実現 され、これが農業者の「利潤」となる。「ところが、もとよりインダストリは農業部面に のみかぎられるものではなく、第二編は第一章でこの話に関する規定をくりかえしたのち に、主として工業部面に即して分析を進めることになった。このようにして、工業部面で の、すなわち勤労者としてのフリー・ハンズのインダストリもまた「利潤」を生むべきも のであることは、前提としてはむしろ当然のことなのであった」(小林[1977b]pp.212-213)。ただしこの解釈にかんして留意すべき点として、『原理』第一編は「世界のあら ゆる時代に多かれ少なかれ定まった結果をもたらした事柄」(Works I, 217)を扱った 編であり、第二編以降で分析する近代社会とは若干対象範囲がずれている。また、譲渡利 潤は実質価値「以上」に販売された結果得られるものだが,氏のいう農業者の利潤は価値 どおりの販売で実現されるものを意味しており、本章の理解とは若干異なる。
- 18) 実質価値を規制することで利潤を大きくするという議論は、超過利潤の獲得に近いものと読むこともできる。また林[1987]pp.72-78では、『原理』第二編第二一章にも同様の超過利潤に近い議論がみられることが指摘されている。
- 19)ステュアートの考える競争とは、取引の優先度をめぐる競りである。ただし、売り手の競争は手元の商品をすべて処分するために展開されるわけではない点は、いわゆる需給均衡論とのちがいとして重要である。ステュアートは生産者が費用を度外視して販売を急ぐ理由を生活のために緊急で貨幣が必要になる場合として説明しており、商品の売れ残り自体は問題としていない。また商業ついて述べる際には、「小売商はその店になんでも揃えていて、一般の人々は時価で買うのである」(Works I, 243)というように、商品の在庫が市場に控えていることを肯定的に述べている箇所もみられる。Menudo and Tortajada[2015]は、両面的競争は市場均衡 market-clearing をもたらすが、一面的競争は市場の一掃には不十分であると整理しているが、実際にはステュアートのなかにmarket-clearing の発想を見出すことはきわめて困難である。

- 20) ただし、『原理』はこのことが必ず起こるとは考えない。勤労の振興にはある程度の利潤が重要だという一方で、高い利潤を得ることが続くと勤労者が奢侈的になり簡素で倹約な生活をやめてしまうと指摘する箇所もある(Works I, 297)。そのため実際の労働配分については、利潤目あての勤労者の自発的な移動ではなく、宮澤[1990]のいうように為政者の誘導が必要とされる。
- ²¹⁾ Sen[1957]p.52を参照。
- 22) この点において、小林[1977]やMenudo and Tortajada[2015], Yang[1994]が需要と供 給をつりあわせて両面的競争を可能にする価格を「均衡価格」と呼び、その際の利潤を「適正な利潤」とする解釈には疑問が残る。ステュアートの両面的、一面的競争の理論を十分 に検討は本稿第三章で検討する。
- 23) たとえば外国に輸出する製造品の値上げについて、ステュアートは次のように述べる。 「自国民があまりにも無分別で、外国人との競争をかきたて、そうして外国人が買いにくることに嫌気がさすように仕向けるだけでなく、自国民自身のあいだでの競争を維持するならば、この変動によってこうむる損失のすべては国民全体のものとなろう。富の増加は停止するだろうが、その弊害は製造業者たちの身にこたえずに、国家のみに影響を及ぼすことになろう。この製造業者たちは相変わらず裕福であって、同胞のおおらかさを賞揚し、また、かつて自分たちを富ませてくれた外国人の貧しさをさげすむのである」(Works I、284-285)。ここでは、製造業者の利潤獲得を目指す価格引き上げが公共の利害を損なうという、私人と公共との利潤の望ましさの乖離が例示されている。
- ²⁴⁾ この章の議論の特色について簡単にまとめておくと、第一に、ここでは需要と供給の量的関係だけを問題にして需給関係を論じている。第二に、本論前節でみた二つの競争原理のうち特に一面的競争が生じた場合についての検討が主題となっている。
- ²⁵⁾ 同様のことは、和田[1978]でも次のように指摘されている。すなわち、「『積極的利潤』はかれ [ステュアート---引用者] が政策的に志向した理想的関係である」(和田 [1978]p.52)。
- 26) この第二編第八章にかんしては、profit と loss をそれぞれ「利潤」と「損失」と訳出されているが、この章での profit は需要者側が取引から得る「利得」にも適用される概念であるため、いわゆる商売上の「利潤」には必ずしも当たらない。同じ著作のなかでひとつの語に複数の訳語を当てることは、それはそれで誤読の原因になりかねないが、第二編第八章の profit についていえば、それは譲渡利潤と同じ「利潤」とするよりも、「利益」や「利得」のように買い手側にも適用できる語で理解することが有益であると考えられる。

^{27) 「}私は、……あらゆる人間が公共にかかわることにおいて自分自身の利益のために行動するものと予想する。これを政治的にいうならば、なんぴともそのようにすべきなのである。公共の利益を形成しているのは全ての私的な利益の組み合わせであって、しかも、公共の利益については、国家、すなわち為政者だけが判断できるのである」(Works I、221)。また、私的利益と公的利益の関係について同様の観点をもつ著作としては、ステュアート以前にもたとえばHales[1581]やFortrey[1663]などが挙げられる。

第三章

競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

本章では、ここまでに検討してきた『原理』第二編の商業の原理と諸利潤概念の理解を もとに、ステュアート体系第一の峰をなす競争と市場の理論の構造を検討してゆく。

ジェイムズ・ステュアートが、需要不足という近代社会の問題¹⁾ に対して為政者の政策的介入の必要を主張したことはよく知られている²⁾。この点を以て、ステュアートは一般的に市場の不均衡を主張する保護主義の理論家と位置づけられてきた。しかし、かれは単に市場が不均衡に陥る原理だけを説いたのではない。『原理』には同時に、需要と供給の競争関係を通して適切な価格が成立する、という一見すれば需給均衡論に近いような議論も存在する。いうなれば、ステュアートは「均衡理論」と「不均衡理論」という正反対の二つの市場論をひとつの体系のなかで展開しているのである。

しかし、政策を論ずるために「均衡しない」ことを示すだけならば、あえてそれと反対の「均衡する」理論を立てておく必要はない。はじめから不均衡化の傾向だけを論ずる方が、全体の主張もより明確に示せたはずである³⁾。また時代背景からしても、古典派登場以前のステュアートにあっては、必ずしも需給均衡論を説くことが当たり前であったとはいえない。このように考えてゆくと、『原理』の特徴は不均衡論よりも、むしろ均衡論の方に見出されてくる。かく接近を試みることで、同じく需要と供給のつり合いを重視しながら、なぜ古典派は自由主義へ、ステュアートは保護主義へ舵をきってゆくことになったのかという分岐点もより明確になってくる。

ここで、従来均衡理論と理解されてきた議論は、本稿でもしばしば触れてきた両面的競争の議論である。そして本稿はこれまでに、この両面的競争を商業の原理として解釈することを提起してきた。この読み方を念頭に上のような問題提起をみれば、そもそも両面的競争と一面的競争に「均衡」「不均衡」という現代的な解釈が適用できるのか、という疑問が生ずるにちがいない。実際に本章は以下、ここまでの商業論の新解釈を基礎にして二つの競争論を読みなおし、「均衡」「不均衡」解釈を批判してゆくことになる。そして代わりに、商業の原理を基礎にした市場の把握と、その機能の限界に対する為政者の必要という『原理』の自由と保護の関係を明らかにする。

以上の問題意識のもとに、本章はまず第一節で市場論のこれまでの諸解釈の特徴を示す。 第二節では、市場での競争にかかわる基礎的な観念として需要を分析し、その上でまずは 価格の「均衡理論」を検討する。第三節では数量の「不均衡理論」の内容を確認し、二つ の市場理論の関係の再解釈を試みる。それにより、『原理』の市場論は交易国家における 商業の原理的機能を演繹したつり合いの理論と、市場の結果を為政者が適切に誘導するた めの不つり合いの理論という位相の異なる二段の構造をもつことを示す。

第一節 市場論の諸解釈

1.1 貨幣経済での分配理論

本節では、『原理』第二編の市場論、とくに市場の「均衡 balance」をめぐる解釈の特徴と課題点を示す。ただし、『原理』には明確に市場論といえる章はない。実際に検討されるのは両面的、一面的競争に関わる諸章なので、より正確な表現をするなら問題の検討箇所は本章の表題のようにステュアートの競争論である。以下では、競争論というなじみのうすい語の代わりに市場論の語を用いることがあるが、それらはすべて『原理』の競争論あるいはそれに関連する諸章を指す。

まず本項では、『原理』の経済循環のモデル化から貨幣経済の均衡条件を導出する研究として、大友[1987]を検討する4)。大友氏は『原理』を、販路停滞に対する為政者の人為的なコントロールの体系と理解する。そして市場論は、このコントロールの基準を理論的に与えるものと位置づける。

その経済構造は、地主の消費支出を起点に、農業と工業への人口の分割と要素間の取引が行なわれてゆく循環として描かれる。まず、①地主が貨幣の一部を用いて農業者から穀物を買う。農業者はこの取引で得た貨幣を、地代として再び地主へ支払う。②地主は残りの貨幣でフリーハンズ5)から工業製品を買う。③フリーハンズは地主から得た貨幣で農業者の穀物を買い、農業者はこの収入も地代として地主へ支払う。④次に農業者とフリーハンズは互いに剰余生産部の生産物同士を交換する。最後に、⑤農業者とフリーハンズの間で必要経費や原材料が互いに交換され、次の循環の始点が準備される6)。

この循環で最も重要とされるのは、④で剰余生産物同士が交換される過程である。大友氏は、この追加的生産部分がステュアートのいう「積極的利潤」であるとみて、「ここで

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

定立されている均衡条件とは、「どちらの側にも損失が生じてはならない」「積極的利潤」と「積極的利潤」とが相等しくならねばならぬ農工両部面間に成立するマクロ的な均衡条件である」(大友[1987]p.59)という。したがって、農業者とフリーハンズが生み出す積極的利潤同士が等しいとき、一国経済の対内均衡が成立する7)。しかしこの均衡条件は、さらに①地主の農業者への支払いと②地主のフリーハンズへの支払いとの均等を前提としている。すなわち、地主の均等的消費こそ、「一国経済の正常な発展にとって、何よりもコントロールしなくてはならぬ対象」(同[1987]p.61)となる。地主の均等的消費に裏づけられた「農業と工業の均等的発展」が、『原理』にとっての「均衡」なのである。

この研究は、物財と貨幣のマクロ的な分配関係を整理し、そこで全体の均衡条件として富者の需要がもつ重要性を示した点で注目すべきものである。しかし、『原理』第二編における分配の構造を考える、という点では、このモデルは重要な問題を残している。それは、ステュアートが第二編で重用する「商人」の機能把握である。大友氏の循環モデルは、地主と農業者、製造品をつくるフリーハンズの三分面からなっており、商人の立ち位置が示されていない。ここで、仮に商人を流通サービスの生産者として「フリーハンズ」階級に含める®とすれば、分配上の商業者の取り分は一先ず明らかにできる。しかしそれでは、ステュアート本人による商人と製造業者の区別はモデル上で捨象されてしまう。かれが勤労に並ぶ重要な原理として交易を挙げていることを考慮すると、この操作には解釈として大きな難点があると考えられる。『原理』第二編で展開される分配構造は、生産に従事しない商人も含めたかたちで明らかにされなければならないのである。

1.2 均衡水準の人為性

次に、『原理』の「均衡」はステュアート独特の観念であるという着想で市場論にとり 組む研究として宮澤[1990]を検討する。宮澤氏は、ステュアートのいう均衡はそれ自体が 為政者の介入によって成立する観念であるとみて、『原理』に特殊な均衡水準がどのよう に決まるかを考察する。

『原理』によると、需要と供給の均衡のもとで価格決定が行なわれたとき、商品には「妥当な価格」がつく。そこで、需給の関係から価格が決まる過程を検討してみると、二つのことが注目される。第一は、商人と職人・消費者の行動原理が異なるという想定のもとで、「妥当な価格」をつける種の競争——「両面的競争」——は商人同士が行なう競争として論じられていることである。『原理』の商人は「一物一価の成立している市場を外的な与件として受容するのではなく、……相異なる条件にある程度規定されつつ相異なる「予測」

に基づいて行動しながら、「両面的競争」を展開してゆく」(宮澤[1990]p.50)。したがって、商人は流通の外の世界の事情は所与として、流通の内部で適切な価格決定を行なってゆくものと把握される。しかし第二の点として、そこでは価格変動に応じた供給の変動が論じられていない。ここから氏は、「「両面的競争」という概念は、生産過程を捨象した商品流通世界において、売手と買手の競争がいかにして価格変動を「一定の限度」内に押えるかについて分析するためのものと考えられる」(同[1990]p.51)という。

しかし、全体の均衡のためには、ここで与件となっている生産と消費の世界の均衡が前提されねばならない。そのためには、社会的な「仕事と需要の均衡」を可能とする適切な労働配分が必要となる。そして『原理』では、「競争過程の前提となる社会的労働配分は、「為政者」の配慮に基づいてなされると想定されている」(同[1990]p.53)。外国貿易を最重視する為政者は、労働者の奢侈化を防ぐためかれらの生活水準が維持されるような均衡点を目指す。以上のことから、競争を通して決まる利潤「量自体が僅少になる点」が、『原理』に特殊な「均衡」の水準ということになる。

この研究では、第二編の読解において重要な次の点が指摘されている。すなわち、生産・ 消費の世界と流通の世界とが明確に区別され、別々に論じられている点である。具体的に は、第二編第七章では流通の世界での商人たちの競争が、第二編第十章では生産と消費の 世界での為政者の均衡水準が論じられている。ここに注目したことで、今日の需給均衡論 とは異なり、ステュアートが流通過程における価格決定と、生産・消費の世界での数量の 調整を区別していることが明確になる。これはステュアート市場論の特徴を理解する上で きわめて重要な指摘である。

しかし一方で、氏の整理には『原理』の議論を逆転させているようにみえる部分もある。 宮澤氏は、為政者による均衡の編成を流通世界での妥当な価格決定の前提と理解した。と ころが『原理』では、両面的競争による価格決定は、「仕事と需要の均衡」を扱うより以 前に――にもかかわらず商人間ではつねに成立するものとして――説かれている。氏の整理 は生産の世界の均衡を重視したあまり、一国全体での両面的競争は生産の世界の均衡に依 存するという点が前面に押し出された。そして結果として、商人同士の限られた世界でな ら両面的競争はつねに行なわれるという点は十分にその理論的意義を評価されなかったの である。

1.3 均衡と〈商人をめぐるディレンマ〉

本項では、ステュアート市場論を「需要と供給の力学」による分配を扱う古典派以前の端緒的均衡理論のひとつとして分析した大森[1996]を検討する。氏はステュアートの均衡理論の特徴を明らかにするため、均衡価格の存在条件と安定条件を整理する。

そこでは、まず『原理』における「均衡」価格が不変部分の原価と可変部分の譲渡利潤に分かれることが指摘される。競争的な均衡価格の成立は、「諸商品の交換にさいして、「譲渡利潤」ないしは「販売利潤」……が変動し、それを通して均衡価格を成立させる自己調整メカニズムが作用する」(大森[1996]p.78)ことで達成される。このようなメカニズムを作用させるためには、価格を売り手と買い手が競争的に決定する両面的競争が行なわれることが不可欠である。そこで均衡価格の存在条件として、価格が両面的競争を通して決定されることが挙げられる。

ところが一度均衡が成立しても、『原理』は必ずしもそこで安定しない。ステュアートは、生産者や消費者の経済合理的な行動を全面的には認識できなかった。そのため、唯一の合理的な主体である商人の在庫調整に均衡化作用を依存せざるを得なかった。しかし供給調整抜きの在庫調整だけで短期的に均衡を支える構造は、長期で安定した均衡を編成してゆくにはむしろ制約ともなる。このように長期の均衡を編成する機能を欠きながらも、「『原理』では、商人の存在なくしてはたとえ一時的均衡にせよ均衡化メカニズムそのものが機能しない可能性もないとはいえない」(同[1996]p.85)という交易国家の矛盾を、氏は「商人をめぐるディレンマ」と呼ぶ9)。そして、ここで均衡を回復するために為政者の価格政策が必要となるのである。

この研究は、商業が市場で担う積極的な機能を明示した点で注目すべきものである。特に氏の提起する「商人をめぐるディレンマ」は、『原理』の商業の社会的意義と限界を指摘した重要な観念である。だがここでも、均衡の成立が商人間に制限されていることを以て『原理』の結論は不均衡にある、と結論づけられており、「商人間では」つねに均衡が成立するというステュアートの主張の意義が十分に検討されているとはいいがたい。

前項の宮澤氏が指摘するように、ステュアートが流通と生産の世界をわけ、流通過程での価格決定は商業の領分と強調して論じたことを鑑みると、価格決定と数量関係の均衡が連動しないことは行論上自然なことである。ステュアートが需給の競争で均衡価格が決まるというとき、はじめから数量関係のつり合いまで考慮していなかった可能性は十分考えられる。しかし、もし「均衡価格」が数量関係の均衡を含まないとすると、そのような「妥当な価格」の意義が問われてくる。このようにして、問題は「商人間での」均衡理論の体

系における役割,また均衡理論と不均衡理論をどう関係づけるかという点に新たに見出だされてくる。そこで本稿では、市場における商業の特徴的な役割に着目しつつ、ステュアートが『原理』の別々の場所で論じた両面的競争と一面的競争の議論、すなわちいわゆる均衡理論と不均衡理論の関係を改めて検討してゆくことにする。

なお、以下での考察においては、邦訳書の引用を除きステュアートいう「balance¹⁰⁾」を「つり合い」と訳出して議論を行なう。本節でみたように、従来のステュアート研究では balance を「均衡」と訳し、それにまつわる市場理論を「均衡理論」ないし「不均衡理論」と呼ぶ語法がひろく一般化されてきた。しかし、しばしば指摘されてきたことでもあるが¹¹⁾、ステュアートのいう balance した状態とは今日的な意味の「均衡」状態ではない。訳語から誤った印象を与えるのを避けるため、本論の考察ではこの表現を用いないことにした¹²⁾。

第二節 つり合いの理論

2.1 需要の大きさと高さ

ステュアートの二つの競争論の構造と特徴を明らかにするため、まずステュアート『経済の原理』第二編「交易と勤労」から市場にかかわる重要な諸概念を分析する。それは、 競争の原因となる需要である。

『原理』第二編「交易と勤労」の第一章は「交易と勤労の相互関係について」という章である。そこでまず、編題になっている二つの概念が説明される。すなわち、近代社会の労働の原理である「勤労 industry」と、同じく流通の原理である「交易 trade」である。『原理』の舞台となる近代社会の交易国家は、第一に人間が労働に赴く動機、第二にその生産物の分配機構において、それ以前の社会とは異なる歴史的特殊性をもつ研究対象なのである。ところが、第一章後半に交易と勤労の相互関係を述べるにいたると、ステュアートは双方が依存する第三の原理の存在を指摘する。

[3-A] 交易が勤労の原因であるのか、それとも勤労が交易の原因であるのかは、あまり重要な問題ではないが、しかし、双方が依存する原理は、差し出すべき等価物を所持する者たちの、剰余に対する嗜好である。そして、この嗜好が需要を生み出すものであり、これがまた活動全体の主要な起動力をなすのである。(Works II, 214)

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

引用中の「差し出すべき等価物」とは、近代社会においてはつねに貨幣を意味する。したがって、交易と勤労は貨幣を所有する者の「剰余に対する嗜好」に依存している、ということになる。そして、貨幣所有者の嗜好から生ずる「需要 demand」が経済の活動の原動力だというのである。それゆえ、『原理』第二編は、第一編「人口と農業」で明らかにした近代的労働の原理から近代的流通の原理である「交易」を引きだすに先立ち、まず需要の原理の検討に入る。それが展開されているのが、第二編第二章「需要について」である。

ステュアートはまず需要という語について七つの規定を与える¹³⁾。ここでは第二編第三 一章での第二章の要約をひいて、その内容を概観する。

[3-B] ①需要は、第1に、常に商品と関連をもつ。需要するものは買い手であり、売りに出すものは売り手である。第2に、二重の操作がある場合は、つまり最初に売り手であった者が次には買い手になる場合には、それは相互的であるといわれる。それから、この2つの操作を同時に観察して、高い価格を支払った方をわれわれは需要者と呼ぶ。②第3に、需要は単一であるか、あるいは複合的である。第4に、それは需要される量に応じて、大きいか、あるいは小さい。そして第5に、提供される価格に応じて高いか、あるいは低い。③ [第6に、——引用者] 需要の漸次的な増大は、その性質上、供給を増大させることによって勤労を助長するが、急激な増大は、その性質上、価格を騰貴させる。 [第7に、——引用者] この原理は、どこにおいてもこういうさまざまな結果を生み出すという効果をもつわけではない。それは、各自の利潤を追求している商人たちのあいだではその作用が抑制されるが、他方、生活資料とか必需品とか奢侈的な満足とかを求める一般の人々のあいだでは加速される。 (Works II、214-215。①~③は引用者)

[3-B]で挙げられている7点は、大きく三つに分類できる。まず①は、主体としての「需要者」の設定である。『原理』において、需要者とは商品を購入して貨幣を支払う者のことである(第一規定)。そして、互いに売買し合う者同士の取引を扱うときには、需要量や需要者数にかかわりなく、より多くの貨幣を支払った方を全体における需要者とみる14)(第二規定)15)。つづく②の諸規定は、需要そのものの性質を分析する。ここは本項の関心の中心にあたるため、のちにくわしく検討する。③ではかかる需要のもたらす効果と、その効果が事情により異なってあらわれることが指摘される。すなわち、需要の増大はそ

の変化率に応じて商品の数量を刺激する場合と、価格を刺激する場合とがある(第六規定)。ただしかかる効果は、商人たちのあいだでは抑制され、そうでない人びとのあいだでは加速される(第七規定)。需要はこのように①その主体、②諸性質、③効果を左右する事情の三面から分析される。以下では、なかでも市場での流通の原理の導出に深くかかわる②需要の性質の三項目を検討する。

順が前後するが、まず第四規定では、需要を数量について「大きい great」か「小さい small」かで区別する。それに対して、第五規定では価格に応じた需要の強さについて需要 を「高い high」か「低い low」かに区別する。買い手は、需要が高いほど高い価格であっても甘んじて支払い、反対に需要が低いほど低い価格でなければ購買をしなくなる。それ ゆえ、「大きい需要の結果は多くの販売であり、高い需要の結果は大きな価格である。また小さな需要の結果は少ない販売であり、低い需要の結果は小さな価格である」(Works II、234)。ステュアートはこのように、需要の数量そのものとある価格に対する実際の需要のはたらきを区別した16)。

これらの性質は、個々の需要者がもつ需要にかんする規定である。ある需要者単体についていえば、需要にはまず欲しいものの量があり、そのためにどの程度の価格までなら支払うつもりがあるか、その高低が考えられる。これに対して、需要の第三規定は、複数の需要者が集まった場合に生まれる力にかんするものである。

第三規定では需要者間の利害関係に着目して需要を「単一 simple」と「複合的 compound」とに区別する。単一の需要とは買い手が単一の利害のもとで需要する場合, 換言すれば, 需要者間に競争が起こらない場合をいう。そして複合的需要とは, 買い手の間で異なる利害が対立し, 購買の優先権をめぐって競争が発生する場合をいう。

個々の需要者は、各々が欲しい商品についてこの位は支払ってもよい、という需要の高さをもっている。ここで、同じように高い需要をもつ主体が複数集まると、そのなかで購買をめぐる競争が発生する。反対に低い需要が集まった場合は、誰も高い価格を支払ってまで今買うことに利益を見出さないため、需要者間の利害対立は生まれず、結果として競争も発生しない¹⁷⁾。このようにしてみると、需要が競争をもたらす性質をもつか否かは、需要の大小ではなくその高低に依存する。「したがって買い手のあいだに競争がないときは、需要される量が多かろうが少なかろうが、買い手が少数であろうが多数であろうが、需要は単一であるといってもよい」(Works I, 233)。この記述からは、競争につながる単一・複合的需要概念においては需要の量的側面は一旦捨象されているようにみえる。以上のように、単一・複合的需要の概念は、競争の観念とつよく関連づけられている。

しかし、第二編第二章では競争についてこれ以上の説明はなく、また需要と競争の関係も

論じられていない。そこで項を改め、二つの概念についてさらに検討が加えられる第二編 第七章へ進むことにする。それは同時に、いわゆる「均衡理論」が展開される箇所でもあ る。

2.2 競争のつり合い

『原理』第二編第七章「両面的競争について」の冒頭では、次のように2つの競争の概念 が提起される。

[3-C] 競争が、取引の一方の側において、もう一方の側におけるよりもはるかに強いときに、私はそれを一面的であると称する。だから、それは私のいう複合的な需要と同義語である。これは、高い需要という用語に、あるいは需要が価格を引き上げるといわれる場合に、含まれている種類の競争である。

両面的競争というのは、競争が取引の双方の側に同時に起こるとか、一方から他方へと交互に揺れ動くとかが、ある程度まで見られる場合のことである。 (Works I, 263)

[3-C]で、一面的競争は先にみた複合的需要と関連させて説明されている。それによると、競争が強いことは複合的需要、また高い需要と同義であり、それは価格を引き上げる効果をもつ。それに対して、両面的競争はとくに単一の需要と関連づけられていない。それは競争が双方で、あるいは交互に起こることに特徴づけられ、その点で両面的競争は需要ではなく一面的競争から派生した概念と理解できる¹⁸⁾。しかし、[3-C]のすぐあとにステュアートは「需要の諸原理と競争の諸原理とを明確に区別することはきわめて困難である」(Works I, 263)と述べ、それらを区別するための分析を続ける。

第二編第七章によると、単一な需要は一定量の財貨を市場に引き寄せる効果をもつ。ただし、「需要しても買わない人は多いし、また売りに出しても販売しない人も多い」(Works I、263)という。ここから、ステュアートが市場を需要が同時にすべて満たされるとか、取引ごとに供給された商品が一掃されるような場としてみていなかったことが読みとれる。複合的な需要は、買い手間の競争を生んでつねに価格を騰貴させる。このように集計された需要を数量と競争とにかかわる性質について整理した上で、「一面的競争は、買い手間の場合には、複合的あるいは高い需要と同じだが、売り手の間に起こる場合だと同じであるとは言えず、……それは価格を低下させるのであって、低い需要と同義に

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

なる」(Works I, 264)という。需要の語の限界はここにある。需要は全体の起動力をなすが、定義上買い手についてしか使えない。しかし競争は売買の双方に起こるものであるため、新たに競争という概念が必要になるのである。

一面的競争は価格を騰貴させたり崩落させることで「仕事と需要の均衡を覆す」。それに対して、第七章の主題である両面的競争は価格の極端な変動を妨げるものであり、「両面的競争が支配的である限りは、均衡は完全に保たれて、商工業は繁栄する」(Works I,264)。ここに、価格を決める競争のつり合いとして「balance」が登場する 19)。両面的競争のもとでは、価格の引き上げ圧力と引き下げ圧力がつり合うことで価格が「適切な価値」(Works I,263)の範囲に収まる。両面的競争から得られる価格については本稿第二章で検討してあるため、ここでは要点だけを簡単にまとめておく。

交易国家で商品に付される価格の構成は、『原理』第二編第四章「財貨の価格は交易によってどのように決定されるか」で分析されている。ここで商品の価格は、不変の構成部分である「実質価値 real value」と競争によって変動する「譲渡利潤 profit upon alienation」に分けられる。実質価値は商品の原料費、生産者の生計とその他道具の経費に生産者の生産性を加味して決まる。交易の場では価格が実質価値を下回ることはなく、競争はそこに付加される譲渡利潤の大きさにのみ影響する(Works II, 217)ため、価格の「適切さ」を反映するのは譲渡利潤部分ということになる。

ところが、譲渡利潤の大きさは慣習や市場の状況により変動するものとされており、適切な大きさを確定する基準は示されていない。それならば基準が定められない利潤について何をもって「適切」と評価するのか、ステュアート本人の言及を探してみると、譲渡利潤が両面的競争で決定されたか否かという価格の形成過程が新たな基準としてみつかる。両面的競争で決定される利潤は、需要の見込まれる産業にはより多く与えられ勤労を振興する効果をもつため、適切な価格を構成する要素と認められる。他方、一面的競争の独占的な力関係から引き出された利潤は、需要や各産業の状態を必ずしも反映しないため、利潤の大きさにかかわらず適切ではない、ということになるのである。

さらに重要なことに、かれは両面的競争の成立を説く際、在庫量が需要量を上回っている場合の買い手の競争や需要量が在庫の総量を超えている場合の売り手の競争があり得ることを指摘している(Works I、268-269)。無論、需要が一単位しかなければ競争は起こり得ないし、逆に需要が多いほど利害対立が生まれて競争が強められるであろう、というくらいのことは『原理』でも認められる。しかしここで重要なのは、数量と競争が無関係だということではなく、数量がつり合うかと競争がつり合うかは別の問題だということである。数量関係はたしかに競争の強さに影響はするかもしれないが、数量の関係が競争

関係を決めるわけではない。ここでいう適切な価格の成立も, 競争のつり合いを示すのみ で需給の数量のつり合いを必ずしも意味しない。

加えて、上の引用からは両面的競争が基本的に商人間でのみ想定されていることが読みとれる。この点について、次項より両面的競争の限界と機能についてさらに検討を進める。

2.3 商業の原理としての両面的競争

前項のように、需要側と供給側の競争の強さがつり合っていれば両面的競争が生じ、価格は適切な範囲に収まる。この競争の強さのつり合いが、価格決定におけるいわゆる「均衡」の中身である。ところが、『原理』第二編第七章ではこの両面的競争が行なわれる状況は基本的に限定されている。すなわち、ステュアートは両面的競争は商人間の取引ではつねに成立するが、そこに直接の生産者や消費者が参加すると競争はつり合いを失い一面的になってしまうというのである²⁰⁾。

このことは、商人が生産者や消費者と異なる行動原理をもつという想定に由来する。ステュアートは、自由な個人は利己心の原理に基づいて行動するという点では、すべての主体を等しく扱う。ところが、生産者、消費者、商人のいずれの役割を演ずるかで、利己心から引き出される行動は変化する。生産者や消費者は取引の対象が自身の生産物や必要物に限定されている。そのため、価格に応じて弾力的に販売する商品や需要する商品を変えたり、取引を先延ばしたりすることが容易でない21)。それに対して、商人は利潤の見込みにしたがい価格に対して弾力的に取引の対象を変えられる。それゆえ、かれらはつねに需要を価格に対して相対的に保つことができる(Works I, 269-270)²²⁾。そして商人同士でなら、「価格の騰貴が需要を停止させることができたり、価格の下落がそれを増大させることができたりするのに応じて、それと同じ比率で、競争は、騰貴ないし下落が一定の限度を超えて進行することを妨げるだろう」(Works I, 271)。

しかし、一国の経済に消費者や生産者がいない状況は当然ながらあり得ない。そうなると、上のように商人の特殊性を強調するステュアートが、両面的競争をとおした価格決定をはじめから市場一般の原理として想定していたとは考えがたい。また実際に、『原理』では両面的競争は「商業の1つの新しい原理」(Works I,262)とも呼ばれ、それが商人間の取引の話だと強調する言及も随所にみられる。これらを鑑みると、競争のつり合いの議論ははじめから商業活動が経済にもたらす効果の検討として展開されたものと考えられる。いわゆる「均衡理論」の趣旨は、商人間でならつねにすべての商品は適切な価格を付される、という〈交易〉の原理を示すことにあったのである。

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

ただし、ここで「適切」というのは、市場の商品を一掃する価格——すなわち「均衡価格」——という意味ではない。商人は、自分の利潤を最大化するために競争するのであって、手もとの商品を売り切るために転売しているのではない。商業の原理のもとで適切だというのは、割りにあわない競争を避けるための在庫の維持も含みつつ、市場の動向に基づいて有利に儲けられる商品がなくなる、換言すれば、すべての商品について取引で得られる利潤が均等になってくるような価格ということである²³⁾。

競争のつり合いをこのように理解すると、次の課題はこう設定できる。すなわち、需要と供給の数量関係を調整するのでもなく、また市場一般に成立するのでもない「つり合い」に何の意味があるのか、ということである。これは、本稿第一章で明らかにした〈交易〉の機能に関連してくる。

商業の機能としての時価形成の意義は、すでに一度検討しておいた。交易の行なわれている国家では、消費者と生産者は直接の取引はせず、必ず商人や商店を相手に取引を交わす(Works I, 241)。そのため、消費者と生産者は市場ではつねに商人が提示する価格に直面する。すると消費者や生産者は、自分で社会的な供給や需要の事情を調べるまでもなく、商人たちが競争的に決定した時価を通してその時々の事情が折り込まれた妥当な価格を知ることになる。

この交易の効果は、ステュアートによって次のように語られている。曰く、「それ[交易——引用者]は製造業者に、その部門の人手が不足しているか過剰であるかを示してくれる。(中略)時価がわかれば、製造業者たちもまた、あたかも自ら通信を続けているかのように情報を手にする。為政者はどこで人出が不足しているかを誤ることなく感知し、また勤労に就くべき若い人たちは、いわば社会の要請に従って、おのずから需要を充足する任にあたる」(Works I、242)。また、消費者へは「消費者が若干の追加的費用を負担して、いっさいの不便は未然に防がれる……。製造業者が遠方にいること、その居住地がはっきりしないこと、売るときの彼の気まぐれは、これで全て解消される。小売商はその店になんでも揃えていて、一般の人々は時価で買うのである」(Works I、243)²⁴⁾。

消費者や生産者は、この時価に対して各々の取引への緊急度に応じて競争するか否か、取引するか否かを決めてゆく。すると、個々に取引される実際の価格は時や場所によって異なってくる²⁵⁾。ステュアートが描く市場は、完全な一物一価には必ずしもならないのである²⁶⁾。

しかし重要なのは、個々の取引がそこに参加する普通の国民の主観的行動に左右される としても、交易国家ではなお、本来は直接参加できないような時間的、空間的に離れた市 場と同じ商品が、同じような相場価格で取引されているということにある。個々の取引に おける価格のばらつきも、ここでは何の基準もなしに発生するのではなく、全国に共通の相場に対する時期的、地域的偏差としてあらわれる。そしてかかる個別的、偶発的な変動をおりこんで、商業は新たな相場価格を形成してゆく。このような商業のはたらきによって、個々の市場参加者は個人の思惑で競争を行なってしまう社会にあっても、同じ商品は同じ相場価格で扱われる統一された市場経済が形成される。いわゆる「均衡理論」は、需要量と供給量のつり合いから市場を一掃できる均衡価格を探る議論ではなく、実際には商業による市場構築の原理を論ずるものだったのである。

第三節 不つり合いの理論

3.1 不つり合いの理論の問題設定

前節で、『原理』第二編第七章のつり合いの理論を再検討した。それによって、つり合いの理論は商業による市場形成の原理を説くものだったことをみた。加えて、そこでは生産と消費の数量がつり合うかまでは含意されていなかったことにも触れた。本節では、残された量的側面に関わる不つり合いの理論について内容を検討し、二つの市場論の関係を明らかにする。

まず注目すべきは、つり合いの理論のあと、不つり合いの理論に向けて提起されている新たな問題設定である。第二編第七章で両面的競争による価格決定を説いたのち、つづく第二編第八章「費用、利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」は費用、利潤、損失の三つの観念を分析している。この点も本稿第二章で検討したため、その要点を簡単に整理しておく。

最初に費用が私的、公的、国民的の三つに区別される。私的費用とは個人が何かに支払った貨幣、公的費用は為政者が社会のために支払った貨幣、そして国民的費用はある国が他国へ支払った貨幣を指す(Works I、274-275)。この分析の重要な点は、議論の視点が私人から為政者や国家に移されていることである。そしてこの新しい公共の観点が、つづく利潤分析を理解する鍵となる。

利潤と損失は絶対的、相対的、複合的の三つに分けられる。ステュアートの説明では、 それぞれ、「絶対的利潤には、誰の損失にもならないという意味がある。それは労働とか 勤労とか創意とかの増大から生じて、公共の利益を高めたり増大させたりするという効果 をもっている」、「相対的利潤は、誰かの損失を伴うものである。それは当事者間におけ

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

る富の均衡の振動を示しはするが、総資財へのなんの追加も意味しない」、「複合的なものは簡単に理解される。それは、一部は相対的で一部は絶対的だという、そういう種類の利潤と損失とである。私がそれを複合的と呼ぶのは、この2種類のものが同一の取引において分離できない形で存在することもあるからである」(Works I, 275-276)。

引用によると、利潤が絶対的か相対的かを区別する基準は利潤の大きさではなく、それと「公共の利益」ないし「総資財 general stock」との関係で決まるという。またそれぞれの利潤の性質をみてゆくと、絶対的利潤と損失は、社会の蓄えを変動させる性質をもつ。そのため、絶対的利潤は誰にとっても望ましく、絶対的損失は反対に誰にとっても望ましくない。相対的利潤と損失は、社会の蓄え自体には変動がなく、その分配だけが変わることで発生する。したがって、相対的利潤は誰かが分配上の不利益を被ることで、相対的損失は誰かが分配上の利益を享受することで与えられる。実際の利潤や損失は、多くの場合複合的なものとしてあらわれる。

こうした分析をとおして、ステュアートは利潤の「公共の利益」に対する性質を論じている。個々の経済主体は、より大きな利潤さえ得られるならばそれが公共にとって絶対的でも相対的でも、それらの合成であってもよい。しかし為政者にとっては、個人が得る利潤の大きさよりもそれの公共の利益に対する性質が関心の対象となる。ステュアートは第二編第八章で私人の利潤と公共の利潤を区別したことで、個別主体の利潤追求の結果を為政者が評価する基準を設けたのである。そしてつづく第九章「能動的な対外商業の開始によって交易国民にもたらされる一般的な結果」からは、この新たな利潤概念を用いて、改めて市場でのつり合いが検討される。これがいわゆる「不均衡理論」が展開される文脈である。

第二編第九章の問題提起は次のとおりである。勤勉な国家が対外貿易で富を獲得すると、その富は国内の消費へ流れこんでくる。これは二つの結果を招く。第一に生活水準の向上により奢侈への需要が増大し、第二に豊かさが人口増殖を刺激して生活資料への需要が増大する。これらは、いずれも製造業と農業の拡大を振興する。しかし、この需要増加に供給が即座に応じなければ、需要者たちのあいだに購買をめぐる強い競争が生じて価格が上昇してゆく。経済発展に伴う富の増大は、このような競争を増進し国内商品の価格を上昇させる傾向をもつ。

注目すべきは、買い手の一面的競争から生ずる譲渡利潤への評価である。ここでの価格 上昇は需要の強い競争によるものと想定されているため、そこから生ずる利潤は第八章の 区分ではまず相対的利潤、すなわち買い手側の損失の結果である。これは、大きな貨幣額 の獲得であるから個々の勤労者には望ましいが、公共にとってつけ加えるものはなにもな い。それどころか、大きな譲渡利潤を上乗せした高価格は消費と輸出を妨げるため、需要の絶対的な減少をともなうことになる。このような個別主体と社会全体との望ましさの乖離にどう対処すべきか、という疑問こそ第二編第八章以下の新たな議論の基礎である。

3.2 つり合いの「復元」論

かかる問題提起を踏まえ、議論は第十章「仕事と需要の均衡について」へ進む。この章ではまず、「需要を数量の関係としてのみ」(Works I, 289)とり扱うと前置かれる 27 。数量の関係でみると、つり合いの転覆すなわち仕事と需要の不つり合いは、需給いずれかの減少に起因するものといずれかの増大に起因するものとがある。

第十章では、前章での順調な貿易と旺盛な勤労の結果をどうみるか、という問題を引き継ぎ、需要あるいは供給の増大に起因する不均衡が中心的に扱われる。不均衡状態で満たされない需要あるいは供給が生じると、買い手あるいは売り手のあいだの競争が惹起されて価格が変動する。価格の下落は勤労者の窮乏と失業を、上昇は消費と輸出の減退を招くため、いずれの場合もかかる状態が長期間持続することは望ましくない。しかし、消費者や生産者は商人のように市場の状況をみて取引の対象を変えることが容易ではない。かれらは、短期間で競争を緩和させることができず一面的競争に陥りやすい傾向をもつ。それゆえに、為政者が不つり合いを解消させて、価格の変動を短期的な振動に納める必要が出てくるのである。その際にいかにつり合いをとり戻すべきかという点で、先の公共の観点がもち出される。

[3-D] 為政者は常に注意深くなければならないのであって、秤皿のどちらか一方がしばしば重くなり過ぎる傾向をもつことに気がつけば、すぐさま彼は徐々に反対側の秤皿を重くしていかなければならない。ただし、やむをえない場合は別として、一般に重い方の秤皿から絶対になにも取り除いてはならない。こうして、需要の秤皿が重く傾いているときは、供給を増大させて価格を以前の水準に保つために、彼は新しい事業の設立に奨励を与えるべきである。仕事の秤皿が次第に重くなりつつあるときは、利潤が生活資料の価格を下回るのを阻止するために、輸出増大のあらゆる方策が講じられなければならない。(Works II, 224)

ここで問題になっているつり合いは、個々の取引ではなく社会全体の需要と供給の物量 関係である。引用中の秤皿の一方が「重くなり過ぎる傾向」は、社会的な需要量あるいは

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

供給量の規模が成長してゆく傾向といい換えてもよい。ステュアートは経済が成長過程にある場合、過度な競争を防ぐために反対側の秤皿を重くすべきであるという。外国貿易で貴金属が流入し国内の需要が増大してきたならば、供給をそれに応じて増やすべきであって、需要を減少させてつり合いをとるのは望ましくないというのである²⁸⁾。

ところで、この[3-D]をよくみると、つり合いのとり方には二つの経路が存在していることがわかる。それは秤皿を重くしてゆく方法と、秤皿から取りのぞくという方法の二つである。これまでのいわゆる「不均衡論」解釈では、第二編第十章は自律的な調整メカニズムをもたない需要と供給のつり合いを為政者が調整する議論として理解されてきた。しかし、『原理』には必ずしも為政者によらないつり合いの回復もみられるのである。それがつり合いの「復元」論である。

不つり合いを是正することを,『原理』では「均衡の復元 restitution of the balance」と呼ぶ。復元には「強制的復元」と「自然的復元」の二種類がある。価格の上昇が輸出不振をひき起こした際の不均衡の是正について論ずる文脈 $^{29)}$ で,ステュアートは次のように述べる。「ここでは,外国貿易の衰退に比例して,それに見合った国内需要の増大が生じなければならないか,あるいは以前の消費の減退に応じてかなりの数の勤労者が減少しなければならない……。第一の場合には,すでに推論された原理によって,私のいう均衡の自然的な復元がなされ,第二の場合だと,私のいう強制的な復元が行われる」(Works I, 349) $^{30)}$ 。

不均衡を放置しておくと,原価割れの投売りや失業,需要者の退出や外国製品への需要の流出といった自然のなりゆきで,自律的につり合いが回復されることもある。これが『原理』のいう強制的復元である。しかし,このような供給や需要の減少によるつり合いの回復は,一国経済にとっては望ましくない。そこでは,経済規模の縮小によって市場の安定が回復されており,経済全体の成長にとって負の効果をもつからである³¹⁾。これに対して,供給不足に供給増大で,需要不足に需要増大で応えさせるつり合いの回復が自然的復元と呼ばれる。この方法ならば需要量や供給量,したがってその国の経済規模を大きくすることでつり合いを復元することができる。そして,経済を発展させてゆくこの種の復元を確実に行なうためにこそ,為政者の積極的な誘導が必要なのである。

ステュアートは、仮に市場が自律的につり合いを回復する機能をもつとしても、回復さえすればよいのではないと考えた。市場が自ずから行なう——今日の言い方では市場が「自然に」行なう——復元が、繁栄にとり正の効果をもつとはかぎらない。むしろ私人は利潤さえ得られればそれが他方の損失の結果であっても全体の拡大の結果であっても構わないのだから、競争を助長して他方の損失を拡大させる行動も当然とり得る32)。そこでステュ

アートは、公共の観点から経済を望ましい針路に向かわせるべく、つり合い一般とは区別 して「完全な均衡」を示した。

[3-E] ここで完全な均衡の基準を示そう。それは、絶対的で適度な利潤が絶対的で適度な利潤と釣り合わなければならないのであって、均衡は振動を避けられないけれども、どちらの側にも損失が生じてはならない、ということである。ここに示されている例 [一面的競争によるつり合いの回復——引用者] では、なるほど均衡は水平の状態にある。しかし秤皿に付着しているのは、相対的損失と対をなしている相対的利潤なのである。(Works I, 294)

完全な均衡は、仕事や需要の増大で生じた不つり合いが他方の増大で補われるような、経済の相互的拡大でなければならない。それは利己心の原理に貫徹された市場の自律性を越えて、公共の観点から長期の成長を目指すことを主張するものである。『原理』のいわゆる「不均衡理論」は、市場の均衡化傾向に対して不均衡化の傾向を示すという議論ではない。それは、特に外国貿易をとおして次第に成長してゆく経済で、自律的な復元の可能性を認識しつつもなおより望ましい復元を選択的に実現してゆくための提言だったのである33)。

3.3 「交易と勤労」と「巧妙な手」

前項までに、ステュアートのつり合いと不つり合いの理論をそれぞれ再検討してきた。まず、従来「均衡理論」と読まれてきた競争のつり合いの議論は、私人のみの経済で商業が1国に統一された市場経済が構築する〈交易〉の原理を説いたものであった。そして「不均衡理論」と読まれてきた数量の不つり合いの議論は、公共の観点にたち、多様なつり合い方のうちで最も「望ましい」つり合いを示すものであった。したがって、二つの競争論は同じ市場の均衡と不均衡を並置したものではなく、市場経済をつくりだす商業の原理とその結果を評価する政策論として理解されるべきである。本項では最後に、『原理』体系におけるこの二つの議論の関係を改めて考察しておく。

『原理』第二編の編題は「交易と勤労」である。勤勉な交易国家では、「あらゆるものの適当な等価物」(Works I, 42)たる貨幣を獲得しようという労働への自発的な原動力がある。そのため、近代以前の交換経済のように、自身の必要が満たされれば生産者が生産を停止してしまう事態はなくなる³⁴。これが、自由な近代社会に特有の〈勤労〉の原理

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

である。この原理により、勤労者はより多くの貨幣を得ようとある者は生産に、またある 者は商業に就き、そこで創意工夫を凝らして貨幣を所有する人びとの需要に訴えてゆく。

しかしステュアートはここに新たな二つの問題をみる。第一に、供給される仕事を実現させるところの需要が十分に存在するとはかぎらないこと³⁵⁾。第二に、生活資料を生み出す土地には広さと豊度の限界があり、人口増殖が進むほどその供給能力が圧迫されてゆくことである。これらの問題の処理を市場に任せれば、一面的競争から法外な利潤を得る者も出る一方、必要物や仕事が得られずその社会の紐帯から外れる者も出てきてしまう。それは、社会の維持と繁栄を目指す為政者にとり望ましくない。そこで第二編中盤から、勤労の増進がもたらす不均衡と市場による自律的な復元の問題性を示し、為政者の「巧妙な手 artful hand」(Works I,308)による調整の必要が示されるのである。

ところで、こうした問題に対してステュアートのうち出す指針は、一般的にいえば「高い需要を抑制し、大きい需要を奨励する」(Works I, 299)ことである。それには、つねにあり得る最大の需要にも即座に応じられるように供給の準備を形成しておく必要がある(Works I, 299)。では、その準備を保有する主体はどこにいるのか、すなわち売れていない在庫を抱えていても強い競争を起こし価格を崩落させないですむ主体はどこにいるのか、『原理』ではその答えが商人である。かれらは商品の量に需要の量が一致していなくとも、仕入れた費用以下でそれを投げ売る競争は行なわない。それゆえ、かれらは商店にいつでも一定の価格で商品をそろえておくことができる。そして、商店へゆけば所持する貨幣でいつでも、安定して購買できるという状況こそ、社会における貨幣の流通を容易にし、貴重な需要の維持と増進を可能にする。

このようにして、〈勤労〉によって拡大傾向に方向づけられた近代社会は、〈交易〉によって統一的な市場を構築し、為政者による労働配分や需要創出、貿易保護等の〈手〉に導びかれて安定的に成長する機構を獲得する。『原理』の二つの競争論は、これらの諸原理をむすびつける体系上の紐帯をなしているのである。

むすび

以上、本章ではステュアートのつり合いと不つり合いの理論の関係について再整理を行なった。その結論をここで簡潔にまとめておく。『原理』にある均衡と不均衡の理論は、同じ市場の正反対の作用を並列したものではない。まず第二編第七章を中心とした競争のつり合いの議論で、近代社会では商業活動によって自律的に統一された市場が形成される

第三章 競争論の構造――「交易と勤労」と「巧妙な手」

ことが説かれる。そして第二編第八章以降の数量の不つり合いの議論で、複数の復元のあり方のうち公共の観点から最も望ましい方法が示される。第二編でその後につづく政策にかんする議論は、この望ましい復元のためにいかに必要に応じて需要や供給を「増大」させればよいかを論じてゆくことになる。

かかる二段構えの市場論を通して市場の問題性が指摘されたことは、結果だけをみれば 保護主義の理論としては当然である。市場の自律的編成がつねに拡大均衡に落ちつくので あれば、政策的介入を主張する意味がない。しかし、結論としての保護主義の根底にある 市場像が自由競争と利己心の原理に基づくということは注目されるべき点である。

ステュアートは私人の行動原理について、『原理』第二編の序言で次のように述べる。「私は、……、あらゆる人間が公共にかかわることにおいて自分自身の利益のために行動するものと予想する。これを政治的にいうならば、なんぴともそのようにすべきなのである。公共の利益を形成しているのはすべての私的な利益の組み合わせであって、しかも、公共の利益については、国家、すなわち為政者だけが判断できるのである」(Works I、221)。ステュアートの研究の出発点は自由で利己的な個人であり、それだけなら古典派以降の想定と大きくは変わらない。そこからかれらの結論をわけた分水嶺は、利己心の原理が各主体の市場での役割にかかわらず同じく経済合理的な行動に帰結するのか、それとも役割により行動選択にちがいがあらわれるのかという点にあった36)。そして、ステュアート理論を特徴づける需要分析は、まさにこのちがいを理論的に把握するための議論であった。自由で利己的な個人という出発点は、すべての主体に多様な商品間の完全な代替性を等しく見出すか否かで、大きく異なった市場を描き出すのである。

また、この特殊な経済把握のなかで、商業の原理がきわめて重要な位置を占めていることも明らかになった。ステュアートのいわゆる「不均衡論」とは、第二編前半の商業の原理自体が不完全だという議論ではない。むしろ、商業が国内に市場経済を構築することは、その後の為政者の活動の前提になる。ここで前提というのは、二つの意味がある。第一には、為政者の採る政策もまた商業の原理に合致し、それを促進するものでなければならないという意味で、商業の確立は政策を考案する前提となる。第二には、商業の原理が確立することで、経済合理性が支配的な商業の世界と、その点では非合理的で無知な人びととの利害対立が生ずる。ステュアートが調整をもとめるのはこの対立である。このようにみると、『原理』のつり合いの理論を読みとく上でも、商業論はその核心に位置づけられていることがわかる。そして二つの競争論は、前者が商業の積極的機能を、後者はそれが必然的にともなう問題性を説くものだと整理できる。すなわち、第二編のここまで検討してきた諸章は、ひろい意味では商業の原理の意義と限界の考察にあたるのである。

上のように、本稿は『原理』第二編の主題をなす商業の意義と限界の概観を得た。経済理論における商業論の意義や可能性としては、すでにここまでの検討でいくらかの示唆をひき出すことができたと考えられる。すなわち、市場経済の秩序を構築するものとしての商業という着想がそれである。しかしステュアート研究としていえば、検討対象が未だ『原理』の前半体系にかぎられており、後半体系の貨幣・信用論との関係がつけられていない。本稿で体系全体をとり扱うことはできないが、「交易と勤労」の展開がなぜ「貨幣と鋳貨」という次の主題へつながったのかという点は、〈交易〉の役割を再評価してきた本稿にとっても重要な問題である。そこで次章では、第三編で計算貨幣論が展開されることになったその論理を検討し、本稿の商業論の再解釈が後半体系の理解にとっても新たな切り口を提供するものであることを示す。

¹⁾ 小林[1965]pp.24-27では、原始蓄積機の経済理論にとって有効需要の視角がきわめて重要であったことが指摘されている。

²⁾ たとえばHatchison[1987]pp.142-143は、ステュアートは不均衡系としての市場経済の性質をスミスよりもよく理解していたが、自律的な均衡を信奉する同時代の人びとにかれの考えは引き継がれなかったと評している。

³⁾ たとえばSen[1957]は、ステュアートにはつねに「交換経済は絶えず均衡を失う傾向をもつ」(Sen[1957]p.130)という考えをもって「統制の経済学 economics of control」を構築した、と評価する。

⁴⁾ ステュアート理論の経済循環をモデル的に捉える研究として、他に田添[1990]、小林 [1977b]、Yang[1994]が挙げられる。ただし、これらの研究では農業者あるいはフリーハンズの生みだす剰余部分とその分配が循環モデル上に含まれていない点に問題がある。本 論以下でみるように、大友氏の循環モデルでは④の過程に農業者とフリーハンズの剰余部 分同士の交換が含まれている。

^{5) 『}原理』におけるフリーハンズは、広義には土地に拘束されて農業に従事していない人間 のことである。この文脈では、そのうち労働なしに貨幣を所有し購買ができる主体を「地 主」あるいは「富者」として、工業その他の仕事に従事する主体を特にフリーハンズと呼 んでいる。

- 6) 以上の説明は、大友[1987]pp.54-58を参照。なお同[1987]p.56には五つの過程をとおした循環が図式によって明示されている。
- 7) 本稿第一, 二章での議論を踏まえると, この解釈には次のような疑問がある。第一に農業者とフリーハンズが直接取引をすると想定されているように読めること。これに関連して, 市場像に商業が位置づけられていない点は, 本論にて批評を加えている。また第二に, 直接取引を想定したことで, 絶対的利潤——大友氏の訳語では「積極的利潤」——をめぐるつり合いが生産者間のつり合いと解釈されていることである。交易国家には理論上商人を介さない直接取引はない。すると, 「どちらの側にも損失が生じてはならない」の「どちらの側にも」は, 商人にも商人に対する売り手あるいは買い手にも, という意味になる。大友氏の解釈では, これが農業者とフリーハンズの「どちらの側にも」という意味に読みかえられている点に疑問がある。
- 8) たとえばYang[1994]は、三階級のひとつである「勤勉なフリーハンズ」階級ついて、「国内外の交易に従事する商人を含んだ、マニュファクチュア的産業従事者による「勤勉なフリーハンズ」」(Yang[1994]p.11)と明確に商人を含めて議論している。
- 9) 大森氏と同様に市場の均衡化過程を担う存在としての「商人」に注目した研究として竹本 [1995]が挙げられる。竹本氏の議論の特徴は、商人同士の競争が行なわれる「場」として の「商人市場」の存在を示し、『原理』の市場論が商人だけの市場と生産者や消費者も参加する「一般市場」との重層構造をもつことを指摘した点にある(竹本[1995]pp.132-136)。竹本氏の市場構造の認識については、本稿第一章で検討した。
- 10) 『原理』における「均衡」の原語は基本的に「balance」――ただしequilibriumも数か所 みられる――である。ただし、Akhtar[1978]をはじめその後の研究においては、ステュアートの市場論に対してしばしば equilibrium の語が使用されている。
- 11) 本論でとりあげた諸研究は、いずれもステュアートの「均衡」の特殊性に注目している 点で今日的な均衡概念とのちがいを検討するものといえる。また、竹本[1995]は新古典派 の均衡論とステュアートの balance のちがいを指摘し、「予想される懸念をあらかじめ封 じるために、あえて釣り合いの理論という、なじみの薄い名称を選ぶことにした」(竹本 [1995]p.118)という。本章の表記もこれに倣ったものである。
- 12) ただし、特に先行研究との対応関係を示したい場合には「いわゆる均衡(不均衡)理論」という表現を用いている。この「いわゆる」は単にこれまでそう呼んで検討されてきた箇所、という程度の意味である。また、本章のはじめとむすびも先行研究の用語法に則って「均衡」「不均衡」の用語を使用している。

¹³⁾ なお、ステュアートがいちはやく「有効需要 effectual demand」の語を用いたことはよ く知られているが、この語は検討中の『原理』第二編第二章ではなく第一編第十八章「1国 が人間で満たされるようになる原因と、その結果について」に出てくるものである。この 章では人口増殖とそれを支える農業の剰余生産の関係が論じられており、有効需要は農業 の剰余生産に必要なものとして提起される。曰く、「われわれは、住民を増殖させるファ ンドとなるものは、農業によって生産された剰余であると述べておいた。ところで、この 剰余に対しては需要がなければならない。腹が減っている者なら誰でも需要するものであ るが、そういう類いの需要がすべてかなえられるわけではなく、したがって、すべてが有 効というわけではない。需要する者は提供すべき等価物をもたなければならない。全機構 の起動力となるのは、この等価物なのである。……農民を等価物を目当とした労働に向か わせるものは有効需要と読んでもよいものである」(Works I, 153-154)。ここでは、等 価物を目的とした労働――これは実質的に『原理』第二編のいう勤労である――にとって意 味のある需要をそうでない単なる欲望一般と区別する点、またそのとき需要の有効さを「等 価物」との関連で定義する点において、第二編の需要論へつながるような記述になってい る。引用[3-B]も参照。ただし、ここでの「有効」の語が農業者の剰余生産あるいは人口増 殖にとって有効である、という意味で用いられていることは留意されるべきである。なお、 スミスも『国富論』で有効需要の語を使っている。そのうち、『国富論』第一篇第七章で の「有効需要 effectual demand」と「絶対需要 absolute demand」の区別 (Smith[1776]p.73) は、厳密には検討が必要だが、上に引用したステュアートの語法に近 い。さらにスミスはその後、『国富論』第四篇第一章で同じ「有効需要」の概念を次のよ うに拡張する。すなわち、「人間の勤労をもって購入または生産できる商品の量は、どこ の国でも、有効需要に、つまり、その商品をつくり、市場に出すために支払われねばなら ない地代、労働および利潤の全部をすすんで支払おうとする人々からの需要に、おのずと 対応している。けれども,金銀よりも容易に,あるいは正確に,この有効需要に対応する 商品はない。……たとえば、イングランドで、いままでより以上に金にたいする有効需要 があるとすれば、……金を得られるどこからでも……金を運んでくることができるだろう」 (同[1776]p.435) という。ここでスミスは、重商主義批判の文脈で、貨幣である金銀への 有効需要は容易に満たされる,したがって販売は購買よりも容易であると主張する。本論 で続けて検討するように、ステュアートは購買と販売の非対称な関係を重視するため、貨 幣に対する需要は決して「需要」とは呼ばない。したがって、この第二の用法においては、 ステュアートとスミスの「有効需要」概念はかなり大きなちがいをもっているといえる。

¹⁴⁾ 第二編第二章での第二規定の記述は次のとおりである。曰く,「1隻の船が商品を積んで港に着き,引き換えにほかのものを購入する予定であるとすれば,操作はただ二重になるだけである。船の方が売りに出すのであるが,港の需要が高いとか低いと言われるのは,付けられた価格の高さ次第であって,需要される数量とか需要者の数とかによるのではない。……。そして,船の需要が港の需要に比較して高ければ,われわれは,全体としてみれば,需要が港の商品に向けられているという。つまり港の方が売りに出し,船の方は需要するのである。これを私は相互的な需要と呼ぶ」(Works I,233)。ここでは「相互的な需要」という表現が用いられているが,[3-B]のとおり,ステュアートは需要がつねに相互的であるといっているのではない。またその要点は相互性自体ではなく,需要が相互的な場合にも取引全体をみると需要者と販売者にわけられる,という区別におかれていると読めるため,本章では第二の規定をそのように解釈した。なお,第二の規定を「需要の相互性」とする解釈については注15で関説する。

16) 「われわれはそこで、価格との関連では、需要が高いとか低いとかいう。商品の数量との関連だと、需要は大きいか小さい。競争との関連では、それはいつも大きいとか小さいとか、または強いとか弱いとかいわれる」(Works I, 265)。

¹⁵⁾ Sen[1957]や大森[1996]では,この第二の規定を「需要の相互性」と解釈する。しかし, この解釈は売買における買い手側の主導権を強調するステュアートの立場に十分に整合し ない点に問題がある。需要の「相互性」解釈の要点は、社会的再生産の内部で一方の需要 が他方の需要とつり合うことを示すところにある。ところが、ステュアートが需要を重視 する根幹には、供給者は生活のため販売しなければならないが、需要者は所持する貨幣を 必ずしも使わなくともよい、という貨幣退蔵の可能性を基礎にした売買における非対称性 がある。だからこそ第二編の冒頭で購買と販売を明確に区別し、需要の特徴を明らかにす ることで市場の原動力を把握しようとするのである。相互性の重視は,このような貨幣退 蔵による有効需要の不足という重要な主張が正しく認識されない惧れを孕む。なお,相互 性解釈の根拠として第二章で需要分析をはじめる直前の次のような言及がしばしば挙げら れる。曰く、「この用語[需要——引用者]は物々交換と交易のどちらに適応されても、つ ねに相互的なものとしてあらわれなければならない。もし私が一組の靴を需要すれば、靴 職人は貨幣か、あるいはかれ自身の使用する何かを需要する。したがって、言語の貧困の ために、それに随伴すると思われる諸状況についての異なった意味が込められてしまうこ の用語の多義性を避けるため、それを簡単に分析しておこう」(Works I, 232)。ここに は確かに、需要が「相互的なものとしてあらわれなければならない」という記述がある。 しかし続く文をみると、売買では相互的な需要があらわれるという表現は、需要という語 を「それに随伴されると思われる諸状況」に対して「多義的」に使用している場合の例と して批判的に挙げられていることがわかる。そして需要主体を定義する需要の第1と第2の 規定は、この需要の多義性を排するために設けられていると解釈できる。すなわち、『原 理』における〈需要〉とは厳密に商品に関係するものであり、「貨幣に対する需要 は、……、決して需要とは呼ばれない」(Works I, 232)。また、船と港のように相互的 な売買がある場合にも、全体でより高い価格を支払った側を全体としての需要者と呼ぶ、 というのである。ただし、先行研究のいう意味での「相互性」の観念は『原理』にまった く存在しないというわけではない。たとえば『原理』第一編第十八章には先行研究の解釈 と近い意味で為政者は「相互的な欲望」(Works I, 156)を作り出さなければならない, という記述が確認できる。それでもなお、この意味の相互性は第一編の舞台設定の上でと り上げられていることは留意されるべきである。

¹⁷⁾ 需要が集まっているのに競争が起きないという事態は、「当該の財貨が必要性の大きいものではなかったり、ときには有用性の大きいものでなかったりする場合」や、「容易に同じ物を他の市場でこれまでどおり安く調達しうる場合」(Works I,296)に生ずると想定されている。またそうなる理由は、「それを獲得しようとする欲求が買い手を促してその価格を引き上げさせるには十分でないから」(Works I,296)だという。

¹⁸⁾ Sen[1957]はこの二つの競争の原理を「両面的競争は現代の用語でいうとわれわれが競争状態と呼ぶべきものである。……両面的競争と対照に、ステュアートはまた、われわれが売手独占あるいは買手独占と呼ぶものを意図して一面的競争をおいたのである」 (Sen[1957]p.52) と整理している。

¹⁹⁾ 第七章には、実際は「均衡」の語はあまり用いられないが、それに相当する表現は大き く五箇所あるため、ここでそれらの用法を検討しておく。①第七章序盤に二つの競争の特 徴を説明する文脈で,一面的競争では「仕事と需要の均衡 balance of work and demand」 が覆され、両面的競争では「その均衡 the balance は完全に保たれる」(Works I, 264) という。このかぎりでは、数量の均衡関係を論じているようにも読める。続いて、②商人 の活動について、「同一の商人にとって、競争はある品目については彼に有利であり、別 の品目については彼に不利となりうる。それは絶えず振動していて、郵便が到着するごとに 天秤 scale は多少とも重い方に傾く」(Works I,266)という。ここでは balance では なく scale の語が用いられているが、「振動」する対象は競争、あるいは競争における有 利さだと読める。また、売り手側と買い手側で交互に競争が起こる様相を描写する箇所で は、③売り手側の競争が価格を低落させると、「価格の低下に応じて買い手間の競争が減 少する。彼らはそのまま最低の時期の到来を待つ。……そこで、おそらくなにか新しい事 情が起こり, 天秤 balance をけって, 彼らの思惑を外れさせる」(Works I, 267)。邦 訳書ではこの balance に②の scale と同じ訳語が当てられているが、その内容も②と同じ く競争の有利・不利のつり合いを指していると読むのが自然である。また,④「……需要 と供給との比率が実際にはいかに整然と定まるものだとしても、それを正確に知ることは なお不可能に近く、……、こうした状況のもとでは、各人めいめいの利害が相互に作用し 合って,天秤 balance を振動させる」(Works I, 269)におけるbalanceも,利害に左右 されるものなので需給の数量ではなく競争の強さの関係を指す。商人の行動原理を説明す る文脈では、⑤「商人と商人のあいだでことが運ばれるようになると、そのときに、需要 に対する数量の比率いかんで利潤が高くなったり低くなったりすると言ってもよいだろ う。……競争を規制してそれを限度内に抑えておくのは、この釣り合い proportion である」 (Works I, 272), 「ところが,消費者や窮迫した製造業者がこの活動の中に混入する と、釣り合い proportion はすべて失われる。彼らのあいだでの競争は商人にとってあまり にも強く、そのために天秤 balance は突如として揺れ動く」(Works I, 272-273)。こ こには、proportion と balance の二つの語が使用されている。そのうち前者は、需要に対 する供給量の比率に応じて価格が有利になったり不利になったりすることを指すため、需 要と数量の比率に応じて競争が適度なバランスを保つ,という意図で用いられていると解 釈できる。さらに、消費者や製造業者は数量に対する需要の比例関係を失わせる。それに よって強い競争が生まれることで、商人同士のあいだでは安定していた balance が揺れ動 く。したがって,この balance も競争の強さのつり合いを指すと読める。以上から,本章 では第二編第七章の balance は「競争のつり合い」と理解すべきであると結論した。

- 20) たとえば、「交易について論ずる場合に、われわれはいつも、購買と販売の全操作が商人によって行われるものと考えなければならない」(Works I, 266)、あるいは、「商人だけが取引の双方の当事者となっている状況のもとで競争が起こる場合と、たまたま消費者が買い手の商人に混じり合っていたり、製造業者すなわち供給者が売り手の側の商人と混在していたりする場合とでは、競争の結果に違いが見られる」(Works I, 269-270)という言及がみられる。
- ²¹⁾ Works I, 272-273を参照。
- ²²⁾ 「需要と供給の比率は、利潤を目的として購買し販売するとみとめられている商人の場合だと、まずは相対的なものにすぎない。私が相対的と言うのは、商人の需要は価格に応じて大きかったり小さかったりするという意味である」(Works I, 269)。
- 23) 両面的競争は、あくまで交易の場の原理であるため、生産者や消費者が実際にどんな価格で商人と取引を結ぶかは、両面的競争という相場価格の形成過程の適切さとは関係がない。交易において不変で回収されるべき「実質価値」も、商人の仕入れ価格のことであって、生産者一人ひとりが費やした原価のことではない。ただしこのような解釈は、第二編第四章における交易の意味をどの程度強くとるかで見解がわかれ得る。
- ²⁴⁾ これらの説明は第二編第三章にある。そして、交易による「時価」の形成を指摘したのち、本論でも触れた第二編第四章でその「時価」を分析する、という流れになっている。
- 25) ここで、消費者や生産者にいかに一面的競争に陥る可能性があろうと商業の原理には影響しない。生産者の投売りや消費者の競り上げをみて、商人たちがより低く買上げたり高く売下げることはあり得るが、なお商人の間に十分な競争があるかぎり、商人間の取引で決まる価格はその時点での適切な水準に定まる。また、消費者や生産者による一面的競争を抑えるためには、かれらの利己心に基づいた行動を矯正するのではなく、商人間の競争を強くしてつり合いをとらせるというのがステュアートの提案する方法である。商業はそこだけに完結してみれば経済合理性に貫徹され、どの商品を扱っても利潤が等しくなるような適切な価格決定を行なう。しかしより情報に乏しい消費者や生産者相手には、利己心に導かれて自らの優位を武器に法外な価格を提示することが合理的になる(Works I、268、293)。そこでステュアートは商業者の競争状態をつねに維持し、消費者や生産者に対して独占的状態を形成させないことをくり返し主張する。
- 26) ステュアートの描く市場が一物一価を想定していないことはMenudo and Tordajada[2015]でも指摘されている。ただし、氏らが考えている価格のばらつきは商人が生産者から買い取る価格と商人がそれを消費者に販売するときの価格差を指しており、本論の考えるばらつきとは若干異なる。また、氏らは「ステュアートは一物一価の法則ではなく、いかに市場が均衡 clear するのかに関心をもっていた」と主張するが、本章は両面的競争をかかる意味での均衡論として解釈しない点でも相違がある。

- 27) 第二編第三一章の要約では同じことが次のようにいわれる。「……私はおのずと需要と供給との釣り合いを考察することになるが、自分の観念をいっそうよく伝えるために、私はそれらを社会的な均衡という天秤に吊るされた二つの量と考えることにした。これを私は仕事と需要との秤と呼ぶ」(Works II, 222)。
- ²⁸⁾ ただし、引用[3-D]にある「やむをえない場合」にとるべき方策についても、その後言及 がなされている。ステュアートは『原理』第二編第十一章「この均衡がやがて破綻するの はなぜか」で、交易の発達にともなって相互的な拡大の維持が困難になってしまう事情を 検討してゆく。その冒頭では、「交易をしている勤勉な国民のもとでも、ときの経過とと もに仕事と需要との完全な均衡が必然的に破綻する理由はそもそもなんであるのか」 (Works I, 300) と問題提起がなされる。そしてその理由として、国内での食糧供給の限 界、自らの勤労のみで生活する人口の増大、不用意な課税による価格の上昇の三点を検討 した上で、次のように検討がまとめられる。すなわち、「その国民の仕事と需要との均衡 が交互的な増大を通じて振動させられているあいだは、この国民は意気揚々とおのが道を 進むのであって,恐れることはなにもない。それの交互的な増大が停止するにいたるとき には、この国民は、増大と減少との交互作用に頼って静止しているすべを学ばなければな らない。そうすれば、いつかはほかの諸国民の悪弊に助けられ、再び増大による振動に立 ち戻れるだろうからである。しかし、仕事の秤皿が重い状態が改まるにしても、それが勤 労者の数の減少によるのであれば、しかも、均衡の振動が交互的に減少して、勤労に対す る高い利潤を維持するようになれば、その場合には、たちまちにしてすべてが破滅するこ とになるし、諸外国は、新規の事業に伴う不利な事情がどんなにあるにしても、見事に競 争関係を確立する」(Works II, 225-226)。ここでは,絶対的利潤による交互的な増大 が困難になった場合には、「増大と減少との交互作用」すなわち増大や減少はともなわな い相対的利潤と損失の移転でつり合いを維持すべきだと述べられている。また、こうした 経済の発展とその帰結にかんする議論は,さらに先の交易の発展段階論――主に『原理』第 二編第十九章——へつながる。交易の発展段階論については、大森[1996]第六章を参照。
- 29) 本論で検討する「復元」の定義は『原理』第二編第十五章の議論だが,第二編第十章でも同様の意味で復元の概念が使用されている。それは次の言及から確認できる。すなわち「需要の秤皿が実際に重いことの結果がどうであれ,……為政者はただちに,供給を増加させ,なんの衝撃も与えず,しかもできるだけ早く,均衡がひとりでに水平に復するようにmaking the balance come even of itself と配慮すべきである。なぜなら,この転覆状態を放置し続けると,自然の成り行きとして強制的な復元が行なわれる natural consequences will operate a forced restitution だろうからである。すなわち,価格の騰貴ないし他国の市場からの誘引力がそれに見合った需要部分を実際に削減し,交易と勤労にとって不利になるような均衡の釣り合いを後に残すからである」(Works I, 296-297)。

- 30) ただし、ここで「強制的」と「自然的」の語法には注意が必要である。「強制的復元」とは、不均衡を放置した場合に市場が自ずから生じさせる自律的な復元のことである。対する「自然的復元」とは、市場の安定と拡大に寄与するような、社会の発展に適合的な復元のことである。本章注28の引用も参照。『原理』では自然的復元が自律的に生ずる可能性がないと断言されてはいないが、基本的にはこれは為政者の介入により行われる人為的な復元と想定されている。
- 31) ステュアートが強制的復元に対して否定的な理由には、もう一つ強制的復元の不確実性がある。たとえば価格を引き下げたからといって、必ずそれに応じた需要の増大が起こるとはかぎらない。むしろ、売り手の苦境をが知っているなら、価格がもっと低落するまで買いを待つこともあり得る(Works I, 294)。強制的復元の可能性は、市場が不つり合いをつねに短期間で自律的に是正してゆくということは意味しないのである。
- 32) たとえば『原理』第二編第六章Works I,261を参照。
- 33) Meek[1967]pp.10-11では、当時の厚生経済学における均衡の考え方に対して、「ステュアートは、通常、最適条件からの偏向は、その制度が均衡状態から離脱する一般的傾向を有するために存在するものだという見解をとっている。換言すれば、ステュアートにとって需要と供給の均衡は、言葉の古典派的および現代的意味での〈均衡〉状態よりも、もっと理想的な状態なのである」と評している。本章の考えによれば、この論評には二つの問題点がある。第一に、「均衡状態から離脱する一般的傾向」の認識は数量の不つり合いの理論にはみられるが、競争のつり合いの議論には存在しない。この点は、二つのつり合いの理論を混同して解釈していることに由来すると考えられる。それに関連して第二に、「仕事と需要の均衡」が「理想的」であるという評価の意味には曖昧さがある。「理想的」が望ましいという意味ならば、氏の解釈は正しい。しかしそれが容易には成立しないという意味ならば、市場が暴力的に行なう強制的復元の認識を欠いていることになる。
- 34) この議論は主に『原理』第一編第六章および第七章で展開される。それによると、貨幣の導入が人間の労働の動機を必要物への欲望から貨幣への欲望にすり替え、それによって「人間は当時は他人の奴隷であったために労働を強いられたのであるが、今日では自分の欲望の奴隷である為に労働を強いられているのである」(Works I,52)。なお、ここでいう勤労は「産業労働」だけでなく「商業労働」をも含む。第二編で商業活動の主体と特有の機能が明らかになるにつれて、商業労働者は「商人」、産業労働者は「勤労者」――その他に「職人」「製造業者」という表現も用いられる――と区別して記述されるようになる。

- 35) この問題は、貨幣量の不足によって有効需要量が不足するという意味ではない。貨幣所有者たちが頻繁に購買さえすれば貨幣はそれだけ頻繁に流通し、結果として大きな額の取引が可能になる。そのためステュアートは、単に貨幣量を調整することよりも、需要を喚起して貨幣をより迅速に流通させることを需要不足への対策として重視した。ただし、『原理』後半体系の信用論は鋳貨の不足を補う方策として、十分な担保が認められる者に手形や紙券で取引させることが議論されている。
- 36) Anderson and Tollison[1984]p.458はステュアートの経済主体の捉え方について、「ステュアートの仕事の興味ぶかい点のひとつは、スミスやそれ以前の著者と対照的に、かれが方法論的個人主義を拒否したということである。実にかれは、すべての経済的観念を階級との関連で表現しようと試みていたようにみえる」と述べている。本章も、ステュアートが個人ではなく class で主体の行動や利害関係を捉えようとした面は重要であると考える。しかし、氏らはステュアートのいう競争を階級間の衝突と解釈し、「国家は、職業や産業、交易のカルテルを組織することで自由競争による無秩序から経済を救出しなければならない。合理的な経済秩序をもたらしうるのは、ただ国家のみなのである」(同[1984]p.459)という。この解釈は、本章の考える〈交易〉の原理を十分に評価していない点に問題がある。

第四章

商業の原理と計算貨幣論

本章は、『原理』第二編の商業論との関係で第三編を読みとくことで、ステュアート体系における計算貨幣の必然性の解明を試みるものである。

本稿では、前章まで『原理』のいわゆる前半体系を検討してきた。これは従来、全体系のなかで理論的考察を行なう部分と理解されてきた。第三編から第五編までの後半体系は、それに対して、前半体系で明らかになる需要不足や貨幣不足に対処するための制度や政策が展開される部分と読まれてきた。とはいえ、近年ではむしろ後半体系に『原理』の独自性をみとめ、貨幣信用論からステュアート理論を貨幣的経済学と評価してゆく流れもある」。本稿のように前半体系の読み方を変えたとき、多くの関心を集めている後半体系の理解はどう変わるのか、この点は一ステュアート研究として重要な問題である。そこで本章は、後半体系研究への展望を示すためにも、第二編から第三編冒頭の貨幣論につながる論理を再検討することにした。

ステュアートの貨幣論は、学史上も先駆的な計算貨幣論としてすでに周知のものである。早くはマルクスによって批判的にとり上げられ、上述のような貨幣信用論への注目もあり、その議論の内容はかなりの程度明らかにされてきた。しかし、第三編の貨幣論が「ステュアート理論」として評価されるほど、他方では次のような疑問が生じてくる。ステュアートの貨幣論は全五編からなる体系のなかで、需要や競争を分析した後の第三編で展開される。すなわち、計算貨幣論は市場経済にかかわる理論の基礎に位置づけられていないのである。それならば、経済分析をひと通り終えた後なぜ新たに貨幣概念を提起する必要があったのか、これが本章の設定する主たる疑問である。

いかに重要な内容を含むとしても、それが推論の外からつけ足されたものならば、あくまで体系上は補足的なものと位置づけざるを得ない。今日「計算貨幣論」の面からステュアートに注目する研究が増えつつあることを鑑みると、体系上に計算貨幣の必然性が見出せるか否かはきわめて重要な課題として残されているといえる。

以上の問題関心に基づき、本章は次のように考察を進める。第一節では、これまでのステュアート貨幣論研究を大きく三点に整理し、本章の対象となる問題を確定する。第二節では、貨幣論以前の第一、二編で使用される「貨幣」の用語の内容を分析する。それによ

第四章 商業の原理と計算貨幣論

り、第二編までは計算貨幣とは異なる貨幣像で議論がなされていることを確認する。また、 そのなかでも商業の原理との関わりで貨幣の概念に変化がみられることを示す。最後の第 三節では、計算貨幣論の背景となったブリテンにおける鋳貨の混乱の原因を再読してゆく。 それにより第二編で導出された商業の原理と計算貨幣導出のつながりを解明する。

第一節 『原理』体系における貨幣論

1.1 計算貨幣論

『原理』のうち、貨幣論に充てられている第三編「貨幣と鋳貨 Of Money and Coin」は全二部で構成されている。それぞれ、第一部「貨幣にかんする諸原理の演繹と、諸原理の大ブリテンの鋳貨への適用」、第二部「貨幣の諸原理、その交易への適用」と題され、計算貨幣論を含む貨幣原理の演繹は第一部第一~六章に、残る第一部後半が貨幣原理の「鋳貨への適用」、第二部は貨幣原理の「交易への適用」を扱う²⁾。本章では、このうち貨幣原理の演繹が論じられる第一部を対象に検討を行なうこととする。

本節で貨幣論にかんする先行研究をみてゆくにあたり、はじめに第二編第一部前半に注目した研究をとり上げる。これは周知の計算貨幣論の箇所にあたる。ステュアートの計算貨幣論にいち早く注目したのはカール・マルクス『経済学批判』³⁾ であり、そこでの批判的検討はのちの研究者に計算貨幣論が注目されるきっかけともなった。しかし、多くの研究は計算貨幣論が抱える多くの問題を指摘することで、その理論としての未熟さや体系上の意義の低さを明らかしめんとする性格のものであった⁴⁾。

そうした諸批判に対して、『原理』に再検討を加えることで計算貨幣論が論理一貫性をもって説かれていることを明らかにしたのが古谷[2003]である。そしてかかる研究を基礎に、古谷[2004]は貨幣論の体系的位置づけを試みた。その特徴は、貨幣論を扱う第三編および信用を扱う第四編を、計算貨幣論という「貨幣本質論」と実物貨幣や信用貨幣を分析する「各種形態論」にわけて整理する点にある。これにより、第一に「今日『原理』の特質として指摘されている貨幣分析的な諸議論も、背後にこのような諸貨幣を統一的に扱った体系的貨幣理論があり、それに支えられているという点」(古谷[2004]p.29)が明らかになる。第二に、この区分によって『原理』全体の構成把握も変わる。本章冒頭に述べたように、従来は『原理』第一、二編が理論的根幹、第三~五編は制度的展開を扱っている

と理解されてきた。しかし氏の解釈では、第三、四編もまた本質概念から実体化形態への 理論的展開として位置づけられることになる。

こうした後半編の理論構造の解明は、ステュアート理論の体系性を理解する上できわめて重要である。しかし、体系上の問題がまだ残されている。計算貨幣論が貨幣の本質論として第二編までと同じ論理レベルで展開されているとしても、それは貨幣論が第二編までの分析とつながっていることを必ずしも意味しない。したがって、なぜ第三編で貨幣の本質を論じはじめたのか、換言すれば、なぜ体系の第三編が貨幣論になったのかという疑問は残る。本章第三節でも指摘するように、『原理』の行論からゆくと、第二編最後の富の流通にかんする議論には信用論が続くのが自然な流れである。それを妨げて貨幣の本質論がおかれていることをいかに評価するかにより、ステュアートの貨幣論が外からさし込まれたものなのか、あるいは体系的演繹から必然的に第三編で展開されたのかという評価も変わらざるを得ないのである。

1.2 貨幣制度・改革論

前項の研究は、『原理』第三編第一部前半章に比重をかけて貨幣論を評価するものであった。それに対して、本項でみる小林[1977]は第三編第一部後半章に重点をおいて貨幣論の意義を評価する研究である。

『原理』第三編は第一部が初版刊行後に付加された補章を含めて全十六章,第二部が全八章の計二四章で構成されており,先にみたようにそのうち貨幣原理の演繹が占めるのは四分の一ほどである。したがって,第三編の大部分はブリテンの鋳貨の現状分析と制度改革論を扱っていることになる。そして全体でみると,冒頭で展開した計算貨幣にブリテンの現実の鋳貨を近づけることが後半で政策として主張される,という構成になっている。

かかる構造から第三編の主題を貨幣制度論とみる小林[1977]は、ステュアートの複雑かつ詳細な貨幣の現状分析を簡潔に整理した研究として注目される。しかし整理、検討を経た小林氏の第三編への評価は否定的なものとなった。その主たる原因は、この編ではステュアート自身が「演繹的推論の体系の実践への従属性」を認め、多くの箇所で時論への留保や妥協を許したと読める点にある。そのため氏は、第三編は『原理』で「もっとも理論的迫力に欠ける」(小林[1977]p.341)編であり、また議論を検討した「結論としても、むしろ『原理』の体系的展開におけるこの編のくぼみを立証するという、わたくしの労力に積極的には報いぬことに終わったようである」(同[1977]p.411)と結んでいる。第三編をこのように制度論を中心にして読み解くと、計算貨幣論への評価も変わってくる。計算

貨幣論は鋳貨改革という政策提言の基礎としては重要だが、体系からみると演繹的推論のなかにあらわれた「くぼみ」の一部にすぎないものとなるのである。

第三編の議論はたしかに留保的な記述が多く,第二編までの明快さを欠いている。とはいえそれは,第二編では抽象的に貿易や国内流通を論じたのに対して,第三編では具体的にイングランドの貨幣制度論を扱ったという,対象の抽象度のちがいに由来する。また古谷[2004]で指摘されたように,提言の基礎となる貨幣本質論はそれ以前の編と同じ論理水準で説かれている。したがって,第三編が他編に比して論理的に弛緩しているという評価は再考されるべきである。

しかし、論理性は別として、貨幣論が時事的な提言のために演繹的推論の外からもちこまれた「くぼみ」だということになれば、当然第三編の位置づけは低くせざるを得ない。それは極端にいえば、『原理』体系の内部には計算貨幣を論ずる必然性はなかったことを意味するからである。一見時論的な第三編を正しく評価するためにも、計算貨幣の内在的必然性の検討は課題として残っているといえる。

1.3 体系における貨幣論

上の二つの研究は、第三編内の議論の検討から体系上の評価を試みるものであった。しかし、ステュアート自身も述べるように、貨幣という主題は『原理』のより以前の編からとり上げられている。前編からのつながりで第三編の位置づけを行なう研究として、竹本 [1995]が挙げられる。

そこで第三編の位置づけにかんしてたてられる問題はこうである。すなわち、「貨幣は理論的には、実体をもつもの、とりわけて貴金属である必然性はないはずだが、第1、2編では、貨幣は財貨のひとつとみなされて、実在性をもつ鋳貨と暗黙のうちに想定されていた。ところが第3編は、この貨幣の実在的本性を否定するところから出発する」(竹本[1995]p.208) 5)。第一、二編での貨幣と第三編での貨幣との語法にはずれがみられるのである。竹本氏はステュアートがこうした展開をとった趣旨を理解するために、前編での価格論に注目する。ステュアートは第二編前半諸章で需要と競争による価格決定の原理を説き、その後の第二編第二八章で貨幣数量説批判として価格決定を再論する。それによると「価格はもっぱら当該商品に対する需要と競争とに規制されるのであり、このことを貨幣側から追証しようとしたのが第3編の計算貨幣論であった。なぜなら貨幣とは、商品の価値をはかる観念的度量標準であり、そうしたものとしてその存在量が問題になりようがないからである」(同[1995]p.211) 6)。第三編の貨幣論は、このように第二編以来の価

格論の流れからみることで『原理』全体の展開のなかにより自然に位置づけられるという うことになる。

この解釈は、第三編の新たな位置づけ方として注目される。また、ステュアート自身が 貨幣という主題を「前編の最後の諸章」から展開してきた、と述べていることとも合致し て読める⁷⁾。しかし、ここでもなお上に指摘してきた疑問、すなわち、なぜ第一、二編ま での貨幣概念を第三編で改めて、それも前編までの貨幣概念を「否定する」ように展開し たのか、という問題には十分な説明が与えられていない。竹本氏の指摘するように、第一、 二編では貨幣は鋳貨と暗黙に想定されてきた。しかしはじめから貨幣と鋳貨を区別してお けば、第三編で再論する必要はなかったはずである。貨幣論が前編との関係で担う役割が わかったとしてもなお、それだけでは計算貨幣論を体系上で正確に評価することはできな いのである。

ステュアート貨幣論に残された謎は、結局のところ『原理』体系内に計算貨幣論を導出する必然性があったのか、という点にゆきつく。換言すれば、第三編の貨幣論は演繹的推論から導出されたのか、あるいは現実問題を扱うために外からつけ加えられたのか、という疑問である。この問題に取り組むために、以下では次の二つの手順で検討を行なう。第一に、『原理』第三編より以前の貨幣概念の用法を確認する。貨幣論への疑問の一つは、竹本氏の指摘するように、それが貨幣の最初の導入時ではなく、導入からしばらく議論が進んだのちに再論されているところにある。したがって、第一、二編の貨幣概念がいかなる意味で使われているのかを確定することは、第三編の立ち位置を解明する手がかりとなるにちがいない。そして第二に、第三編の主題であるブリテンの鋳貨の混乱の原因を分析する。これは、貨幣論が本当に時論にすぎないものかを判断するうえで重要な問題だからである。次節より、まず第一の課題からすすめてゆく。

第二節 計算貨幣以前――『原理』第一、二編での「貨幣」

2.1 計算貨幣の概念

本節では、貨幣論以前にあたる『原理』第一、二編でのステュアートの貨幣把握を確認する。それに先だち、本項では『原理』の計算貨幣の概念を簡単に整理しておく。計算貨幣の規定は、『原理』第三編第一部第一章「計算貨幣について」に与えられる。

第四章 商業の原理と計算貨幣論

[4-A] 私が計算のための貨幣と呼ぶものは、販売品の相対価値を測定するために発明された、同等の部分からなる任意の度量標準にほかならない。

それゆえ計算貨幣 money of account は、鋳貨としての貨幣 money-coin とは全く別のものであり、すべての商品にたいして適切で比例的な等価物となりうる、何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる。(Works II、270)

[4-A]によると、計算貨幣は第一に相対価値の測定のための度量標準であり、第二に商品に対する「等価物」としての実体を伴わなくとも存在し得るものである。また、それは価値の比率を計る単位なのだから、角度や長さの単位と同じようにその大きさが均一かつ不変でなければならない(Works II、271)。したがって、それ自体が商品であり他の商品との間で価値の比率が変わり得る鋳貨と計算貨幣とは区別されなければならない。

計算貨幣一単位の大きさの決定については、ステュアートは次のように述べる。貨幣は「同等の部分からなる観念的度量標準 ideal scale」(Works II, 274)であり、一つの部分と他のすべての部分のあいだに正確な比例関係さえあれば、その価値一単位がもつべき「標準的大きさというものはない」(Works II, 275)。だから現実には、貨幣単位は次のように金属と結びつけて設定されてきたといわれる。すなわち、貨幣価値の決定の「第1歩は全く恣意的であり、人々は、その1つないしそれ以上の部分を、貴金属の正確な量に合わせることで足るであろう。そうして、これがおこなわれ、その貨幣が、金および銀にいわば実現されるや否や、貨幣は新しい定義を獲得する。すなわち、そのとき貨幣は価値尺度 the measure of value とともに代金 the price となる」(Works II, 275)。

はじめは、人びとが恣意的にポンド・スターリング等の呼称一単位に相当する貴金属の量を決める⁸⁾。すると、金や銀は計算の尺度になるとともに、ポンド・スターリングを支払う際の代金の役割も担うことになる⁹⁾。このゆえに鋳貨と貨幣は多くの人びとに同一視されてきた。しかし、貴金属は代金としてはともかくも、価値の尺度としては性質上不適格性を抱えている。そこでステュアートは、ここに続く諸章で金属の計算貨幣としての不適格性についてくわしく検討を加えてゆくことになる。

ところで、前節でも触れたように、以上のような計算貨幣論の直前におかれた第三編序言にて、ステュアートは次のように述べている。「前編の最後の諸章(富のバランスの振動と流通とを扱った諸章のことを言っているのだが)は、貨幣という主題を導入する意図で書かれたことに読者は気づかれたであろう」(Works II、267。()は原文)。「前編

の最後の諸章」といわれるのは、本節第三項で検討する第二編第二六章を含む諸章を指している。これによると、ステュアート自身は第二編終盤から意識的に貨幣の主題につながる議論を展開していたとみられる。ところが、『原理』で貨幣の概念が導入されるのは指摘される第二編終盤ではなく、さらに以前の第一編においてである。そこで、まず次項にて第一編での最初の貨幣規定を検討し、続けて先の「最後の諸章」の内容を確認してゆくことにする。

2.2 等価物としての貨幣

『原理』で最初に「貨幣」が登場するのは、第一編「人口と農業」第六章「人類の欲望はどのようにして人口の増加を促進するのか」である。本項では、ここでの貨幣規定を検討する。

『原理』第一編は主に人口論を扱っており、貨幣もここでは人口増殖の促進要素のひとつとしてとりあげられる。直接の物々交換を行なっているうちは、人びとの欲求は生存の必要物に限定され、それ以上の剰余があえて生産されることはない¹⁰⁾。ところがここに貨幣が導入されると、人びとはいつでも何とでも交換ができる貨幣を新たな欲望の対象と認識し、それを得るためにすすんで現在の直接の必要を超えた労働に従事するようになる。すると、とくに農業者の生産する剰余が住民の生活資料を増大させることとなり、人口の増殖とその維持が可能になる。

こうした社会の発展の契機となる貨幣を、ステュアートは次のように規定する。

[4-B] 私は貨幣を、純粋にそれ自体としては、入間にとって上述のような自的にかなうような質料的用途をもたないものの、それについての入間の意見に基づいて、価値と呼ばれるものの普遍的尺度 universal measure となり、譲渡できるなに物に対しても適当な等価物 adequate equivalent となるような評価を得ているなんらかの財貨 commodity である、と理解している。(Works I, 42)11)

[4-B]の説明の要点は、「価値と呼ばれるものの普遍的尺度」と「適当な等価物」となる 財貨の二点にある。このうち、第一の価値の普遍的尺度は、[4-A]の計算貨幣の説明と合致 する。しかし、もう一方の等価物としての財貨という内容はそうではない。むしろこれは、 計算貨幣や価値尺度とは区別されなければならないといわれた概念である。第一編での貨 幣規定は、区別されるべき二つの概念を混同したまま提起されているのである。さらに、 第一編では貨幣を「等価物」の語で直接いい換える表現もしばしばみられ、ステュアートが交換を媒介する等価物の面により力点をおいて貨幣を想定していたことが読みとれる12)。

第一編第六章につづく貨幣導入後の議論をいま少し追ってみる。[4-B]のように導入された貨幣ははじめは富者の手中にあると想定される。しかし創意でかれらの奢侈を刺激できる貧者は、売買を通してそれを手にすることができる。富の魅力が貧者の野心をかき立てることで、かれらは等価物を獲得するため新たな製品や奉仕、またそれらを提供する貧者の欲望に答えるような仕事を創意工夫でみつけだし、進んで労働に勤しむようになる。

この自発的に労働を行なう人びとが、勤労者という『原理』第二編「交易と勤労」の主要な登場人物となる。第二編第一章では、編題の勤労が次のように定義される。すなわち、「勤労とは、交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等価物を手に入れるために、自由な人間によって行われる創意ある労働のことである」(Works I, 223)。ここでの「等価物」も、[4-B]の貨幣と同じ意味で使われている。第一編で等価物の面に重点をおいて提起された貨幣の概念が、第二編の主題のひとつである勤労にもとり入れられているのである¹³⁾。

2.3 勘定のための貨幣

前項のように、貨幣のはじめの用法は物々交換を媒介する等価物の意味合いを強くもっていた。ところが第二編終盤の「最後の諸章」になると、上の用法にやや変化が出てくる。 それが明確にあらわれているのは、『原理』第二編第二六章「現代の国家の臣民のあいだにおける富の均衡の振動について」での貨幣の再規定である。

[4-C] ①……彼らのあいだの勘定を明確に記録するために to keep accounts clear 活用しうるいかなる方策も、結局は貨幣——それが現実のものであれ、象徴的なものであれ——の導入に帰着せざるをえない。

②現実の貨幣 real money というのは、われわれが鋳貨と呼ぶものであり、つまりは貴金属が加工されたものである。それは、人々のあいだの一般的な合意により、また国家の権威のもとにそれ自体の内在的価値をもち続ける。

③象徴貨幣 symbolical money とは、私の理解では、普通に信用と呼ばれている もの、すなわち鋳貨の形をとっている貨幣の諸々の名称で表示されていて、当事者間 の貸借を記録するための手段となっているものである。銀行券、銀行預金、手形、 債券,それに商人の帳簿(そこで信用が授受される)が,象徴貨幣という用語に包摂される数多くの信用の種類のうちいくつかのものである。(Works II, 39。①~ ③は引用者、()は原文)

この新たな貨幣規定は、容易に流通できない財貨——ここでは土地財産——の価値の流通について論ずる文脈で出てくる。土地は貴金属と同様に消耗することのない価値をもつが、その場で手渡せる鋳貨とは異なり、それ自体を等価物として流通させることができない。ここで土地財産の価値を商品の売り手が受けとる新たな方法として、再び①「貨幣の導入」がいわれる。したがって、ここでいう貨幣はその場で清算を完了させることではなく、物理的な移転が困難な財貨の価値を会計上で移転させるための手段である。そしてこの新たな目的に資する貨幣の形態として、ステュアートは「現実の貨幣」と「象徴貨幣」の二つを挙げている。

②現実の貨幣は貴金属でできた鋳貨を指し、前項でみてきた等価物に一致する。新たに加えられる③象徴貨幣は、一般に信用と呼ばれる銀行券等を指している。その額面は鋳貨と同じ名称で表示され、「当事者間の貸借を記録するための手段」として機能する。たとえば、土地そのものを移転する代わりに、土地の価値を担保にして銀行券という形で信用を受けられれば、土地所有者はこの象徴貨幣を使って鋳貨と同じように購買ができる¹⁴⁾。このような信用は、流通を拡張する効果をもつ。ステュアートの表現では、「手持ちの金属のみを流通させているような国民は、勤労を金属の量との割合に限定してしまう。その土地を、その家屋を、その製造品を、なおまたその個人的な奉仕を、その時間までをも流通させうる国民は、勤労への刺激を金属だけでなしうる範囲をはるかに越えてもたらしうる」(Works II、41)のである。

ここで、二つの形態の関係をみると、象徴貨幣は鋳貨の代替物の位置におかれている¹⁵⁾。象徴貨幣は紙や数字の姿で鋳貨と同様に機能するとはいえ、鋳貨に代わって度量標準になるのではない。それは、土地などの等価物となり得る実体があることを前提に、その代理物ゆえに貨幣として通用する。したがってここでの象徴貨幣は、第三編につながるような鋳貨から分離された「観念的な度量標準」ではなく、あくまで貨幣=等価物論の延長として出されているのである。

以上のように、『原理』前半編での貨幣概念は等価物規定を主としており、第二編終盤 もそれをさらに展開したものとなっている。しかし同時に、[4-C]の再規定で勘定 account という貨幣の新たな目的が示されていることは注目すべきである。売買の成立という貨幣 の最終目的は変わらないが、最初はそのためにその場で決済できる等価物が想定された。 流通の議論へ進むと、売買を記録する手段一般にまで貨幣概念が広げられ、貨幣流通の拡張を可能にする信用の原理へと議論がつなげられてゆく。

それでは、この新しい目的のために象徴貨幣を、したがって信用を提供する主体とは誰か。ステュアートは、こうした信用を与える主体を商人と想定している¹⁶⁾(Works II、216)。かれらの商業活動は、貨幣獲得を目指す勤労の一種として第二編序盤に導入、分析される。そして第二編の最後には、確立した商業の原理が目標物である貨幣自体の役割をも変えてゆく。[4-B]から[4-C]への貨幣の二つの規定のあいだは、貨幣の目的を物々交換の媒介から勘定の記録へ変えてゆく商業の確立によってつなげられていたのである。そして、勘定という新しい貨幣の目的からふり返ったとき実際に流通している貨幣とはどのようなものか、この疑問こそ「計算貨幣 money of accounts」への入り口になっているのである。しかし、この説明もまだ不可解な点は残っている。次節では、『原理』第三編へ検討をすすめ計算貨幣に至る論理を明らかにする。

第三節 計算貨幣の必然性

3.1 鋳貨の混乱と商業

前節では、『原理』第一、二編での貨幣が基本的に等価物あるいは鋳貨としておさえられていることを確認した。したがって、『原理』の市場や競争にかんする議論も、基本的にこの貨幣=等価物論を基礎に展開されている。さらに続けて国内流通の拡張と限界が論じられ、その限界を突破するために鋳貨の補助として信用が導入されるのが第二編の終盤である。

ここに続けて、補助として加わった信用の原理が論じられるならば流れは理解しやすい。 前節で指摘したように、象徴貨幣自体はただ鋳貨の不足を補うためのものであり、鋳貨の 従前のあり方に変化を迫るようなものではなかった。したがって、ここで改めて現実の貨 幣を考えなおす必要は特にないはずである。ところが、『原理』第三編は、象徴貨幣から つながる信用論ではなく貨幣論に充てられた。ここには、勘定という新たな目的で貨幣が 使われるようになることと、貨幣としての鋳貨を再考することをつなげる論理がなければ ならない。

本節では、『原理』第三編第一部の主問題であるブリテンの鋳貨の混乱 disorder にかんする記述に注目し¹⁷⁾、なぜ第三編で改めて貨幣について論じられたのか、ステュアートに

第四章 商業の原理と計算貨幣論

内在するその理由を探る。本項では、まずブリテンの鋳貨の混乱が生じた原因について、 上の問題意識との関連から読み解いてゆく。

鋳貨の混乱の根本原因は、貴金属の計算貨幣としての不適格性にある。商品性を免れることのできない貴金属は、殊に金と銀が互いに価値を測りあう複本位制のもとでは、自らの表わす価値を不変に保つことはできない。そこに、さらに使用による磨損や盗削、製造技術の不正確さの問題が加わってくる。これらにより、ポンド・スターリングの大きさを体現しているべき個片間の重量にも変動が生じてしまうことになる¹⁸⁾。

しかし、なぜはじめは「あらゆるものに対する適当な等価物」として貨幣の地位につき得た貴金属が今になって不都合に直面しているのか、というのは改めて考えると疑問である。財貨に貨幣として根本的な不適格性があるならば、はじめから不変の尺度になり得る観念的な貨幣をおけばよい。第二編までの経済分析ではなぜ不適格性を無視してきたのか、という疑問への答えは、鋳貨の混乱をひき起こす「もう一つの原因」によって明らかになる。すなわち、鋳貨の混乱は本質的原因としての貴金属の商品性とともに、それを混乱に結びつける交易という要因の存在を不可欠としているのである。このことは、たとえば『原理』第三編第一部第七章「ブリテンの鋳貨の混乱、とくにそれが正貨の溶解や搬出を引き起こしていることについて」の次のような記述にあらわれる。

[4-D] ①誰もが鋳貨の金属としての価値にこだわらずに、鋳貨を単に価値を計る尺度と見なすとすれば、金貨と銀貨がその比価あるいは重量にかんして、完全な正確さから乖離しても不都合はほとんど生じないだろう。

現代の社会ではどこでも、多くの人は鋳貨を計算貨幣以外の見地から考慮することはまずないし、また軽いシリング貨と重いシリング貨との差異とは何であるかを理解したり、あるいはまたギニーが21シリングの標準重量から純金で何グレインか軽いことが、どういう不都合をうみだすのかを理解することは大変骨の折れることである。こうして万人が同じように考えるのであれば、鋳貨は貴金属で造る必要はなく、皮革、銅、鉄あるいは紙も金銀と同様に計算をおこなわせるであろう。

②しかし鋳貨の表面の刻印しか見ない人も多数いるが、商品としてのその内在的価値を調べ、両金属の重量や比価の不規則さをみのがさず、そこから利益をあげることをもっぱら仕事にしている人々もいる。……。

それゆえ貨幣取り扱い業者——私は彼らをそう呼ぼう——の仕事は、彼らの手元に くる各鋳貨片の正確な重量を、念をいれて正確に調べることである。(Works II、 319-320。①、②は引用者) [4-D]①に『原理』第一,二編で貴金属の商品性が無視されてきた理由が書かれている。ステュアートにいわせると、多くの人びとは[4-A]のように「貨幣」と「鋳貨」を区別することはない。かれらは金貨の額面と重量が異なっていても、それに注意することも、それがもたらす結果を考えることもほとんどない。貨幣は、はじめは物々交換を媒介する「等価物」として必要とされ、そのために耐久性や分割性のある貴金属は適格だった「り)。しかし、今日では誰も鋳貨が商品に対する「等価」物であることにはこだわらず、単に彫刻された額面だけをみて精算に使っている。多くのそうした人びとにとっては現存の鋳貨でも計算には十分であり、上で挙げた諸種の不適格性は問題にならないのである。そしてステュアートは、本当に誰もがこう考えるようになっているならば、皮革や紙でも計算のための貨幣として役立てることができる、とすら述べる。

しかし交易国ブリテンには、②鋳貨の商品性をつねに意識し、等価物としての価値の変動から利益を得ようと狙う主体がいる。すなわち、ステュアートのいった貨幣と鋳貨を正しく区別して行動する主体がいるのである。かれらは、金・銀鋳貨間の交換比率と金・銀地金間の市場比価の差や、鋳貨の額面とその個片に含まれる地金の価値の差を注意深く調べる。そして、過小評価されている鋳貨を流通から回収して利殖を行なう。このような活動のために、鋳貨の商品性は流通している鋳貨の量や質の変動に結実し、鋳貨の混乱が実現するのである²⁰。

ここで「貨幣取り扱い業者」と呼ばれる主体は、第三編で新たにつけ加えられたものではない。それは『原理』第二編から登場する商人のうち、とくに貨幣の取引を行なう者を指す語となっている。[4-D]②と同様のことが、商人の活動として次のように述べられていることから、そのことが確認できる。

[4-E] 現在、鋳貨の価値はわずかしか変化していない。そのような標準の変化あるいは低下は重大なことではないと人々が考えているのはこのためである。これこそ誰もが苦しむことになる誤認の最たるものである。この気づかない程のわずかな貶質のために、価格は当然上昇すべきようには上昇せず、無知な人々や徐々の低下に気づかない人々は、これまでと同じ名目価値をまもり、商人はその間に利得する。こうしたことは、イングランドの全国民の利益をその商人層の利益に捧げることにならないのだろうか。

……鋳貨価値の下落の進行をいち速く知らされる商人は、受け取る鋳貨の価値を どんな尺度によっても測定する術のない人々の無知につけいって、どんな時にでも利 得するに違いない。(II 346)

[4-E]では、商人が貨幣取り扱い業者として活動することに加えて、もう一つ重要なことが記されている。それは、『原理』第二編と同様の商人とそれ以外の主体のあいだの利害対立である。第二編では、商品市場における商人と消費者・生産者の行動原理を区別し、つねに経済合理的に行動できる商人の競争上の優位を明らかにした²¹⁾。第三編では、その同じ構図が鋳貨価値をめぐる利害の対立として再び描き出されているのである。

3.2 貨幣に対する交易の作用

前項では、ブリテンの鋳貨の混乱が貴金属の商品性の直接の結果ではなく、かかる商品性を利用した利得追求をめざす商人の活動によってひき起こされることを確認した。本項では、そうした商人の活動が鋳貨に与える影響を追う。それは、目に見える現象としては国内流通に存在する良質な鋳貨をとり去ってゆく。しかし同時に、交易の作用は――第二編でそれが国内市場で商品価格に均一性をもたらしたように²²⁾ ――貨幣に一種の均一性をもたらす。そのことは、『原理』第三編第一部第八章「ブリテンの鋳貨の混乱、とくにそれがポンド・スターリングの流通上の価値に影響を与えていることについて」で次のように述べられている。

[4-F] ①混乱が極限状態にある場合でも、交易の作用は価値に均衡をもたらす。そういうわけで、実際にポンド・スターリングは外国為替によって、全世界で確定的な価値を獲得している。外国為替は、たとえ前述したすべての条件を備えていないにせよ、ブリテン鋳貨の価値を計る一種の観念的尺度である。

②為替は、支払いがあれやこれやの通貨で行われるのに応じて、ポンド・スターリングをあらゆる異種の通貨の諸価値に結びつけ、その確定した価値を判定する。 債務者は一般に、自分たちが支払うことができる最も価値の劣悪な正貨で支払うことに意を注ぐから、その結果として、ポンド・スターリングの価値は最低の通貨の価値まで下がらざるをえなくなる。

(中略)

交易や為替の操作によって、こうした組み合わせの全体が相互に清算され調整される。こうしてポンド・スターリングは個々にはかなりの違いがあるものの、商業という目からみれば、不可避的に変動にさらされるにしても、1つの確定的な貨幣単位に到達する。(Works II, 330-331。①、②は引用者) 23)

[4-F]では、①交易の作用は外国為替を通してポンド・スターリングの価値に均衡をもたらすとされる。そしてその作用をもって、外国為替は鋳貨の価値を計る「一種の観念的尺度」と呼ばれる。この表現の意味が②以下で解説されている。

②商人たちは、支払いにおける損失を避けるため、通貨同士の価値比率の変動を注意深く調査する。ブリテンの鋳貨を「ポンド・スターリング」ではなく一片の貴金属として比較、計算する為替の場では、ポンド貨に含まれる価値量の変動は決して見逃されない。また、同じポンド・スターリングでも個片によって価値が異なる場合、商人たちは同じ額面で通用するもっとも軽い鋳貨でしか支払わない。こうした対外、対内支払いにおける商人の利得追求、損失回避の結果、交易の場で流通する「ポンド・スターリング」の価値は確定される。もし新たにそれ以上の価値の鋳貨がみつかれば流通からもち去られ、それ以下の鋳貨があればそれで支払いがなされるようになり、最終的に貨幣の価値は安定をとり戻す。そして、こうしたポンド・スターリングの価値のみえない変動は、外国通貨との比率の変動によって誰の目にも明らかになる。交易を通してかかる調整が不断に行なわれることにより、ブリテンの鋳貨の価値は不断に変動しながらも、なおその時どきの「1つの確定的な貨幣単位に到達する」のである。

またこうした貨幣の均一性は、前節の勘定の記録のためにもきわめて重要である。計算貨幣の単位の変動は、契約と遂行が分離する信用取引において債務者と債権者の利害対立を生む。信用を確立するためには、契約時の価値が遂行時に正しく支払われなければならない。しかし呼称だけの契約では、清算時の価値が本来支払われるべき価値の大きさを含まない危険性がある。それゆえ、商業の確立と貨幣と鋳貨の区別の確立は次のように関連している。すなわち、「商業の開始以降、諸国民は、自分たちのそれぞれの利益と負債を、厳密な価値の等式に換算することを学んできた。そしてこのことは、かかる換算操作において、両金属が従来どおり尺度と代金との双方に役立つことを認めるのは不都合だということをあきらかにしたのである」(II 275)。このようにして、商人は自分たちの利益を追求する過程で価値尺度と等価物を正確に区別し、貨幣単位の均一性をもたらすことになるのである。

3.3 交易国家における計算貨幣の必然性

ここまでの議論はあくまで交易の場,したがって商人間で生ずる現象であった。交易が確立し,商人たちが現実の貨幣の素材までも利得追求の手段と把握するようになると,かれらは価値尺度と等価物を明確に区別することで利得しようとする。このことが一面では,ポンド・スターリングで表示される価値とポンド・スターリングとして支払われる価値を確定,安定させる。しかし他面では,鋳貨の事情に暗い人びとに売買や貸借で損をさせ,国内で流通する鋳貨量も変動させる。換言すれば,交易の作用は第三編の主問題であるブリテンの鋳貨の混乱をひき起こす。本項では,上までの商業の原理が商人間を超えて一国全体の貨幣を規制してゆく原理,そしてその過程で混乱をひき起す商業に対してステュアートがいかなる態度をとったのかをみてゆく。

[4-D]や[4-E]のとおり、たとえ商業が確立していても、商人以外の主体は基本的に鋳貨と 貨幣を混同したままそれを個数で授受する。そうした人びとが価格表示や購買に使用する ポンドまでもが交易の作用に規制される原理は、『原理』第三編第一部第十二章「この研 究で立てられた諸原理に向けられる反論と、それに対する解答」で説明される。それによ ると、かかる規制はまず穀物貿易を通してはたらく。

交易国の穀物価格は,貿易関係を通して外国市場での穀物価格に規制されている。国内で流通するポンド・スターリング貨が軽くなると,たとえ国内では個数で通用しても,外国に対して支払う際には当然より多くの個片が必要になる。それゆえ,ポンドの軽量化は外国の穀物のポンド価格を上昇させる。すると,商人たちはより安い自国の穀物を買いつけようと競争を行なうため,国内でも結果的にポンドの減少に比例した価格の上昇が起こる。かくして,農業者自身は鋳貨の重量に注意していないにもかかわらず,商人間の競争の結果として穀物価格は貨幣の価値変動に対して正確に規制されてくるのである(Works II, 370)。

製造品の価格の場合は、直接的には外国製品との価格関係を、間接的には生産者の生計費として商品価格に上乗せされる穀物価格の変動を反映して、こちらもまた貨幣の変動に規制されてくる。そのことを、ステュアートは次のように述べている。

[4-G] 物価を規制するのは鋳貨の価値を知っている商人たちであって,全国民に小売で売られるある商品の100分の1,いや1000分の1の競争的販売で,全土でのその商品の価格の規制には十分である。(Works II, 372)

ここで問題にされている物価の規制とは、計算貨幣の価値変動にともなう名目価格の変動を指している²⁴⁾。鋳貨の価値に注意している商人たちだけが、物価を貨幣価値の変動に応じて規制することができる。しかしそのためには、国内のすべての種類の商品をひとつひとつ直接に海外市場と対比する必要はない。穀物をはじめとした全商品のうちのごく一部にでもポンドの変動が反映されると、それが徐々に他の商品の実質価値を規制してゆき、結果的に全土の商品の価格に影響が及ぶ。これが、交易の作用が全国のポンド・スターリングに均一性をもたらす原理である。

ところで、交易は上のように貨幣の均一化をすすめる過程で、商人以外の大半の主体に 損失を負わせる側面をもっていた。商人以外の人びとは知らぬ間により軽い鋳貨で支払い を受けたり、契約時の価値と異なる返済を受けたりすることを避けられず、事態を理解し ている商人たちだけがそうした支払いを避ける術を知っている²⁵⁾。すると、[4-E]のよう に、商人とそれ以外の国民のあいだには大きな利害対立が生まれる危険が潜んでいること になる。

そこでステュアートは、鋳貨の混乱に乗じた不公平な損失を避けるための政策を提案した。しかしそれは、混乱を引き起こす商業活動自体を禁じようとするものでは決してない。その大枠は次の二点にまとめられる。第一に、混乱の原因となる鋳貨と貨幣の乖離を積極的に埋めること、すなわち、為政者が進んで計算貨幣の実現に動くこと²⁶⁾。第二に、国民たちが無知ゆえに損失するのを避けるため、貨幣や勘定の原理を明らかにし、国民に周知すること²⁷⁾。これらは、呼称の価値を一定にし、貨幣を計算貨幣に近づけてゆく商業の原理を抑えつけることためではなく、その原理と大衆の利害の軋轢を最小限にとどめるために提案されているのである。

また、鋳貨の変化に対して国民が鈍感であっても、なお為政者による鋳貨改革が着実に効果をあげるであろうと考えられる根拠にも、交易の作用がある。すなわち、「外国貿易の作用は――国民のなかで交易にたずさわる人々はすぐさまその作用に気がついて、自分の利益とするけれども――大衆の売買に知らず識らずに影響し、一定の時間を経て、新制度にただちに伴うはずの効果をうみだすのである」(Works II、381)。あるいは、第三編第一部執筆後に付された補章では、次のようにいわれる。「鋳貨の重量を監視するのは銀行業者や商人の仕事になるであろう。法によって権限を与えられれば、彼らは自己の利益のためにこれをなすであろうし、一般の流通においては誰もこれをわざわざする必要はない」(Works II、438)。ここでは、交易が貨幣の価値を調べ、規制してゆく原理を活用して、全国の貨幣を安定させることが提案されている。以上のように、ステュアートの貨幣論はその全体が商業の原理を軸にしてたてられているのである。

むすび

以上、本章は『経済の原理』での貨幣にかんする議論を整理したうえで、計算貨幣論が 展開された必然性を交易との関係から説明した。

ここで結びとして、なぜステュアートの貨幣論は貨幣導入時ではなく体系の中間点で展開されたのかを改めて整理しておく。『原理』で最初に貨幣の概念が導入された第一編の時点では、舞台上にまだ商人も交易も存在しなかった。商業の未発達な社会では、物々交換の代理物として受けとられ得ないような紙や帳簿上の数字を「貨幣」として安定的に流通させることは困難である。そこで、第一編では誰もが「等価」と認める価値をもった商品が貨幣として導入された。交易の原理が展開され、『原理』の舞台で商業が確立されるのが第二編である。そこでは、商業活動が各地から商品を集めて市場に陳列し、全国で安定した相場価格を形成する、したがって市場経済が確立される原理が「商業の原理」として説かれる。この市場と、なにより商業の発達が、支払いにおける利殖活動へ進出して鋳貨の商品性をつかまえることで鋳貨の混乱が発生する。計算貨幣の成立は、このように商業の原理の確立を前提にするものであったゆえに、『原理』第三編で展開されねばならなかったのである。

このように整理すると、『原理』の計算貨幣論は二つの面をもっていたといえる。第一には、商業が必然的に成立させるものとして。たとえはじめに導入される貨幣が普遍的な価値尺度として設計されていなくとも、商業の原理はそうした貨幣の不均一性に不都合と利殖の機会を見出し、一定の貨幣の呼称が一定の価値をもつよう不断に調整してゆく。

そして第二に、交易の原理に伴う利害対立を防ぐための為政者の目標として説かれた面も無視できない。この第二の面だけに注目すると、計算貨幣論は貨幣の「本来あるべき姿」を説く議論として読める。しかし、これを第一の面とあわせて理解することにより、貨幣のあるべき姿が『原理』第一編から、すなわち近代以前から貨幣なるもの一般に必要だったのではなく、交易の確立によってはじめて貨幣に不可避の性質になったことが理解できる。この点は、『原理』の歴史的視点を評価する上でも重要である。ステュアートは商業という契機をおくことによって、近代の市場経済だからこそ計算貨幣が不可欠なのだと論じているのである。

ステュアートの貨幣論は、単なる計算貨幣論ではない。それは貨幣なるもの一般の本質 ではなく、近代社会の商業の原理が構築する新しい「貨幣」を分析した研究である。遥か

第四章 商業の原理と計算貨幣論

十七世紀のステュアート貨幣論がもつ今日的意義は、このような市場経済における〈計算 貨幣の必然性〉論にこそ認められるのである。

- 3) Marx[1859]第二章B項及びC項を参照。また、価値論を再検討する目的からマルクスのステュアート評を検討している研究として泉[2009]がある。
- 4) 計算貨幣論への批判はいくつかの観点にわかれる。たとえば、計算貨幣の単位の大きさの不変性について批判を行なうVicker[1959]や、その単位の大きさの決定について批判を行なうTortajada[1999]などが参照できる。また川島[1972]は、計算貨幣概念の理解を誤ったことがステュアートが『原理』第二編で行なう貨幣数量説批判をも不十分なものにしたと指摘している。
- 5) 引用で「貨幣の実在的本性の否定」といわれているのは、『原理』第三編における計算貨幣と鋳貨の区別のことである。第二編まで貨幣とみなしてきた鋳貨が第三編で貨幣とは別の観念だと否定されていることを以て、かく表現されている。
- 6) 竹本氏は、計算貨幣論につづく現実に流通する鋳貨片の重量の変動にかんする議論も、価格への影響を説くつながりで理解している(竹本[1995]p.211)。
- 7) ただし、本稿ではステュアートのいう「前編の最後の諸章」と貨幣論の関係について、竹本氏とはやや異なる解釈をとる。本論第二節を参照。
- 8) 高垣[1927]第五節は、「任意的なる価値の測度先づありて後、金属の一定量に具体化せしめられたりとするが如きは、貨幣の生成発達の事実に照して当らない」(高垣[1927]p.127)として、アムステルダム銀行やアンゴラ貨幣を例にした計算貨幣の生成にかんするステュアートの説明を批判している。

¹⁾ この表現は竹本[1995],大森[1996],竹本[2001]などで用いられている。また、前半体系と後半体系の二分法を批判して、貨幣信用論も理論的展開と読めることを主張する研究として、本章第一節で検討する古谷[2004]が挙げられる。

²⁾ 第三編全二部の内容構成については、小林[1977]pp.344-345で整理されている。

- 9) この「代金 the price」の意味は、『原理』第三編第二部第六章で次のように説明される。すなわち、「代金は、鋳貨に内在するものと考えると、ずっと複雑な概念である。それには以下のものが包含されている。金属の価値、通貨に与えられた刻印の権威、金属としての鋳貨の価値を上回る製造品としての鋳貨の現実の価値、譲渡可能なあらゆるものの一般的かつ普遍的な等価物、そして代金がちょうど通貨の約数となる――おそらくはそうならないのだが――と想定される通貨の平均価値である」(Works III、64)。引用ではいくつもの内容が列挙されているが、どれも観念的な尺度ではなく、鋳貨の等価物としての通用価値にかかわる概念であることが読みとれる。
- 10) 『原理』第一編第五章では、欲望の欠如が剰余生産を刺激しないことともに、仮に仕事の転換などで剰余が生産されたとしても、販路の不足は「過剰分は豊年のサクランボのように腐ってしまい、その結果、農業者はただちに働くことをやめるであろう」(Works I、34)といわれる。
- 11) 引用中の「上述のような目的」とは、人の「感覚や思考を満足させ」、「満足に食べたり、十分に着たり、天候の不純にしっかりを備えをする」ことや、「我々に障害を与える恐れのあるすべてのことから身を守る」(Works I, 41)ことを指している。
- 12) たとえば、『原理』第一編第十八章では「需要するものは提供すべき等価物をもたなければならない。全機構の起動力となるのは、この等価物なのである」(Works I,154)という。そのほかに、貨幣を「富」と言い換える表現もよくみられる。松本[1973]は、このように「「一般的富」の形態規定性において貨幣をとらえた」(松本[1973]p.518-519)点にステュアートの重商主義的性格があらわれていると指摘している。
- 13) 川島[1972]第五章では、ヒュームやスミスの貨幣把握に対するステュアートの貨幣把握の特徴を「一般的等価としての貨幣の性質」でおさえる。ヒュームらは、貨幣を単なる交換の媒介物とみて、貨幣と商品の同一性を主張していた。それに対して、「ステュアートにおいては、貨幣は商品流通W—G—Wの中間に位置してこれを媒介するいわゆる「流通手段」としての意味よりはむしろ、購買手段としての……意味が高調されることになった。それはとりもなおさずステュアートの貨幣把握のきわだった特徴を示すものにほかならない」(川島[1972]p.297)。
- 14) こうした土地担保銀行構想は、ステュアートの信用論を特徴づける議論として重要であるが、貨幣概念に注目する本稿では十分にとり上げることができない。ステュアートの土地銀行論の概要については、小林[1977]pp.318-320を参照。

- 15) たとえば、「象徴貨幣の効果とは、せいぜい、その性質からして流通しえない(そして、ついでにいえば、不平等の主要な原因でもある)財産を所有する人々に、その総価値に達するまで、彼らの求める奉仕に対して適当な流通等価物を与えるのを可能ならしめることである。換言すれば、それは不平等の原因そのものをいわば溶解し、もって財産を平等にする方法なのである」(Works II、42)。また、「利付貸付を認めることの意図は、現金をしまい込んでいる者たちに収入を与えることにではなく、流通等価物に見合うに足りうる担保を所持している人々にその等価物の使用を可能ならしめることにある」(Works II、60)。
- 16) そのことは、「商人は複雑な性格をもつ人間である。あなたが欲すれば、彼はあなたに 提供する。あなたがなにか剰余をもっていれば、彼はそれをあなたから引き取ってくれる。 あなたが普遍的な等価物である貨幣をなにがしか必要とすれば、彼はあなたの条件に応じて、あなたに対して信用を創造して、それをあなたに与える」(Works II、216)といった 記述から確認できる。
- 17) 本章では、ブリテンの鋳貨の具体的な状況についてステュアートの記述を追うことはできない。ステュアートの複雑な記述を整理するとともに、当時の時代状況などをまとめた研究としては第一節で挙げた小林[1977]が参照できる。
- 18) 以上の議論については、『原理』第三編第一部第三章を参照。
- 19) 貴金属のもつ貨幣としての適格性は、『原理』第三編第一部第二章で説明されている。
- ²⁰⁾ Marx[1859]は、ステュアートの貨幣論を次のように批判している。すなわち、「ステュ アートは、流通で価格の度量標準としてまた計算貨幣として現れる貨幣の現象だけにかかず らっている。もし個々の商品がそれぞれ一五シリング、二○シリング、三六シリングという ように価格表に記入されているならば、それらの価値の大きさの比較のためには、銀の実 質もシリングという名称も、実際上私にはどうでもよいのである。一五、二〇、三六とい う数的比率がいまやすべてを語っており、一という数字が唯一の度量単位となっている。 だから首尾一貫するためには、ステュアートは、たんに金銀だけでなく、それらの法律上 の洗礼名をも放棄すべきであった」(Marx[1859]p.63)。ここでのマルクスの主張は、引 用[4-D]の金銀の刻印しか見ない人びとの考え方と同じである。したがって、ステュアート ならこの批判に対しては「万人が同じように考えるのであれば、鋳貨は貴金属で造る必要 はなく、皮革、銅、鉄あるいは紙も金銀と同様に計算をおこなわせるであろう」と答えた ものと考えられる。しかし、すくなくとも当時の歴史的状況においては、実質と名称の乖 離に利殖の機会を見出だし、結果としてその乖離を解消してゆく「過程」が進行していた。 それが「鋳貨の混乱」という現象だったのである。マルクスにおいてこの「過程」の論理 が「前提」として完了していることは、本稿第五章で触れるように、スミスが商業的社会 においては市場経済の秩序の構築が「前提」として完了していると想定していたことと重な る。

- ²¹⁾ この点については、大森[1996]第三章も参照。また、ステュアート自身はこうした優位によって商人に利得が集中する構造を問題視し、為政者の介入で生産者や消費者を保護することを主張している(Works I, 268, 293, 390など)。
- 22) 『原理』第二編第七章「両面的競争について」, とくにWorks I, 266を参照。また, 商業の価格決定原理については竹本[1995]第三章を参照。
- 23) 為替を「一種の観念的尺度」と呼ぶことについて、竹本[1995]はこれを「不用意な拡張」と評価しており、反対に古谷氏[2004]はこれも論理的に一貫性があると認めている。
- 24) 引用[4-G]は、ステュアートが国内での価格決定にかんして、商人の活動が全国の商品価格を規制することを述べた箇所としてしばしば引用される。実際に、『原理』第二編ではそうした商業の価格規制力についてくり返し説明がされており、[4-G]はそうした議論とも平仄が合い得る表現になっている。しかし本章では第三編の前後の文脈から、ここでいう「物価」の変動は市場の競争ではなく貨幣価値の変動にともなうものについて述べていると判断し、そのように解釈した。
- 25) 「標準の変動は、主として長期契約を結んでいる人々に影響を与えるが、商人の場合この限りではない。彼らが契約する債権・債務関係は絶えず移動し、しかも彼らは計算に長けていない他の人々が被らざるをえない不利益を、ペンの助けを借りて回避することができる」(Works II、346)。また、「人は21歳に達すると、もはや保護者を必要としなくなる。このことは商人たちにも当てはまるだろう。すなわち、法律が商人たちの契約について彼らの裁量をはたらかすことを許しさえすれば、貨幣にかかわる諸変動のために他の人々に降りかかるあらゆる不都合を、彼らはペンで回避することができるのである」(Works II、406)。
- ²⁶⁾ ステュアートの改革案が計算貨幣をどのように計算貨幣を実現する計画であるかについては、古谷[2003]を参照。
- 27) 『原理』第三編第一部第十四章にて、自身の改革案による鋳貨の変動の不都合な影響を抑えるために、ステュアートは消費者と生産者について次のように述べている。「この階級の利害は格別に関心を払う必要がある。文字どおりに言って、彼らは学校へあずけられ、取引のイロハ、つまり買うことや売ることを教え込まれなければならない。彼らは自分たちが受け取る銀や金のグレインで価格を判断することを学ばなければならない。……彼らの肉体が強壮で活力に富むようにきたえられることが国家の利益であるとすれば、彼らの精神に彼らの行なう取引のイロハが教え込まれることは、それに劣らず国家の利益である」(Works II、407)。

終章

ステュアートの重商主義理論

本章の目的は、これまでの研究を基礎に、ステュアート理論の特徴およびその学説史上 の意義を再検討することである。

前章までの検討をとおして、『原理』の記述をもとに従来の解釈とは異なるステュアート理論の読み方を提起してきた。この試みは、商業論展開の一可能性の探求としてはじめたものである。しかし研究の結果、ステュアート理論そのものの評価や位置づけについても再考する必要性が明らかになった。

ジェイムズ・ステュアートは、経済学説史上では一般的に「重商主義」として分類される。その理由には、かれの活動した時代や理論、とくに政策的主張の特徴などいくつかの要因が考えられる。本稿においても無論、ステュアートが十八世紀を生きたこと、産業革命の成果や来る資本主義経済の理解を欠くこと、保護貿易や幼稚産業保護、需要と雇用の創出を為政者にもとめたことなど、かかる分類に合致する側面をもつこと自体を否定することはできない。また、いかに『原理』に重商主義的でない議論がみつけられるとしても、これまでステュアート理論が重商主義に分類され、それがひろく納得されてきたことは動かしがたい事実である。これまでの読まれ方を無視し、ただ重商主義的でない面をとり上げてかれを学説史の流れから隔離することにはあまり積極的な意義がない。したがって問題は、ステュアートは重商主義ではないと主張するのではなく、ステュアートはいかなる意味で重商主義であるのかを考察する方向へ設定されなければならない。換言すると、「重商主義としてのステュアート」ではなく、「ステュアートにおける重商主義」の意味を再解釈することが本章の課題である。

そのために、まず第一節でこれまでの重商主義としてのステュアート評価を整理しておく。周知のように、重商主義の語はきわめて多義的に使われており、その定義を一意に定めることは困難である。そのためここでの整理は、多義的ななかの「どの意味」でステュアートは重商主義といわれるのか、という視角から試みることとなった。第二節では、再評価の材料として、本稿で検討してきたステュアート理論の新たな特徴を整理する。これは同時に、本稿の考察のまとめを兼ねる。この整理を基礎に、第三節で改めてステュアートの重商主義について考える。先に結論を記しておくと、本章では『原理』を文字どおり

「商業の体系 system of commerce」を説いた理論として重〈商〉主義と呼ぶことを積極的に支持する。そして『原理』の保護主義の立場は、この商業の体系と人間社会とのかかわりを調停するものとして主張されてくるものと理解できる。市場経済が不完全だから為政者が必要なのではない。市場経済の運動は社会の維持は別の次元の問題であるから、二つの関係の調停が必要なのである。なお、考察の結果出てくる「重商主義」の意味は、従来同じことばで意味されていた内容と大きく異なる。しかし本章では、それを「重商主義」なる理論的立場がもち得るひとつの新しい立場として評価することとした。

第一節 重商主義とステュアート

1.1 重商主義の提起

本節ではまず、重商主義という用語とステュアートの関係を整理しておく。周知のように、このことばのはじまりはアダム・スミス(Adam Smith,1723-1790)の『国富論』まで遡る。

スミスは『国富論』第四篇で、かれ以前のブリテンの経済学説を総称して「商業主義 system of commerce」ないし「重商主義 mercantile system」という表現を使用した。 ただし記述のように、スミスのいう重商主義は今日ひろく使われる mercantilism ではなく、また意図された学説として主にとり上げられているのはトマス・マンである」。 スミスによると、重商主義は一言でいうなら「富とは貨幣すなわち金銀のことだという考え方」 (Smith[1776]p.429) である。かれらからみると、「つねに問題は貨幣を獲得することに尽きる」。しかしこれは、スミスにいわせれば「人間の勤労をもって購入または生産できる商品の量は、どこの国でも、有効需要に、……おのずと対応している」(同[1776]p.435)ことを見おとしている。

さらにかれらの政策は生産者に案出されたもので、「この重商主義の政策全体を案出したものがいったいだれであったかを決定するのは、別に困難なことではない。もちろん、それは消費者ではなく、まさに生産者であったと信じて差支えない。なぜなら、重商主義のやり方のもとでは、消費者の利益は完全に無視されてきたのに、生産者の利益にたいしては、まことに周到慎重な配慮がなされてきたからである。……重商主義的政策のもろもろの規制においては、何はさておいても、まずわが国の製造業者の利益にたいして特別の配慮が払われている。そして、消費者一般の利益というよりも、場合によっては、むしろ

終章 ジェイムズ・ステュアートの重商主義理論

大製造業者以外の生産者の利益が、製造業者の利益のために犠牲にされてきた、と言ってもよかろう」(同[1776]pp.661-662)。このように、スミスは一部の生産者や大商人の利益のために貨幣獲得を追求する考え方のことを、重商主義と呼んで批判したのである。

『国富論』を通して、批判的ながらも重商主義という表現は広まった。しかし、それはイギリスでのステュアート批判の火種となったわけではなかった。スミスの意図がどうあれ、『国富論』のいう重商主義はとくにステュアートのことだとは読まれず、イギリスでのステュアートはしずかに忘却されていったのである。そして『原理』は、イギリスの自由主義に対して自国の成長の道を模索するドイツやアメリカで読み継がれていった。

1.2 産業主義としての重商主義

イギリス以外の後発諸国で重商主義が再評価されたことと、そうした国ぐにでステュアートが読みつがれたことは、『原理』と「重商主義とおもわれたもの」の親和性をあらわす事態だといえる。『国富論』ではステュアートは重商主義に挙げられていなかったにもかかわらず、その後、次第にステュアート理論を重商主義にふくめることは当たり前になっていった。イギリスでステュアートを重商主義に分類することは、大陸での『原理』の読み方の逆輸入であった。

ステュアートの名を重商主義の一論者として挙げたはやい時期の著作として、フリードリッヒ・リスト(Friedrich List, 1789-1790)の『経済学の国民的体系』[1841]が挙げられる。リストはここで、スミスに「重商主義 Merkantilsystem」と呼ばれた学説が真には工業化を重んじる「工業主義 Industriessystem」であると主張した2)。かれによれば、工業主義は「自国の製造業の価値、およびそれが国内農業、貿易や海運、国民の文明や勢力におよぼす影響を、はっきりと認識し」、「工業力の樹立のときが熟した国民が国民的工業を持つまでになるための正しい手段」を選ぶという立場で、「いたるところで国民の利益と境遇とを顧慮している」(List[1841]訳書p.394)という点を長所にもっている。しかしスミスとそれ以後の諸学派は、「この主義は、貴金属は価値のある他のあらゆる物と同様に一つの商品でしかないにもかかわらず、それだけを富の対象とみなし、それにもとづいて、できるかぎり多くを他の国民に売りできるかがりわずかをそこから買おうとしている」(同[1841]訳書p.395)とみて、その本質を捉えていないと批判する。

ここには、「重商主義」なる語が指す学説の転回がみられる。先にみたように、スミスの批判は貨幣に対する考え方そのものにとどまらず、それを主張する人びとの政治的な利害に切りこむものであった。すなわち、一部の生産者や大商人が私利のために貨幣獲得を

主張する主義が批判された重商主義であった³⁾。しかしリストは、重商主義を国家の観点にたち、産業の育成を主張する立場だと規定する。それは、イギリスの自由貿易体制に対して、自国の民族産業資本を保護しなければならないという当時の問題関心を基礎とした「重商主義」の再定義であった。ただし、ここではこれ以上リストの議論には立ちいれないため、リストにおけるステュアートに戻る。

結論からいうと、リストは重商主義の学説のひとつとしてステュアートに名指しで言及したが、その評価はきわめて低かった4)。かれは、「ステュアートの本は科学的に著作としての価値を持っていない。この本の大部分は、貨幣、銀行、紙券の流通、商業恐慌、貿易差額、人口論についやされている。——これらの議論からはこんにちでもまだ多くの学ぶべきものがくみ出せはするが、それらはしかしきわめて非論理的で不明瞭な方法で述べられており、……まったく同じ考えが十回もくりかえされている。……著者はいたるところでイギリスの経験と状態とだけを眼中においている。一言でいえば、この本はイギリスおよびコルベールの実践のあらゆる長所と欠陥とを持っている」(同[1841]p.393)と評しており5)、『原理』を重商主義の先駆や典型と位置づけているようには読めない。ステュアートはリストが読んださまざまな重商主義理論のなかにはいってはいたが、リストの理解する重商主義とよく一致するものではなかった6)。その結果、重商主義の不完全な姿として位置づけを与えられることになったのである7。

1.3 重商主義としてのステュアート

前項のように、ステュアートは重商主義に含まれることはあっても、すくなくとも重商主義の典型的な議論とは認識されていなかった。そうした状況から、今日ステュアートを重商主義者とよぶことがここまで一般化することとなった最大の理由は、カール・マルクス (Karl Marx, 1818-1883) による再評価にあると考えられる®。マルクスによるステュアートの評価は、その後多くの研究者がステュアートに目を向ける契機となった。したがって、「重商主義者」としてのステュアート像は、直接的にであれ間接的にであれ、すくなからずこのマルクスの評価を端緒にしているといってよい。

マルクスは『経済学批判』[1859]や『剰余価値学説史』[1865]にて、ステュアートを検討している⁹⁾。その言及を簡単にみておくと、まず『経済学批判』では、ステュアートを先行者や後継者と比較し高く評価される。たとえば第一章A項では、「ステュアートが彼の先行者や後継者よりぬきんでていた点は、交換価値にあらわされる独特な社会的労働と使用価値を目的とする現実的労働とをはっきり区別したことである」(

Marx[1859]p.43) ,また第二章B項でも、「貨幣の観念的度量単位説は、サー・ジェームズ・ステュアートによって、彼の後継者たち――彼を知らなかったのだから無意識的後継者と言うべきだ――が一つの新しい言い回しも一つの新しい礼すらも見いだせなかったほど、完全に展開されている」(同[1859]p.63)といわれる。

また、ステュアートと先行者の重商主義や後継者との関係については、第二章C項で次のように述べられている。日く、「サー・ジェームズ・ステュアートは、鋳貨と貨幣についての彼の研究をヒュームとモンテスキューとの詳細な批判から始めている。……彼の説明は、価値の尺度についての空想的な見解と、交換価値一般についての動揺した叙述と、重商主義の名ごりとによってくもらされてはいるが、それでも彼は、貨幣の本質的な諸形態規定性と貨幣流通の一般的法則とを発見している」(同[1859]p.140)。これをみると、マルクスはステュアートを高く評価しつつも、理論としては重商主義的な面を残すと理解していたことがわかる。

さらに、『剰余価値学説史』では次のようにいう。すなわち、「ステュアートは、一方では、重金主義や重商主義の考えをしりぞけている、……他方では、彼は、ここの資本の利潤は価値を超える価格のこの超過分すなわち譲渡にもとづく利潤にほかならないという重金主義や重商主義の見解に依然としてとどまっている」(同[1859]p.11)。そして総評としては、ステュアートは「重金主義と重商主義の合理的表現」であると述べられる。

これらのマルクスによる言及は、貨幣概念や価値概念の捉え方を分析して出された。したがって、リストのような貿易政策や保護主義、国家・産業育成といった思想的立場からの分類とは関心の向きが異なる¹⁰⁾。とはいえ、なかなか理論として注目されなかった『原理』を「重商主義」のひとつとして大きくとり上げたことは、のちの多くの研究者に重商主義者ステュアートという印象を与えることとなった。このようにして、もともとはステュアートを含まなかった「重商主義」という枠組みに、ステュアートが収められてゆくことになったのである。

重商主義とステュアートのつながりは、意味や視角を変えつつ形成されてきたものである。しかし、この理解は次第に「重商主義」という枠組みからステュアートを読ませる傾向をもたらした。たとえば、保護貿易主義や政府の介入の指示を最大の特徴として、それを支える有効需要論や不均衡論、計算貨幣論が再評価されてきた。そこには重要な成果も多いが、なかにはステュアートの主張と符合していない解釈もあったことは、これまでの章で指摘してきたとおりである。

重商主義は、本来はステュアート理論の代名詞でも形容詞でもない。「重商主義におけるステュアート」を探索する試みは、ここに潜むずれを見落としてしまう可能性を孕む。

そこで、本章ではこれまでの接近法とは逆に、「ステュアートにおける重商主義」とはどういうものであるか、その意味を考える。すなわち、ステュアートの理論が重商主義に読めるとすればそれはなぜか、どのような点を以てかれを重商主義者と呼ぶことは適当か、こうした問題にこたえるかたちで、ステュアートの学説史上の位置を再検討に付す。

第二節 商業の経済学

2.1 商業の原理

本節では、本研究を通してみえてきたステュアート理論の概要を整理する。ステュアートの経済理論の核心を、本研究ではその特有の商業の原理にみてきた。商業は『原理』のなかで、非常にさまざまな役割を演ずる。本項で、それを大きく三点にまとめる。

第一に、もっとも代表的な機能として、商業による相場価格の形成が挙げられる。商人間の競争では、その商品の取得に要する費用と、その商品の再販売で見込まれる利益とが比較考量され、つねに社会的に妥当な価格が付けられる。ここで「社会的」というのはステュアート自身の使う表現ではないが、決定が個人の主観によるものではなく、与えられた情報と条件のもとでならどの商人も同じ選択を行なうという客観的な合理性を意味している。

商人間取引が行なわれる市場での時価は、情報にも代替的な取引対象にも乏しい消費者や生産者の参加する一般市場に対してある程度の価格支配力をもつ。ある程度の、というのは、時価は商人が売買で提示する最低あるいは最高価格の基準となるだけで、それを買い手がつり上げたり、売り手がおし下げたりするのを抑制する作用はないからである。

しかし、商人に買いとられる最高価格として時価がはっきりすれば、製造業者は逆に自分が最大限利潤を得るための戦略がたつ。通常、譲渡利潤を少しでも多く得ようと考えるならば、商品を実質価値よりもいかに高く売るか、ということが問題になる。実際に、自分のほしい商品ならば原価などとくに気にしない消費者が取引相手ならば、生産者は自分の費やした実質価値の大きさではなく、消費者が応じそうな水準をみて価格を提示できた。時によっても場所によっても、同じ商品には気まぐれな価格がつき、それが儲けのひとつの源泉になり得た。ところが、国内に商業が確立すると生産者の取引相手は消費者ではなく商人になる。ここでは、ほかの生産者と同じ商品を、自分だけ高い価格で売ることはできない。そうなると、同じ価格で売って利潤を得るためには、ほかの生産者よりも実質価

終章 ジェイムズ・ステュアートの重商主義理論

値を小さくするしかない。生産者が利潤を確実にする戦略は、高く売ることではなく「生計と支出を規制」すること、したがって安くつくることに切り替わるのである。

もし同じ価格で売っているのにある生産者は多くの譲渡利潤を得て、ある生産者はより 少ない譲渡利潤しか得られないとしたら、それはかれらの費やしている実質価値が異なる からである。換言すると、かれらのあいだでは生産の条件がちがっているからである。よ り多くの利潤を得るために、一方では不断に生産方法を改善し、他方では質素で倹約な生 活を心がけるようになる、というのが、ステュアートにおける交易国家での生産者像であ る。『原理』第二編以降ではこのような生産者がしばしば「勤労者」と呼ばれるが、勤勉 で倹約な勤労者像自体が、商業の原理によって明確にされれるものなのである。

商業の第二の機能は、商人市場での時価を全国の市場に届ける商品の集配荷である。これによって、全国でばらばらに生産、消費されていた商品が「ひとつ」の市場に集められ、「ひとつ」の価格で全国の商店に陳列されるようになる。これは二つの効果を随伴する。第一に、生産者の競争相手が全国に拡大する。第二に、消費者はどこにいても国内のほかの地域と同じ商品を購買できるようになる。商業の確立は、分断されていた国内の市場を、生産条件としての質的にも、品ぞろえとしては量的にも統一してゆく。ひとつの国のなかにひとつの市場が構築されるということ自体が、『原理』においては商業なくしてはなし得ないことなのである。

第三に、商業は取引を媒介する貨幣をも取引に最適なものに変えてゆく。商人にとって も、貨幣はもともとは経済活動の目的物である。より多くの貨幣を得るために、商人は転 売活動を展開してきた。しかし、商業が確立し外国貿易が展開されると、それまで国内で は貨幣と同義であった鋳貨を、貴金属という商品として扱う市場が構築される。そして為 替は、各国の鋳貨がもつ商品性を露見させる。

商人が求めるのは、商品としての貴金属ではなく勘定の手段としての貨幣である。すると商品性のある鋳貨は、商人が追求する目的物ではなく貨幣獲得のための一つの手段に変わる。そして、商人の中から鋳貨の質や重量のちがいから利得を得ようとする貨幣取扱業があらわれる。かれらの活動は二つのことをひき起こす。第一に、商人は同じ額面ならできるかぎり軽量貨で支払いを行なう。そのため、国内のさまざまな重さの個片のうち、市中に出回りつづける個片の重量は次第に軽いものに統一されてくる。拡大した重量のばらつきは、物理的に小さくなるのである。第二に、国家が設定する標準がいくらであれ、実際に流通している重量が為替の場で吟味されることで、現実のポンド・スターリングの価値が明らかにされる。勘定の単位としてのポンド・スターリングはかくして、どの個片の

あいだでも、どの市場のあいだでも一意に通用する計算貨幣に近づいてゆく。これもまた、 『原理』においては商業の効果なのである。

以上のように、ステュアートの経済理論は、商業の機能から価格決定や貨幣の生成を説いてゆく。商業が市場経済の原理を支える構造になっているのである。ただし、商業の原理は近代社会ならどこでも機能するわけではない。それは、商人の利潤を追求する行動原理に支えられ、商人と商人のあいだにだけ成立する。かれらはさまざまな商品の需要の見込みをしらべ、それを供給する生産者たちの生産条件もよく調査して、もっとも利潤の見込める商品を買い、もっとも利潤が大きくなるように売る。このように利潤最大化だけを基準に売買を行なう経済合理性が、市場経済の原理を支えているのである。

とはいえ、自らの生産した商品を売ったり、自らが消費するために買ったりする主体が存在しない国はあり得ない。どんな国の市場にも、核となる商人同士の市場のまわりに、経済合理性が貫徹されない市場は必ず残る。そしてこの周辺に残る非合理性が、為政者の手助けを必要とする。端的にいえば、『原理』の交易国家に為政者が必要になる理由は、商人のように合理的でない人間がいるからなのである。

それでは、なぜ『原理』では経済主体の行動原理がいくつも認められているのか。なぜ、 すべての主体を合理的に行動させたり、あるいは次第にそうなってゆくと考えなかったの か。ステュアートのこうした社会認識の根底には、『原理』全体を支配する「利己心」の 原理がある。

2.2 利己心の原理

『原理』の分析の基礎におかれている利己心の原理は, 第二編序言で次のように述べられている。

[5-A] 利己心の原理は、この研究を通じて普遍的な鍵の役割を果たすであろう。しかも、これはある意味では私の主題の支配的な原理と考えることができ、したがって、全巻にわたってその所在を確認することができる。それは、為政者が自由な国民を、彼らを統治するために立案した計画に協力させようとするさいに利用すべき主要なばねであり、また唯一の原動力でもある。

(中略)

この原理がもとになって、人々は千差万別の行動をとるのであり、しかもあらゆる 行動はそのあとになんらかの必然的な結果を生み出す。したがって、絶えず考慮してお

終章 ジェイムズ・ステュアートの重商主義理論

くべき問題は、およそ人類はしかじかの状況のもとではいかなる行動をとることが自分の利益になると思っているのか、ということである。 (Works I, 218-219)

ここでは、利己心について大きく三つのことが述べられている。第一に、利己心のはたらきは『原理』全体に適用される支配的な原理であること。第二に、それは為政者の統治を機能させるための唯一の原動力であること。そして第三に、利己心は人びとに千差万別の行動をとらせることである。引用前段の第一、二の点が利己心の適用範囲の説明、後段の第三の点が利己心の原理の内容を述べていることになる。利己心の原理の内容を読みとるため、引用後段に注目して検討をすすめる。

それによると、利己心が「千差万別の行動」を生みだす過程には、「しかじかの状況のもとではいかなる行動をとることが自分の利益になると思っているのか」の判断が入りこむ。重要な点は、人びとがなにを自分の利益になると思うかについてはとくに規定がないことである。人びとは貨幣獲得を利益と思うならそう行動すればよいし、とにかくはやく商品を処分したいならそうしてもよい。倹約に生活して貨幣を貯めこむのを利益と思うならそうするし、生存に必要でない贅沢を利益と感じる者もいる。利己的な行動という範疇には、経済的には合理的でない「利己」が追求される余地がひらけているのである。

いかなる行動が自分の利益と考えるかは、個人の立場や状況によって異なる。そのため、利己心の原理を「普遍的な鍵」にすることは、決してすべての主体の行動を一様に把握できるとか、すべての主体は同じ行動原理をもつ、といった発想にはつながらない。むしろ利己心を基礎におくと、「人々は千差万別の行動をとる」。しかしただばらばらに行動するというだけでは、それを基礎に理論を立ててゆくことはできない。重要なのは、人々がそれぞれの考えで千差万別に行動することが、「なんらかの必然的な結果を生み出す」というところにある¹¹⁾。

そして、利己心の必然的な結果のひとつが、近代社会における商業の原理の形成である。 利己心を自由に追求できるからこそ、勤労者の一部が商業をはじめ、商人たちの競争を通 して市場経済の機構が整えられてゆく。しかし、生産者と消費者が直接取引する市場がな くなり、すべての売買が商業の原理に媒介されるようになると、経済合理性で優位にたつ 商人と、そうでないほかの住民のあいだに新たな利害対立が生まれる。この対立もまた、 利己心の導きの必然的結果である。

ここで、利己心が必然的に利害対立を生むならば、利己心を抑制し為政者が住民を指導 すべきだという主張もあり得る。しかし、[5-A]で第二に指摘されたように、為政者が人び とを統治してゆくにも、利己心への理解が必要だとステュアートはいう。自分以外の利益 は、他の誰にもただしく推し量ることはできない。殊に、国家や社会の利益を個人がただしく認識することはきわめてむずかしい。自由な住民に利他的な行動を要請しても、一人ひとりが何を他人や公共の利益と思うかの判断基準はあまりに曖昧で漠然としているため、そこからどのような結果が得られるかはまったく不確実である。それならば、為政者が住民たちの利己心を理解し、必要に応じてその向かう先を誘導する方が、より確実な統治が可能になる。それゆえ、ステュアートは次のように、個人に対してはつねに自分の利益の行動することをもとめるのである。

[5-B] もしも公共心の原理がさらに推進され、国民がまったく無私になるならば、その国民を統治する可能性はなくなるであろう。誰も彼もがそれぞれ異なった観点から自分の国の利益を判断することになるだろうし、多くの人間が、自国の利益増進のために努力して、国家の破滅に協力することにもなるだろう。仮に1人の富裕な商人が自分の商品を利潤なしに販売し始めるとすれば、交易はどうなるであろうか。また別の商人が景気のよくない年に、何人かの職人に勤労を継続させるために、彼らの製品の価格を引き上げることなく、彼らの異常に大きな経費を肩代わりしてやるとすれば、同じような利点をもたないほかの職人たちはどうなるであろうか。広大な地所をもつ者が凶作の年にその穀物を安い価格で販売するとすれば、貧しい農業者はどうなるであろうか。人々が慈善を求めようとする者全員に食を与えることになったら、勤労はどうなるであろうか。公共心に基づくこのような活動は国家に任せられるべきものであって、個々人に求められているのは、ただ、それを妨害しないように努めることだけである。(Works I, 222)

ここでは、人びとが利己心で行動しないことの問題が指摘されている。利己心を抑制すると、利己心から生ずる「交易と勤労」も破綻する。これは、交易国家における生産と分配の機構が機能しなくなることを意味する。これでは結局、多くの住民を困窮させてしまう。利己心に基づく自由な活動を認めることは、政治経済学にとっては大前提でなければならないのである。それゆえステュアートは、経済合理的であろうとなかろうと、ともかく住民たちの利己心の原理を最大限損なわないように社会をまとめるのが為政者の役割だと考えた。そしてそこから発生する必然的な結果としての利害対立を、やはり利己心に沿うような仕方で解消へ導く。これが『原理』の方法と政策の基本姿勢なのである。

2.3 為政者の役割

利己心にもとづく自由な活動は、第一編でまず農工分業を、さらに第二編で商工分業を 生みだす。商業は、交易国家に市場経済という新たな分配機構をもたらす。しかし、商人 は国家や国民のためにそれをなすわけではない。消費者や生産者が自分のために市場にやっ てくるように、商人もまた自分の貨幣獲得のために市場に参加する。商人が市場で優位に たちやすいということは、消費者や生産者は商人に対して劣位になりやすいということで もある。それは具体的には、価格を上げられて必要な商品が買えなかったり、価格を下げ られて費用が回収できなかったりして、結果的に生活を脅かされるということである。

為政者は、交易国家を支える利己心を守りつつ、統治を行なう必要がある。現実的には、商人がそれ以外の住民から収奪することを阻止しなければならない。しかしそれは、単に商人の利潤追求を妨害することではない。統治の目的は公共の利益を維持し、また高めることであって、個人の利益を損なうことではない。それゆえ、ステュアートは生産や商業に従事する勤労者たちが追求する利潤と区別して、為政者にとっての利潤の概念を設定した。前者の利潤は交易国家における利己心の原理を明らかにし、後者の利潤は、それにもとづく経済活動の結果を公共の立場から評価するための基準の役割を果たしている。

この基準を用いて為政者が果たすべき仕事については、『原理』第一編の序言で次のように述べられている。

[5-C] この科学の主要な目的は、全住民のために生活資料の一定のファンドを確保することであり、それを不安定にするおそれのある事情をすべて取り除くことである。すなわち、社会の欲望を充足するのに必要なすべての物資を準備することであり、また住民(彼らが自由人であるとして)に、彼らのあいだに相互関係と相互依存の状態とがおのずから形成され、その結果それぞれの利益に導かれておのおのの相互的な欲望を充足させることになるように、仕事を与えることである。(Works I,3)

政治経済学の目的は、ステュアートによれば二つである。すなわち、生活資料を準備することと、仕事を与えることである。これは前者が生活資料の生産、後者がその分配に相当する。

交易国家の場合、生活資料の生産は勤労の原理によって遂げられる。勤労とは、貨幣獲得の欲求を原動力にして、人びとを自発的に行なう労働のことである。そして生活資料の分配は、互いに仕事で得た貨幣を使って各々が購買することで済まされる。このうち勤労

は、貨幣を獲得するという利己心によって支えられている。しかし、貨幣を得るために実際になにをするのか、無事に仕事をみつけることができるのか、という点は、必ずしも保障されてはいない。そして仕事がなければ、社会から生活資料を受けとることもできない。 したがって、為政者の最大の課題は、住民に「仕事を与えること」となる。

本稿第三章で検討した市場の不つり合いの議論は、この就業の問題につながっていた。一面的競争の直接の結果は、価格の極端な上昇や下落である。このうち、価格の下落が勤労者の経営と生活を脅かすことは容易に想像できる。ステュアートはさらに、消費者の一面的競争による価格の上昇も結局は生産者を脅かすのだと考える¹²⁾。なぜなら、高価格のために需要がなくなったり、人びとが安価な外国の商品を買うようになれば、勤労という原動力をもつ生産に対して需要がみつからなくなり、困難は最終的に生産の側に移転してくるからである。

また、特定の階級が他の階級から詐取すること、すなわち商人たちがそれ以外の人びとから不当に利益を上げることも、社会の依存関係をゆがませる。それは不公正や不公平というだけでなく、弱い立場の階級から生活の術を奪い、かれらを社会の紐帯から切り離す危険性がある。そうして社会の総資財から生活資料をひき出せなくなった人びとが、やむなく各々自給自足の生活をはじめるようになれば、社会という共同体を維持することはできない。

ただし、すでに指摘したように、ステュアートはそうした事態を防ぐために利己心を抑制したり、商業を禁止すべきだとはいわなかった。とくに商人たちの不正を回避するためには、商業の人手を増やして商人間の競争を回復すべきだと主張した。それはまさに、「それぞれの利益に導かれておのおのの相互的な欲望を充足させることになるように、仕事を与える」提案だったのである。

以上のように、『原理』は利己心の原理を全体の導きの糸として、自由な経済活動と競争がもたらす新しい市場経済の秩序を基礎に、全住民のあいだの相互依存の関係を維持する方策を明らかにしようという研究であった。それでは、このような理論は学説史上にどのような独自性と位置づけを認められるべきか、次節で最後にこの点について考察する。

第三節 ジェイムズ・ステュアートの重商主義

3.1 商業の理論家

前節で、本稿が検討してきた『原理』のあらすじを追った。そこから得られた『原理』体系の特徴として、次の二点を挙げることができる。第一に経済理論の核におかれた商業論の存在、第二に市場経済の原理に対する信頼と問題意識の関係性である。本節ではこの二つの点から、ステュアートの「重商主義」的な特徴を再考する。本項では、第一の点をみてゆく。

ステュアート理論の最大の特徴は、その商業論の独特な位置づけにある。本研究の問題意識は、商業論展開の理論的可能性を再考することにあった。ステュアートは近代社会での市場経済のしくみを、商業の原理があってはじめて成り立つものとして説く。商品がいつでも安定した価格で棚に並び、貨幣をもってゆけば好きなものを安んじて購買できるという当たり前の市場を構築するのが商業の原理なのである。このように商業論から市場経済のしくみを解明する試みは、古典派以前の古い学説ながらも、今日むしろ新しい発想として読んでゆくことができる。しかし、「重商主義者」ステュアートが流通の分析に注力してきたことは、これまではむしろ生産過程の把握に到達できなかったことのあらわれと理解されてきた。市場や競争を論ずる際に商人や商業をたびたびもちだすのは、「重商主義者」ステュアートの理論的限界だと消極的に評価されてきたのである。

ただし、本稿がみてきた意味での〈商業〉の社会的機能の重視も『国富論』以来批判されてきた考え方であったかというと、必ずしもそうではない。むしろ、この点についてはステュアートとスミスのあいだにかなり似かよったところすらみられることは注目されてよい。

スミスは『国富論』第三篇で国家の富裕への道のりについて論じている。その第一章で富裕への「自然の進路」を説いたのち、ヨーロッパが現実にはそれと逆行して発展を遂げてきたと指摘する。そして、それにもかかわらず繁栄と富裕がもたらされた背景に、かれもまた〈商業〉の役割をみている。すなわち、「商業活動が商人に対しておのずともたらす秩序、経済、注意といった習慣は、商人をば、どのような改良計画にしても、利潤をあげて成功裡に遂行することに、よりよく適合させるのである。/…農村住民のあいだに、商業と製造業は徐々に秩序と善政をもたらし、それとともに個人の自由をも、もたらした。この点は、ほとんど注意されていないのだが、商工業がもたらした諸結果のなかで、もっとも重要なものである」(Smith[1776]p.412。/は改行)13)。そして、商業がもつ制度・

慣行の形成能力への信頼が強いからこそ,スミスの描く社会は安定性を帯び補完的な政策 を不要とするのである¹⁴⁾。

しかし、スミスは一方で商業の秩序形成能力を評価しながらも、他方、完成してしまった「商業的社会」¹⁵⁾ での商業の機能はあまり問題としなかった。商業的社会においては、ステュアートが論じたような商業による市場経済の構築は、もはや前提として完了していた。そのために、経済を生産と消費の世界として論じるといういわば重〈産〉主義的な理論を構築してゆくことになったのである。そしてこの立場は、古典派以降も数多くの理論に意識的にせよ無意識的にせよ支持され続けている。

それに対して、ステュアートは市場経済と商業のあいだの不可分の関係性を示した点に独自性が認められる。同時に、かれは市場の発展や拡張には商業の拡張が必然的に随伴することも指摘した。こうした議論は、かれの時代から今日まで失われることのなかった商業という活動の社会的な機能について、ひとつの解釈を提示するものとして参照できる。このように商業を重視したという意味で、ステュアートはまさに重〈商〉主義者であった。それは自由主義の対立項というよりも、商業論分析の代わりに生産論分析に関心を向けた重〈産〉主義というべき理論的立場と対立する新たな理論的立場なのである。

3.2 自由と保護のつり合い

ステュアート理論のもうひとつの特徴は、「重商主義者ステュアート」の「保護主義」 の理解に関わる。

ステュアートが幼稚産業保護や保護貿易を主張していたことはひろく知られている。また、そうした主張の根拠として市場の不つり合い、とくに重要の不足が指摘されていることも、ステュアート理論の特徴としてしばしば挙げられる。実際に、本稿でもステュアートがいくつかの文脈で為政者の介入を訴えていることをみてきた。したがって、この点にかんしてステュアートが保護主義ではないと再評価することはできない。ただし注意すべき点は、ステュアートが為政者の政策や誘導の必要だけを説いたのではない、というところにある。すなわち、『原理』ではたしかに為政者の介入をもとめる論述もあるが16)、同時に利己心や自由を重視し、競争を促進すべきだという主張も見うけられるのである。

こうしたいわゆる保護主義と自由主義の混在も、これまでは市場の自律性を信頼できず、 自由主義で一貫させられなかった結果だと消極的に評価されてきた。しかし『原理』をく わしく読んでみると、ステュアートが商業の原理、したがって商人間で構築される市場に ついて不完全や限界を指摘する箇所はみられないことに気づく。ステュアートは商人間市 場の内側についてはつねに自由な競争をもとめ、商人の活動を制約したり妨害したりすることは決して主張しなかった。介入がもとめられるのは、一国に「市場」を提供する商業の原理の内部ではなく、商業の原理が商人以外の住民と接する部分であった。『原理』は、市場経済内部の原理に欠陥があるから介入すべきだといったのではなく、市場経済の原理と経済合理性を必ずしも貫徹させない人間社会との「あいだ」を調整すべきだと主張しているのである。

こうした目で『原理』第二編の表題「交易と勤労 Of Trade and Industry」をながめてみると、この二つの概念の関係も新しい解釈が与えられる。第二編における trade は、商人と商人のあいだに発生する市場空間、 またはそこで生ずる原理を指して使われていた。重要なのは、商業活動を行なう主体は決して trade とは書かれず、必ず merchantという別の単語で表記されていたことである。それに対して、industry の用法は広範かつ曖昧で、確定することがむずかしい。第二編第一章の定義によれば、貨幣獲得のために行なう自発的な労働はすべて industry である。実際に、勤労はもともと貨幣獲得をもとめて農業からはじまる活動として登場し、第二編にはいるとそれはしばしば製造業者の代名詞として用いられている。さらに第二編序盤の交易の導入論をみてみると、商人も industry のなかで商業に従事する住民を指す語であることが読みとれる。したがって、industryという概念は特定の産業と厳密に結びつけて使われているわけではなく、自由な国家で自発的に労働に赴くすべての人間を意味する概念だと理解できる。

このように整理すると、表題の二つの概念は and でつながれているが、実際には意味する範囲のまったくちがう語であるという解釈が可能である。二つのうち industry は、封建的で軍事的な社会が自由で商業的になってきた過程(Works I, 13-14)で新たに生ずる人間の行動原理、より厳密には労働の動機を意味している。これは第二編よりも、むしろ第一編で歴史的な議論とともに導入される概念である。それに対して trade は、一部の勤労者が商業に就くことではじまり、第二編の実質的な主題をなしている。これは商業に従事する主体の意味は含まず、つねに合理的な商人の「あいだ」の場や力学を指す。換言すれば、市場経済の場とそこではたらく原理を指す。したがって、『原理』第二編の表題は、「商業と産業」ではなく、「市場経済の原理」と「人間の社会」という二つの異なる世界の関係を検討するという意味で解釈することができる17)。

いずれにしても、ステュアートを保護主義という場合には、「保護」の対象に注意する 必要がある。商業が構築する市場経済への信頼と、かかる市場と社会のあいだに生ずる軋 轢への問題意識の両面をおさえなければ、ステュアートは市場の不完全性を主張して政策 論を展開した、というような『原理』の商業論と整合しない解釈につながってしまう。ひ とつの著作で自由主義と保護主義の二つの見解が同時に説かれているのは、それぞれが市 場経済の内部と、それを縁どる社会との接触点とに別々に向けられているからなのである。

3.3 課題と展望

以上,本研究はジェイムズ・ステュアート『経済の原理』を第二編を中心に検討してきた。それによって,ステュアート商業論の次のような独自性を見出だすことができた。すなわち,第一に,市場経済のしくみを支える基礎原理として商業論を展開する可能性。第二に,流通過程の商業の原理が生産や貨幣現象に影響を及ぼしてゆく構造である。

また『原理』体系については、さらに次の特徴を指摘してきた。第一に、商業論を軸にして『原理』体系、とくに第二編以降の展開が整合的に再解釈できること。第二に、為政者の行動基準や政策的介入の提言も、商業の原理を促進しつつ、その有害な結果から社会を守るという立場で展開されていること。第三に、それが商業を軸にした経済理論という学史上も独創的な経済学説であること。これらのいくつかは、従来の研究でも部分的に指摘されてきたことではあった。それでもなお、本研究は『原理』の集中的な検討を通してその典拠を明示した点に独自の貢献が認められると考える。

しかし一方で、本稿は未だに未解決の大きな問題をいくつか残している。ここでは最後 に、残された課題を大きく三点にまとめておく。

第一の課題は、『原理』後半体系の分析である。本稿は商業論に注目したため、『原理』 全五編のうちほとんどの検討を第二編に費やし、それ以外にはわずかに第一編と第三編の 一部分に触れたにすぎなかった。とくに第四、五編についてはまったく検討が加えられて いない状態にある。しかし、貨幣・信用論は近年ステュアート理論のなかでも大きく再評 価がすすめられている重要な領域である。本研究による前半体系の新解釈をもとに読みと くことで後半体系からどのような新知見が得られるか、という点は、ステュアート研究と しての本研究の意義を大きく左右するにちがいない。

ただし、貨幣・信用論へすすむための足がかりとして、本稿第四章で貨幣論を検討し、 前半体系と後半体系をつなぐ論理として商人の活動が重要であることを示しておいた。第 四編で銀行業を営む主体も、『原理』によるとやはり「商人」とされている。したがって、 本稿の商人と商業の理解を活用することで、後半体系も新たな視角から再解釈してゆく余 地は十分にあると考えられる。 第二の課題は、最後に試みた「重商主義」の再検討である。重商主義は今日、きわめて多義性を帯びた概念になっている。本節ではむしろそこを切り口にして、ステュアートのmercantile system を規定した。それは、市場の原理をつくりだす原動力を生産ではなく商業に見出だすという、ひとつの理論的立場を意味することとなった。しかし、広範な時代や内容を包含している重商主義学説の理論的可能性をみなおすには、ステュアートひとりの研究では不十分である。また、商業活動を主に論ずるほかの著作から、ステュアートともちがった新たな商業論が学べる可能性もある。したがってここには、商業論のよりひろい学史的探求という仕事も残されていることになる。

第三の課題は、本研究のもっとも根本的な問題意識に関連して、経済理論における商業論の位置づけを再検討してゆくことである。本稿は、経済理論に対する問題意識に端を発したものの、実際にはステュアートの考えを整理して提示することに終始した。しかし、周知のとおり『原理』には賃労働や生産過程など、十分な考察がみられない領域もある。したがって、ステュアート理論から受けとれる知見は、あくまでかぎられた理論領域にかかわるものにとどまる。また、ステュアートはかれの理論を継承する固有の学派をもたない。そのため、「ステュアートが論じていた」というだけでは理論研究としての積極的な意義はうすい。本研究で得た商業論は、ステュアートや『原理』という固有名詞から離れても意味のある理論へ彫琢されなければならない。これはもっとも途方もなく、しかしもっとも重要な課題である。

以上のように、本稿のかぎられた検討範囲の周囲には、未だ広範かつ多大な課題が残されている。しかし、これらの新たな課題を得るためにも、『原理』を「重商主義」ではなく重〈商〉主義として読解してゆく姿勢は不可欠であった。したがって、本研究はジェイムズ・ステュアートの古典から商業論の新たな可能性を発見し、またそれをもとに『原理』体系が整合的に再解釈できることを明らかにしたことを以て、これをジェイムズ・ステュアート商業論研究としてむすぶ次第である。

- 1) 『国富論』がステュアートに直接言及しなかったことは周知の事実だが、同時に、スミス がステュアートの『原理』を知っていたであろうこともまた周知である。1772年にスミ スがパルトニーに宛てた手紙において、「サー・ジェイムズ・ステュアートの本について は、私は貴方と同じ意見を抱いております。一度もその本に言及はしませんでしたが、同 書の誤った理論はどれも,私の本の中で明白かつ的確な論駁に遭っているものと自負して います」と書きのこしていることからも、それが確認できる。『国富論』におけるステュ アートの扱いについては、大河内一男監訳『国富論』(第二分冊)第四篇第一章に付され た訳注の解説が参照できる。それによると、「スミスが名ざしで俎上にのせた重商主義者 は、おもにマンであり、他にはロックがあるにすぎない。しかしスミスは、百年も百五十 年も前の経済理論を批判するために『国富論』の大冊を書いたわけではない。…… [上の パルトニー宛の手紙を引用し,――引用者]スミスの重たる論敵が,実は『国富論』に先 立って、一七六七年に出たステュアート『政治経済学原理』の壮大な重商主義理論体系だっ たことを物語っている」(大河内監訳『国富論』第二分冊pp.76-77)。たしかに,『国 富論』の論敵が百年前の理論だというのはやや違和感をおぼえる。しかし他方で、スミス が『国富論』のなかでステュアート理論を論駁することと、かれがステュアートを重商主 義者として論駁することとは別の問題である。スミスの本意を知ることはむずかしいが、 それゆえに、ここには『国富論』の想定する重商主義者にステュアートが含まれていなかっ た可能性が残る。Skinner氏は、『原理』ドイツ語版[1993]の別冊解説p.23にて、「スミ スがステュアートの本はみずから定義したところの重商主義文献には属しないと認めてい たことは、たしかにあり得る。ともあれ、かれはこの本が当時の経済諸現象のもっともら しい解釈であることを認識していた。というのも、ステュアートは無数の政策的要請を一 般的な体系として提出したのだが、それは「自由貿易」へのスミスの要請を特定の場合に は包摂するものであり、ただし国により成長率が異なるとすればこの要請に普遍的妥当性 はみなされ得ないと理解されていたのである」と述べている。『原理』を重商主義を超え たものと位置づける発想については、Skinner[1981]も参照できる。Heckscher[1931]で は、ステュアートは重商主義以後の理論家と位置づけられたことでとり上げられなかった。 また新村[2001]は、上の手紙においてスミスが「誤った理論」で指しているのはステュアー トの信用論であるとして、『国富論』のエア銀行倒産にかんする議論からスミスのステュ アート批判を読み解いている。
- 2) とくにList[1841]第二九章を参照。

- 3) ただし、リストはこのような批判点に対する冷静な反省として、「農業の利益を損ないつつ、また道理に反したやりかたで……製造業を奨励しようと思っている」、「自国の市場での自由競争の容認によって製造業者と商人とが怠惰にならないようにすることを、教えない」、「政治目的ばかりを追っていて、あらゆる国民の世界主義的関係、全人類の目的を見失い、……保護制度で足りる場合に禁止制度を実施させ、あるいは適度の保護関税がいっそう目的にかなっている場合に禁止にひとしい関税を課する」(同[1841]pp.394-395)ことなど、重商主義の諸欠点も指摘している。
- 4) ただし、同じドイツでものちのHasbach[1891]などは、ステュアートを国民経済学者として高く評価した。
- 5) ステュアートを人口論について評価する言及として、のちにSchumpeterも次のように述べている。曰く、「『国富論』を除いては、厳格に体系的な種類のものとして挙ぐべき書物は、僅かに一つであるが、しかしこの一つは第一級の重要性をもつものである。ジェームス・スチュアートの『政治経済の原理』これである。この書物は最初から体系的なものたるべく意図されており、また実際にもそのために非常に努力されているものであった。……人口・物価・貨幣および課税の理論においては、スチュアートは、アダム・スミスが楽しそうに自らの航路をとっていた平穏な水面以下遥かに深くまで進んでいた。けれどもこれらの理論の意義深い貢献をなしたのは、ただ第一のものに関してのみであった」(Schumpeter[1954]p.176)。またこれらの『原理』体系批評のいずれにおいても、tradeないし commerce が主な論点に挙げられていないことには、ステュアート商業論への注目の欠如がみてとれる。
- 6) 小林[1978]は、リストが読んだ重商主義の著作家としてチャールズ・キング、ジェイムズ・ステュアート、ダヴナント、チャイルド、コンドルセ、ハミルトンらを挙げている。その上で、キングの影響をとくに重要だとして、「リストと重商主義との問題は、……リストとキングとの問題として集約的に把握しかつ表現することができる。そうしてまた、キングの重商主義がこれを一応リストの用語における工業主義と見なしうることも、われわれが同時に知ったところである」(小林[1978]p.373)という。

- 7) なお、重商主義の語はリストにおいてもスミスと同じ Mercantilsustem とつづられてい る。それを、今日一般的に用いられる mercantilism---ただし原語はドイツ語のため Mercantilismus—に塗りかえたのは、グスタフ・シュモラー (Gustov von Schmoller, 1839-1917) である。シュモラー[1884]『重商主義とその歴史的意義』は, 重商主義の本 質は「国家形成」であり、「この主義の本質は、決して貨幣増加または貿易差額に関する 学説の中にのみあるのではなく、また関税線や保護関税や航海条例の中にのみあるのでも なく、……社会およびその組織ならびに国家およびその制度を全面的に変革すること、地 方的,領域的経済政策に代うるに国家的・国民的経済政策を以てすること,の中にある」 (Schmoller[1884]邦訳p.56) という。そしてこのように新たに、すくなくともスミスとは 異なる意味あいで定義した重商主義を「Merkantilismus」と表記した。
- 8) ただし、マルクスが用いる「重商主義」の原語はほぼすべて Merkantilsystem , 重金主 義の原語も Monetarsystem である。なお「重商主義者」は Merkantilisten である。確認 できたかぎりでは、『経済学批判』と『剰余価値学説史』に出てくる「重商主義」はすべ て Merkantilsystem であった。『資本論』については、資本論翻訳委員会で作成された『資 本論総索引』(新日本出版社、1997年)によると「重商主義」の見出し語が Merkantilismus とされているが、実際の原語は一例をのぞいてすべて Merkantilsystem あるいは Merkantilisten であった。ただし、『資本論』第三巻第四篇第二十章「商人資本 に関する歴史的諸事実」の章末に、一度だけ Merkantilismus の語を確認することができ た。ただし、そこに意図的な使いわけがなされているかは明らかではない。

- ⁹⁾ 主著『資本論』でも言及があるが、本論で挙げた著作と比べるととり扱いはちいさく、ま た扱いとしては検討よりも引用が主である。言及されている箇所も、他の諸著作で検討が 加えられた勤労や貨幣にかんする議論と概ね一致する。ただし,『資本論』ではじめて検 討、あるいは援用されているように見うけられる議論として、『資本論』第三巻第二篇第 十章「競争。市場価格と市場価値。超過利潤」における競争論の内容には注目される。そ こで、マルクスは次のように競争を説明する。「競争でさしあたり弱いほうの側は、同時 に、個々人が自分の競争仲間の集団から独立に、またしばしばその集団に直接に対抗して 作用し,またまさにそうすることによって相互の依存が感知されうるようにする側であり, 他方、強いほうの側は、つねに、多かれ少なかれ、まとまった統一体として相手側に相対 する。この一定種類の商品にたいして需要が供給より大きければ、ある買い手が――ある限 界内では――他の買い手より高い値をつけ、こうしてその商品の価格をすべての買い手にとっ て市場価値よりも高いものにするのであり、同時に他方では、売り手たちが共同して高い 市場価格で売ろうとする。逆に、供給のほうが需要より大きければ、ある一人がより安く たたき売りすることを始め、他の人々もこれにならわなければならなくなり、他方、買い 手たちは共同して市場価格をできるだけ市場価値以下に引き下げようとする。共同する側 が各人の関心の的になるのは、……共同側に参加する方がより多く儲かるあいだだけであ る。……もし一方の側が優勢ならば、この側に属する各人が儲ける。それは、ちょうど彼 らが共同的独占を実行するようなものである。もし一方の側が弱いほうの側であれば、各 人は、自分だけはもっと強い者(たとえば、より少ない生産費で仕事をする者)になろう とすることもできるし、または少なくともできるだけうまく逃れ出ようとすることができ る。そして、ここではだれも隣人のことなどかまいはしない――と言っても、自分の行動は 自分だけではなく仲間の全体に影響するのではあるが」(DK., Ⅲ, S.203-204。() は原 文)。本稿第三章の競争論を想起すると、ここでマルクスが述べている内容が一面的競争 と両面的競争の議論に酷似していることがわかる。ただし問題は、この文章にかんして注 や本文でのステュアートにかんする言及が存在しないことである。文末に注が付いている が、独占にかんするS.ベイリーの引用のみである。原稿自体は『経済学批判』、『剰余価 値学説史』執筆後のものなので、ステュアートからなんらかの影響を受けていてもおかし くはないが、それを確認するためには今後検証を行なう必要がある。
- 10) ただし、マルクスは経済学を学ぶ最初期にリストの著作にあたっていたため、リストがステュアートを重商主義と呼んだことがステュアートの扱いに影響した可能性はある。
- 11) この発想は、同時期のアダム・スミスの「意図せざる結果」 (Smith[1776]p.456) に近いもののように読めるが、そこから引き出される結論は二者で大きく異なるものになった。
- 12) 需要の一面的競争の帰結にかんするくわしい議論は、『原理』第二編第十章「仕事と需要の均衡について」を参照。

- 13) スミスはここに続けて、「私の知るかぎりでは、従来この点に着目した著述家はヒュー ム氏ただ一人である」というが、本稿の考察が正しければ、ステュアートもまた同じ点を 重視していたのである.
- 14) 水田[2002]p.144を参照.
- 「分業がひとたび完全に確立すると,……かれは,自分自身の労働の生産物のうち自分 自身の消費を上回る剰余部分を、他人の労働の生産物のうち自分が必要とする部分と交換 することによって、自分の欲望の大部分を満たす、このようにして、だれでも、交換するこ とによって生活し、いいかえると、ある程度商人となり、そして社会そのものも、まさし く商業的社会とよべるようなものに成長するのである」(Smith[1776]p.37).この言及 からすると、スミスはむしろステュアートが商業の機能を商人の活動に限定していること に対して、「商業的社会」ではだれもが商人的に経済合理的な活動をするのだ、と考えて いたように読める。ステュアートが経済合理性を商人に限定した理由は、本論でみたよう に直接の生産者や消費者は利潤ではなく生活や消費のため取引の対象を特定の商品に拘束 される点を重視したからであり、スミスがそれをどう処理して「商業的社会」で合理性の 限定を解消したのかは明らかでない。ただし、上の記述がそもそもステュアート批判を目 して書かれたのでないであろうことはいうまでもない。
- 16) 政策的介入の必要性を主張する記述は、とくに『原理』第一編によくみられる。たとえ ば『原理』第一編第十四章では、「私の判断によれば、自由な社会を1つにまとめて行くの に最もよい方法は、相互的な義務を増やし、そのすべての構成員のあいだに全般的な依存 関係を作り出すことである。これが行なわれるには、一定数の住民を全住民が必要とする 量の食物の生産に振り向け、残りの者たちはほかのあらゆる欲望の充足のために適当な階 級に配置するということによる以外にない。さらに言えば,この配置は最も合理的である だけでなく、人類はおのずとそのように分かれていくものなのである。そして、特定の仕 事がなかった人々には貧苦がつきまとうものであるし、また常につきまとってきたのであ る」(Works I, 110) と述べている。この記述の前半部分では、為政者が住民を「生産に 振り向け」たり、「適当な階級に配置」することが社会をまとめるのに必要だといわれて いるように読める。引用の最後の一文も、それに整合して、仕事が与えられなかった場合 の苦境を指摘するものと読むことができる。ただし、こうした記述の中にも「人類はおの ずとそのように分かれていくものなのである」と自由な社会のなりゆきを信頼するような 表現が挿入されていることは留意されてよい。

¹⁷⁾ 馬渡[1997]では、trade と industry について「そこでは [近代社会では——引用者], 労働は交換によって等価物を得ることを目的とする自発的な欲望に基づく勤労(industry) として、農業と工業は剰余を貨幣として実現することを目的とする商業(trade)として行 われている」(馬渡[1997]p.23) といわれている。この解釈には二点疑問がある。第一に、 たしかに第一編には、「生存のための農業」と「営業のための農業」(Works I, 116)と いう表現があり、そこでは商売一般の意味で trade という単語が使われている。しかし、 その際の対比は自給と商売であって、trade と industry の関係とは使用される文脈が異なっ ている。したがって、商売一般を意味する trade の語法を「交易と勤労」の解釈に適用す るのは無理がある。第二に、勤労の説明にある「交換によって等価物を得ることを目的と する」と商業の説明にある「剰余を貨幣として実現することを目的とする」という表現は 実質的には同義である。そして、第二編第一章の交易と勤労の定義を想起すると、この内 容はどちらも industry の定義と一致する。また、同章の定義で trade は「商人」の活動と されていること、農業者や製造業者を明らかに商人とは区別していることなどを考慮する と、第一編の用法を援用して第二編の主題である交易を農業や工業だとする解釈には問題 がある。

参考文献

- Akhtar, M. A. [1978] Sir James Steuart on Economic Growth, *Scottish Journal of Political Economy*, Vol. 25, No.1, pp.57-74.
- Anderson, Gary M. and Tollison, Robert D. [1984] Sir James Steuart as the Apotheosis of Mercantilism and His Relation to Adam Smith, *Southern Economic Journal*, Vol. 51, No. 2, pp. 456-468.
- Augier, Laurent and Theré, Christine [1999] James Steuart's Approach to Stability of Price and Economic Policy: the Example of Grain Prices, in *The Economics of James Steuart*, ed. by Róman Tortajada, London: Routledge.
- Brewer, Anthony [2011] The Concept of an Agricultural Surplus, from Petty to Smith, *Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 33, No. 4, pp.487-505.
- Ehrlich, Harold B. [1955] British Mercantilist Theories of Profit, *The American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 14, No. 4, pp.377-386.
- Fortrey, Samuel [1663] Englands Interest and Improvement: Consisting in the Increase of the. Store, and Trade of this Kingdom, 2nd edit., 1673, rept. in Mercantilism, ed. by L. Magnusson, London; New York: Routledge, 1995.
- Hales, John? [1581] *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England*, ed. by Elizabeth Lamond, 1893. [出口勇蔵監修『近世ヒューマニズムの経済思想』有斐閣、1957年] この著作はLamond氏によって、Halesの著作であると推定されている。
- Hasbach, Wilhelm von [1891] Untersuchungen über Adam Smith und die Entwicklung der politischen Ökonomie, Leipzig: Duncker & Humblot.
- Hatchison, T. W. [1978] *On Revolution and Progress in Economic Knowledge*, London: Cambridge University Press.
- Heckscher, Eli F. [1931] *Merkantilismen: ett led i den ekonomiska politikens historia*, Stockholm: P.A. Norstedt, rev. ed. by E. F. Söderlund, translated by Mandel Shapiro, London: George Allen & Unwin, 1955.
- Hutchison, T. W. [1988] *Before Adam Smith: The Emergence of Political Economy, 1662-1776,* Oxford: Basil Blackwell.
- Johnson, E. A. J. [1937] Predecessors of Adam Smith: The Growth of British Economic Though, Reprints of Economic Classics, New York: A.M. Kelley, 1960.
- Karayiannis, Anastassios D. [1991] Sir James Steuart on Value and Prices, *Spoudai*, Vol. 24, No. 2, pp.167-190.
- Marx, Karl [1859] Zur Kritik der Politischen Ökonomie, in Marx-Engels Werke, Bd. 13, Dietz Verlag. [杉本俊朗訳『経済学批判』国民文庫,1966年]

- Marx, Karl [1865,67,68] *Theorien über den Mehrwert*, Teil 1-3, in *Marx-Engels Werke*, Bd. 26, Dietz Verlag. [岡崎二郎・時永淑訳『剰余価値学説史』(全9分冊)大月書店, 1970-1971年] ただし、引用の際はMw., I, S.661のように略記する。
- Marx, Karl [1867,85,94] *Das Kapital*, Band 1-3, in *Marx-Engels Werke*, Bd. 23-25, Dietz Verlag, 1962-64. [資本論翻訳委員会訳『資本論』全3巻(全5分冊)新日本出版社, 1997年] ただし、引用の際はK., I, S.225のように略記する。
- McColloch, William [2011] Marx's Appreciation of James Steuart: A Theory of History and Value, Department of Economics Working Paper Series, University of Utah, No. 2011-09.
- Meek, R. L. [1967] Economics and Ideology and Other Essays: Studies in the Development of Economic Thought, London. [時永淑訳『経済学とイデオロギー』法政大学出版局, 1969年]
- Menudo, Jóse and Tortajada, Ramón [2015] Double Competition and Market Stability in Sir James Steuart, *History of Economic Ideas*, No. 2015-04.
- Nohara, Shinji [2018] Commerce and Strangers in Adam Smith, Springer.
- Schmoller, Gustav von [1884] Das Merkantilsystem in seiner historisschen Bedeutung; stoädtische, territoriale und staatliche Wirtschaftspolitik, in *Umrisse und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs-und Wirtschaftsgeschichte—besonders des Preußischen Staates im 17. und 18.* Jahrhundert, 1898, Leipzig, Hildesheim. [正木一夫訳『重商主義とその歴史的意義』未来社, 1971年]
- Sen, Samar R. [1957] The Economics of Sir James Steuart, London: G. Bell and Sons.
- Shaikh, Anwar [2016] *Capitalism: Competition, Conflict, Crises*, New York: Oxford University Press.
- Schumpeter, Joseph A. [1954] History of economic analysis, from manuscript, ed. by Elizabeth Boody Schumpeter, New York: Oxford University Press. [東畑精一訳『経済分析の歴史』 (全7分冊) 岩波書店, 1955-62年]
- Smith, Adam [1776] An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, London, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford: Clarendon Press. [大河内一男監訳『国富論』(全3分冊)中公文庫,1978年]
- Steuart, Sir James [1805] *The Works, Political, Metaphysical, and Chronological, of the late Sir James Steuart of Coltness, Bart. Now First collected by General Sir James Steuart*, Bart., 6 vols., London, ed. by A. S. Skinner and N. Kobayashi, 4 vols., London: Pickering & Chatto, 1998. [小林昇監訳『経済の原理』(全2分冊)名古屋大学出版会, 1993-1998年]
- Tortajada, Ramón [1999] Rate of Interest, Profit and Prices in the Economics of James Steuart, in *The Economics of James Steuart*, ed. by Ramón Tortajada, London: Routledge.
- Vickers, Douglas [1959] Studies in the Theory of Money 1690-1776, Philadelphia: Chilton Co.

Wermel, Michael T. [1939] *The Evolution of the Classical Wage Theory*, Colombia University Press. 「米田清貴・小林昇訳『古典派賃金理論の発展』未来社、1958年〕

Yang, Hong-Seok [1994] *The Political Economy of Trade and Growth: An Analytical Interpretation of Sir James Steuart's Inquiry*, Cornwall: Edward Elgar.

泉正樹[2009]「計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評」『東北学院大学経済学論 集』第172号。

大友敏明[1987]「ステュアート『原理』における経済循環の把握について」『三田学会雑誌』第80巻第3号。

大友敏明[1997]「ジェイムズ・ステュアート研究の現段階」経済学史学会『年報』第35 巻。

大森郁夫[1996]『ステュアートとスミス』ミネルヴァ書房。

大山均[1983-84]「J.ステュアートの貨幣把握とその理論的根拠」(上・下)法政大学大学 院『法政大学大学院紀要』第11、12号。

奥山忠信[2004]『ジェームズ・ステュアートの貨幣論草稿』社会評論社。

奥山忠信[2009]「ジェームズ・ステュアートの貨幣数量説批判」埼玉学園大学『埼玉学園 大学紀要経営学部篇』第9巻。

川島信義[1972]『ステュアート研究――重商主義の社会・経済思想』未来社。

小林昇[1965]『原始蓄積期の経済諸理論』未来社。

小林昇[1977a]『小林昇経済学史著作集IV イギリス重商主義研究(2)』未来社。

小林昇[1977d]『小林昇経済学史著作集VJ.ステュアート研究』未来社。

小林昇[1977c]『増補 国富論体系の成立』未来社。

小林昇[1978]『小林昇経済学史著作集VI フリードリッヒ・リスト研究(1)』未来社。

小林昇[1994]『最初の経済学体系』名古屋大学出版会。

高垣寅次郎[1927]『貨幣の本質』同文館。

竹内謙二[1932]『重商政策発達史』日本評論社。

竹本洋[1988]「商業社会と統治——A.フレッチャー、D.ヒューム、J.ステュアート」田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究——スミス経済学の視界』北樹出版、第2章所収。

竹本洋[1995]『経済学体系の創生―ジェイムズ・ステュアート研究』名古屋大学出版会。

田添京二[1961]「ステュアート『経済学原理』の発刊と批評会の動向——マンスリー・リヴュー誌の書評を中心にして」福島大学経済学会『商学論集』第30巻第1号。

- 田添京二[1990]『サー・ジェイムズ・ステュアートの経済学』八朔社。
- 新村聡[2001]「スミスのスチュアート信用論批判」岡山大学『岡山大学経済学会雑誌』第 32巻第4号。
- 林識慧[1987]「ジェイムズ・ステュアートの利潤概念」時永淑編『古典派経済学研究』第4 巻,雄松堂出版,第2章所収。
- 平瀬巳之吉[1954]『経済学の古典と近代』時潮社。
- 古谷豊[2003]「ジェイムズ・ステュアートの計算貨幣論」東京大学『経済学研究』第45 号。
- 古谷豊[2004]「ジェイムズ・ステュアート貨幣論の構造」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第112号。
- 松本久雄[1973]「観念的度量単位説と貨幣数量説」桃山学院大学『経済学論集』第14巻第4 号。
- 馬渡尚憲[1997]『経済学史』有斐閣。
- 水田健[2002]「アダム・スミスの「自然的自由の制度」と重商主義」竹本洋・大森郁夫編 『重商主義再考』日本経済評論社、第4章所収。
- 宮澤和敏[1990]「J.ステュアートにおける「均衡」水準の特殊性」『東京大学経済学研究』 第33号。
- 山本誠之[1984-85]「ステュアート『原理』における『剰余』について――『譲渡利潤』から 『勤労利潤』へ―」(1・2)立正大学『経済学季報』第34巻1・2合併号,同巻3・4合 併号。
- 和田重司[1978]『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房。